

官報号外

平成十九年十一月二十六日

○ 第百六十八回 参議院会議録第九号

平成十九年十一月二十六日(月曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第九号
平成十九年十一月二十六日
午後二時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度決算の概要について)

第二 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度決算の概要について)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号 国務大臣の報告に関する件(平成十八年度決算の概要について)

財務大臣から発言を認められております。発言を許します。額賀財務大臣。

〔國務大臣額賀福志郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(額賀福志郎君) 平成十八年度の決算の概要を説明いたします。

平成十八年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告につきましては、その概要を説明申し上げます。

まず、平成十八年度の一般会計の決算につきましては、歳入の決算額は八十四兆四千百二十七億円余、歳出の決算額は八十一兆四千五百四十四億円余、歳余であります。このうち、予備費につきましては、その予算額は二千五百億円であり、その使用額は二百九十八億円余であります。

次に、平成十八年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は三十一ですが、同年度における特別会計の決算であります。これら決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額につきましては、平成十八年度末における債務額は八百九十四兆四千二百四十八億円余であります。

このうち、公債につきましては、平成十八年度末における債務額は六百七十四兆二千二十九億円余であります。

なお、平成十八年度における財政法第六条の純剩余金は八千二百八十六億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額八十三兆四千五百八十三億円余に比べて九千五百四十三億円余の増加となります。この増加額には、前年度剩余金受入れが予算額に比べて増加した額一兆九千百四十三億

円余が含まれておりますので、これを差し引きます。一方、歳出につきましては、予算額八十三兆四千五百八十三億円余に、平成十七年度からの繰越額一兆九千二百八十二億円余を加えました歳出予算現額八十五兆三千八百六十六億円余に対し、支出済歳出額は八十一兆四千五百四十四億円余であります。このうち平成十九年度への繰越額は二兆三千五百一十一億円余であり、不用額は一兆八千六十億円余となっております。

なお、歳出のうち、予備費につきましては、その予算額は二千五百億円であり、その使用額は二百九十八億円余であります。

次に、平成十八年度末における国債の現在額につきましては、平成十八年度末における国債の現在額は三百十六兆七千九百九億円余であります。

以上が、平成十八年度の一般会計歳入歳出決算の概要であります。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。直嶋正行君。

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君(登壇、拍手) 民主党・新緑風会・日本の直嶋正行です。

ただいま議題となりました平成十八年度決算、防衛省の問題を中心に、会派を代表して質問いたします。

まず、福田総理の外交姿勢について伺います。

総理は、初めての外國訪問先として米国、次いでASEANを訪れ、米国、中国、韓国の各首脳らと会談されました。

シナジー外交を提唱されました。つまり、「日米同盟の強化とアジア外交の推進が共鳴し、すべてのアジア諸国において安定と成長が根付くよう、積極的アジア外交を進めます。」と強調されまし

りますが、その内容につきましては、それぞれの決算書のとおりでございます。

次に、国の債権の現在額につきましては、平成十八年度末における国の債権の総額は三百十六兆七千九百九億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額につきましては、平成十八年度末における物品の総額は十兆六千三百九十九億円余であります。

以上が、平成十八年度の一般会計歳入歳出決算の概要であります。

何とぞ御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの報告に対し、質

疑の通告がございます。順次発言を許します。直嶋正行君。

〔直嶋正行君登壇、拍手〕

○直嶋正行君(登壇、拍手) 民主党・新緑風会・日本の直嶋正行です。

ただいま議題となりました平成十八年度決算、防衛省の問題を中心に、会派を代表して質問いたします。

まず、福田総理の外交姿勢について伺います。

総理は、初めての外國訪問先として米国、次いでASEANを訪れ、米国、中国、韓国の各首脳らと会談されました。

シナジー外交を提唱されました。つまり、「日米同盟の強化とアジア外交の推進が共鳴し、すべてのアジア諸国において安定と成長が根付くよう、積極的アジア外交を進めます。」と強調されまし

た。これは、日本外交の軸足を從来の米国追随型から中国などアジア重視に移すねらいを込めたものなのですか。それともアジア重視は付け足しにすぎないのですか。明快に福田外交が目指すものは何か、あなたの父上がアジア外交で提唱した福田ドクトリンに相当するような外交の基本指針があるならば、是非お示し願います。

次に、ブッシュ米大統領との会談を見逃すことのできないのは、米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定の解除をめぐる動向であります。

日本としては、拉致問題の解決を抜きにして指定解除を認めるとは断じて納得できるものではありません。国民のそうした思いを受け止めて、ブッシュ大統領にきちんと解除しないよう要求されたのですか。報道によると、儀礼的なものにとどまり、突っ込んだ確認はされなかつたようですが、事実はどうなのです。米国内の見方では年内にも解除手続が開始される見通しのようですが、総理は首脳会談でどのような感触を持たれたのか、率直な御見解を伺います。

一方、中国、韓国の両首脳との会談では、北朝鮮との関係について、不幸な過去の歴史の清算と拉致問題の解決を表明し、両国に協力を要請したと伝えられていますが、果たしていかなる協力を取り付けたのでしょうか。なぜなら、六カ国協議をめぐり中韓両国と日本の立場は明らかに異なっているからであります。そして、総理があえて過去の清算を強調されたことの真意はどこにあるのですか。また、拉致問題に関して具体的にどのような進展があれば国交正常化に向けて動き出せると考えておられるのか、日朝関係の打開について総理のお考えを伺います。

次に、防衛省と山田洋行など防衛関連企業との疑惑についてお伺いします。

防衛庁長官などの経験者は、防衛省に絶大な影響力を持つだけに、防衛関連企業との付き合いは厳に慎むべきであります。守屋前防衛次官の証言は、自ら山田洋行との関係についてその全容を明らかにすべきであります。

福田総理は、額賀大臣と山田洋行の宮崎元専務との会食について、額賀氏から、仮に出席しているとしても、だれが出席したか覚えていないと報告があつたとし、それ以上のことを聞くつもりはない、そのような会合に出ることは政治家としてはよくあると記者に語つたと報道されていますが、会食、車代の授受、パーティー券の購入、ゴルフ接待、土木工事への口利き疑惑など、次々にして説明責任を果たさず考え方をお持ちでないのか、お伺いいたします。

この発言が事実であれば、このような総理の感覚が腐敗の温床をつくっていると言わざるを得ないと思います。総理自ら事情を聴取し、国民に対して説明責任を果たさず考え方をお持ちでないのか、お伺いいたします。

また、久間元防衛大臣については、大臣在任中に、本年度のCXエンジン契約についてメーカーと直接契約できないか、次官や担当局長に相談せず、担当課長に直接指示していたことが明らかになっています。さらに、先日の証人喚問において守屋前次官は、久間元大臣に退官のあいさつに行つた際に、このことを聞かされ、退職した人間にそういう話をされ違和感を持つたと証言しております。

次に、大臣の政治資金調達を目的としたパーティー開催についてお尋ねします。

額賀大臣の資金管理団体、福志政経懇話会の收支報告書によると、二〇〇二年から二〇〇六年までの間、額賀福志郎君と新しい時代を創造する会と銘打ったパーティーが毎年四回、計二十回開かれました。額賀大臣はこのパーティーを百人程度の小規模な朝食会としていますが、総額実に二億七千万円、一回当たり平均で一千三百万円もの収入が計上されています。しかも、そのうち四回は

額賀氏が防衛庁長官を務めていた一年間に開催されています。

國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範では、「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なものを開催は自粛する」と定められております。平均収入が一千三百万円以上の規模のパーティーを、額賀氏が大臣を務めていた一年の間、

年四回も開催されていたということは、さきの大蔵規範に違反すると思いますが、福田総理の見解をお伺いします。

この際、関連業界・企業との癒着という疑惑を持たれないためにも、大臣規範のパーティー開催について自粛から一切禁止に変更すべきと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。

また、久間元防衛大臣については、大臣在任中に、本年度のCXエンジン契約についてメーカーと直接契約できないか、次官や担当局長に相談せず、担当課長に直接指示していたことが明らかになっています。さらに、先日の証人喚問において守屋前次官は、久間元大臣に退官のあいさつに行つた際に、このことを聞かされ、退職した人間にそういう話をされ違和感を持つたと証言しております。

次に、大手防衛産業幹部との関係についてお尋ねします。

防衛外務の関係者なら知らない人はいないと言われているのが社団法人日米平和・文化交流協会です。ここが事務局となつていて安全保謹議員協議会があり、歴代の防衛庁長官らが理事や役員として名前を連ねております。国会近くの高級マンションに事務所を構え、事務局長は秋山直紀氏です。たしか福田総理も一時、理事を務めておられたと聞いております。この協会が守屋前次官の接待疑惑に関連して東京地検特捜部の家宅捜索を受けたことがつい最近報道されました。

う装備品に関し、山田洋行がメーカーの見積書を偽造して水増し請求を行い、守屋前次官がそれをもみ消したとされるものもあります。水増し請求が真実ならば、山田洋行は詐欺罪、守屋前次官は詐欺の共犯とあつせん收賄罪に問われる可能性もありますが、防衛省として刑事告訴という厳正な対応を取るお考えはあるでしょうか。石破大臣、お答えください。

また、水増し請求にかかるわった防衛省職員に対しても同様の厳正な対応を取るべきと考えますが、石破大臣、お答え願います。

また、水増し請求にかかるわった防衛省職員に対しても同様の厳正な対応を取るべきと考えますが、石破大臣、お答え願います。

また、生物偵察車において一台当たり八千万円、計四台で三億円以上の水増し請求が報道されています。この報道の事実関係について石破大臣にお伺いいたします。

また、山田洋行と他の契約、他の業者も含め水増し請求にかかるわった防衛省職員に対しても同様の厳正な対応を取るべきと考えますが、石破大臣、お答え願います。

また、山田洋行と他の契約、他の業者も含め水増し請求や業者との癒着が業界のあしき慣行として横行していないと断言できますか、石破大臣に伺います。

また、山田洋行と他の契約、他の業者も含め水増し請求にかかるわった防衛省職員に対しても同様の厳正な対応を取るべきと考えますが、石破大臣、お答え願います。

また、山田洋行と他の契約、他の業者も含め水増し請求にかかるわった防衛省職員に対しても同様の厳正な対応を取るべきと考えますが、石破大臣、お答え願います。

これは、通常の命令、指示の伝達系統を無視した異例の措置であるばかりでなく、特定の企業の側に立つた言動であると見られますが、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、山田洋行の防衛省に対する不正水増し請求事案についてお尋ねします。

山田洋行をめぐる疑惑の中には、敵のレーダーを攪乱するチャフ・フレア・ディスペンサーとい

(号外) 報官

そこで、まず額賀大臣にお尋ねします。

大臣は、今年の五月一日、米国で開かれた安全保障協議会主催の第九回日米安全保障戦略会議に出席されたようですが、事実ですか。その際、日本の大手防衛産業の三菱重工、三井商事、丸紅工業アロースペースらの幹部が同席する会議が行われたとされていますが、この会議の費用はどこが負担され、防衛産業幹部とはどのような話合いをされたのですか。お答えいただきたいと思います。

また、現職の長官時代にこれら大手防衛産業幹部としばしば懇談されたことはありましたか。そのときに何らかの便宜供与を行つたようなことはありませんか。率直にお答えください。

また、石破大臣、あなたも秋山事務局長とは大変懇意にされているそうです。世間ではこの秋山氏のことと防衛装備調達のフィクサーと呼んでい印象をお持ちですか。仮にいかがわしい側面のある人物であるなら、現職の大臣がお付き合いすることに問題はありませんか。いつものように明快に答弁ください。

在日米軍再編問題については、昨年五月に再編の最後の取りまとめであるロードマップが日米間で合意されました。合意から一年半たつても地元自治体の了承が得られていません。去る十五日、本院の外交防衛委員会に参考人招致された米津山田洋行社長は、本年八月にグアムで米国政府が再編に関する企業説明会を開催したことと明らかになりました。このように、米国や防衛関連商社が再編の全容が明らかになる前に着々と既成事実を積み重ね、米国からは外圧として、財界からは利権が絡む献金を背景とした強い要請として政府

に決断を迫つてきているのではないでしょうか。

いまだに国会では在日米軍再編のマスター・プランが示されず、地元自治体の了承も得られておらず、かえつて話がこじれる懸念もあります。正に日本軽視、国会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

庶民には想像すらできない莫大な血税を惜しげもなく注ぎ込み、売手の言い値で常に新しい装備を求める自衛隊の在り方や、省に昇格した初年度から続々と組織的欠陥をさけ出した防衛省を再生するには、防衛省改革に関する有識者会議などというところで議論するという手ぬるいことではなく、防衛省を序に降格し、総理の下で管理を厳しくするぐらいの英断が必要と考えます。総理の御所見をお聞かせください。

今回の山田洋行による水増し請求事件のように、防衛装備品に関して、一九七九年のダグラス・グラマン事件や九八年の調達実施本部をめぐる背任事件を始め、調達をめぐる疑惑は絶えません。また、昨年は防衛設施庁幹部による官製談合事件もありました。さらに、極め付けとして、今年、イージス艦中枢情報が海上自衛隊員同士で手渡しされ、外部に流出する事件まで発生しました。

国を守るべき防衛省がこのような失態を繰り返す中、政府が日米安保体制強化、国際平和協力活動などと耳触りのいい美辞麗句を並べてみても、米国は本音では防衛省に不信を募らせているのでないでしょうか。

また、日本はよく平和ぼけをしていると言われますが、実は一番平和ぼけをしているのは政治家も含めた防衛省幹部ではないのでしょうか。事件が起ころるたびに防衛省では内部に調査検討委員会を設置し、再発防止策を発表しておりますが、新た

な事件の発生はこれまでの再発防止策が何ら役に立たなかつたことを物語っています。これほど不祥事が頻発しているのは、個人的な問題ではなく、構造的な欠陥と言わざるを得ません。

庶民には想像すらできない莫大な血税を惜しげもなく注ぎ込み、売手の言い値で常に新しい装備を求める自衛隊の在り方や、省に昇格した初年度から続々と組織的欠陥をさけ出した防衛省を再生するには、防衛省改革に関する有識者会議などというところで議論するという手ぬるいことではなく、防衛省を序に降格し、総理の下で管理を厳しくするぐらいの英断が必要と考えます。総理の御所見をお聞かせください。

随意契約が横行している問題は、防衛省に限つたことではありません。随意契約が横行している問題は、防衛省に限つたことではありません。

政府が締結している契約について、平成十八年四月から十二月までの九か月間で随意契約が八万件と契約全体の約六割を占め、総額一兆三千億円にも上っています。政府は、随意契約見直し計画に基づいてその適正化を進めていますが、競争的手段に移行したにもかかわらず、入札条件の設定により、結果として特定の者と随意契約を交わすなど、随意契約の見直しの骨抜きが行われている事態も明らかになっています。政府は、不適切な事案が明らかになつた場合には厳正に対処するとしていますが、どのように厳正に対処するのか、具体的に総理に伺います。

社会保険庁のすばらしい年金記録の管理による年金記録問題や、社会保険庁職員等による年金保険料の横領事案等の様々な不祥事により、公的年金制度に対する国民の信頼は地に落ちています。年金記録問題を解決することは、国民の信頼を回復するための第一歩です。安倍前総理は、最後のお一人に至るまですべて記録をチェックし、正しく年金をお支払いしていくと述べられましたが、最近の厚生労働大臣の発言からも、その実現には危惧を抱かざるを得ません。

社会保険庁のすばらしい年金記録の管理による年金記録問題や、社会保険庁職員等による年金保険料の横領事案等の様々な不祥事により、公的年金制度に対する国民の信頼は地に落ちています。年金記録問題を解決することは、国民の信頼を回復するための第一歩です。安倍前総理は、最後のお一人に至るまですべて記録をチェックし、正しく年金をお支払いしていくと述べられましたが、最近の厚生労働大臣の発言からも、その実現には危惧を抱かざるを得ません。

うにリーダーシップを取つていくおつもりか、御見解をお伺いいたします。

最後になりますが、福田総理が十一月二日に我が党の小沢一郎代表との会談でいきなり大連立を持ち掛けられたのは、一体いかなるねらいがあつたのでしょうか。ねじれ国会の現状は、政権党の思いのままの政治を不可能にいたしました。その窮状を開拓するため、とりわけ直面する給油新法を成立させるとの思いがあつたのは間違いないでしよう。

しかし、今や本院で第一党の座を得た私たちは、民意に従い、正々堂々と次の総選挙で勝利し、政権交代を実現させるべく日々の研さん努めているところであります。何も弱り切った自民党政を助けるための大連立を組む必要はいさかも感じおりません。もちろん、国民生活に直結する大事な法案などについては、オープンな話合いを拒否するような狭い了見は持ち合わせておりません。

国民の皆さんの期待は今や私たちに向いております。この民意に沿つて一日も早く解散・総選挙を実施し、総理の座を明け渡すよう強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(福田康夫君) 直嶋議員にお答えを申し上げます。

外交の基本方針についてお尋ねがございました。

アジアが平和で繁栄し、開放的であることは、我が国を始めとするアジア諸国はもちろんのこと、米国を含む国際社会全体に利益をもたらします。そのため、我が国は、アジアの自助努力を基

本としつつも必要なときは助け合うという意味であります。

同時に、日米同盟が我が国外交のかなめであるとの基本的考え方には変わりはありません。この点をしっかりと押さえておくことが筋の通つたアジア外交を開拓する上で重要であります。さらに、中韓を中心とするアジアとの関係を深化させることにより、日米の同盟関係もより強固になります。このようにして、アジア諸国からパートナーとして、米国から同盟国として一層信頼されることにより、北朝鮮との関係を進めるのであります。

こうした考え方につとつて、日米同盟の強化と積極的アジア外交を今後とも推進してまいります。福田政権の目指すアジア外交に関するお尋ねがございました。

福田ドクトリンが打ち出された三十年前に比べ、アジアをめぐる状況は大きく変化しております。中国は自覚ましく発展しており、インドについても更なる経済発展が期待されるなど、アジアは経済的な成長センターとして力強く発展しております。一方で、アジアには依然、域内格差、脆弱性も見られ、環境、国境を越える問題など、新たな課題にも直面しております。こうした大きな変化を踏まえた上で、これから日本のアジア外交を考える必要がございます。

我が国としては、アジアに平和と繁栄を根付かせるために一層の統合を促進し、国境を越える課題にもアジア諸国とともに取り組んでいく外交を開拓してまいります。

外交の基本方針についてお尋ねがございました。

アジアが平和で繁栄し、開放的であることは、我が国を始めとするアジア諸国はもちろんのこと、米国を含む国際社会全体に利益をもたらします。そのため、我が国は、アジアの自助努力を基

北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除についてのお尋ねがございました。

十六日の日米首脳会談では、私はこの問題をブッシュ大統領との間でしつかり話し合いました。

具体的なやり取りの詳細を明らかにすること

は差し控えますが、私からは、我が国が北朝鮮に對して拉致問題での進展を求めており、特に被害者の帰国を重視していることなどを具体的に説明いたしました。これに対してブッシュ大統領からは、拉致問題の日本における重要性は理解していました。

日本政府と日本国民の間には、米国が拉致問題を置き去りにして北朝鮮との関係を進めるのではないかとの心配があると理解しているが、拉致問題を決して忘れるではない、北朝鮮は完全かつ正確な申告を含め非核化措置をきちんと実施しなければならない、日朝関係の改善も核問題と並行して進めいく必要がある等との発言がございました。

まして、日米間で今後緊密に連携していくことで一致いたしました。

政府は、拉致問題を始めとする諸懸案を解決し、日朝関係を進めるための真剣な努力を行つておられます。米国も我々のこうした努力を最大限支援することを明らかにしておりま

す。今回のブッシュ大統領の発言は、こうした米側の姿勢を伝えるものであると考えます。

日朝関係に関する日中韓の協力と過去の清算についてお尋ねがございました。

先般の日中韓首脳会談では、私から、六者会合における非核化プロセスの進展を評価し、北朝鮮の核放棄を実現することの重要性を指摘するとともに、我が国として、拉致問題の解決と不幸な過去の清算の双方を実現すべく努力する考えである

旨述べ、中韓両国の支援を求めました。これに対して中韓両国からは、北朝鮮の核問題の平和的解決の重要性と併せて、拉致問題の解決に対する理解と協力が表明されました。

我が国としては、六者会合の共同声明を全体としてバランスよく実施することが重要であると考

えており、朝鮮半島の非核化と拉致問題を含む日朝関係の双方をともに前進させるよう、中国、韓国を含む関係国と密に連携協力しながら、最大限努力を行つてください考えであります。また、政府として、日朝平壤宣言にのつとつて拉致問題を始めとする諸懸案を包括的に解決するとともに、不幸な過去の清算を果たし、国交正常化を実現するとの立場は從来から一貫しております。

拉致問題の進展と国交正常化についてお尋ねがございました。

十月の六者会合成果文書においては、日朝関係についても明記され、日朝双方が平壤宣言に従つて不幸な過去を清算し、懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため誠実に努力すること、また、そのために日朝双方が精力的な協議を通じて具体的に行動を実施していくことが約束されました。我が国はこれまでも日朝協議に真剣に取り組んできていますが、北朝鮮が拉致問題の解決に向けて具体的な行動を取つてきていないことから、残念ながら日朝関係についてお尋ねがございました。

政府としては、引き続き日朝平壤宣言にのつと拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を早期に実現するとの方針の下に最大限努力を行つてください考えであります。北朝鮮側にも、十月

官報（号外）

の成果文書にあるとおり、拉致問題を含む諸懸案の解決に向けた具体的な行動を求めたいと考えます。

額賀財務大臣の会合への出席等に関する説明責任についてのお尋ねがございました。

両者との関係等について問題を指摘されるようなことがあります。まず大臣においてしっかりと説明をし、疑惑を解く努力をすることが必要と考えております。額賀大臣にあつては、御指摘のあつた件について、これまで記者会見や委員会等において丁寧に説明されているものと考えております。

額賀大臣の防衛庁長官時代のパーティーについてお尋ねがございました。

内閣としては、大臣等規範において、国民の疑惑を招きかねないような大規模なパーティーの開催は自肅するよう定めています。額賀財務大臣自身の説明によれば、防衛庁長官時代の御指摘のパーティーは朝食勉強会であり、これを聞く限り大規模なものとは認識しておりません。

いずれにしても、引き続き内閣として大臣等規範を徹底し、政治と行政への国民の信頼の確保に努めてまいります。

大臣等規範に関するお尋ねがございました。

政治団体が政治資金規正法に従い政治資金パーティーを開催することは認められているものであり、これを国務大臣等に限って一切全面禁止するということは適切ではないと考えます。国務大臣等の公職にある者として、いやしくも国民の疑惑を招くことのないよう、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、大臣等が自らすべき規律として大臣等規範を定めているところでござい

まして、その趣旨が徹底されるよう努めてまいりたいと考えております。

CXエンジンの契約方法についてのお尋ねがございました。

御指摘の久間元防衛大臣の指示等とも言われるものについては、現時点で防衛省においてその具体的な事実関係を把握しておりませんので、お答えを差し控えたいと思います。

いざれにせよ、CXエンジンを含めた防衛装備品の調達手続は、防衛省において一般競争入札を行ふなど、関係法令等に基づき、透明性、公正性を伴つた形で行われるべきものと考えます。

在沖海兵隊のグアム移転に係る米政府の対応についてお尋ねがございました。

政府としては、米政府が実施した在沖海兵隊のグアム移転に係る企業説明会の件を含め、米軍再編の実施につき米政府との間で緊密な連携を維持しております。米側が、グアムの経済社会事情や関連する法制等について、可能な範囲で企業に対する説明会を行うことについて問題があるとは考えておりません。

次に、防衛省の管理の強化についてお尋ねがございました。

防衛省は、国の防衛等という任務の重要性を踏まえ、省として位置付けを行つたものであります。他方、防衛省で様々な問題が発生していることは極めて憂慮すべき事態と考えております。

今般、政府において防衛省改革に関する有識者会議を設け、文民統制の徹底、厳格な情報保全体制の確立、防衛調達の透明性等について検討することいたしました。ここでの議論も踏まえ、国民の信頼に堪える防衛省の在り方にについて基本に

立ち返り検討してまいります。

次に、随意契約についてのお尋ねがございました。

随意契約については、競争性、透明性を高め、適正化を図るべく見直しを鋭意進めってきたところです。しかしながら、見直しの趣旨に照らして不適切との指摘もあつたことなどから、先般の閣僚懇談会において、競争的な手続に移行するとされたものについて競争性が真に確保されいるかどうかを点検すること、その実施状況の監視のため、すべての府省にすべての契約の監視を行うため、外部の委員から成る第三者機関を設置すること、総務省が各府省の取組が厳正に行われること、総務省が各府省の取組が厳正に行われることなどを指示したことなどを指示したことなども、また今回も、与野党の国会議員、学識経験者等がその趣旨に賛同して参加をしておりまして、私も同様にその趣旨に賛同をしておりまして、私も同様にその趣旨に賛同をしております。私は当該会議の趣旨に賛同し参加費を払つて、第九回の会議に出席し、基調講演を行つたところであります。

会議には民間企業の方も参加されておりました

が、私は当該会議の趣旨に賛同し参加費を払つて参加する一参加者の立場であつたために、個別の会議にどなたが参加されていたかといったことや、その費用負担について知つてゐるわけではありません。

会議におきましては、日米の安全保障などに関する観点からも、こうした取組を通じて引き続き随意契約の適正化、透明化を行い、骨抜きにならぬよう努めてまいる所存であります。

年金記録問題の解決に向けたりーダーシップについてのお尋ねがございました。

年金記録問題に対する国民の不安を解消していくことが重要でありまして、これまでも内閣の最重要課題の一つとして、年金記録問題に関する閣

僚会議を設置するなど、政府を挙げて取り組んでまいりました。今後も、本年七月五日に政府・与党で決定した方針に基づき、問題解決に向け全力を尽くしてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔國務大臣額賀福志郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（額賀福志郎君） 第九回日米安全保障戦略会議についてお尋ねがありました。

御指摘の日米安全保障戦略会議は、日米同盟関係や安全保障をテーマにいたしまして、日米両国各界有識者による講演及び討議を通じまして日本間の信頼構築を目指すという趣旨の会議でございました。これまで、また今回も、与野党の国会議員、学識経験者等がその趣旨に賛同して参加をしておりまして、私も同様にその趣旨に賛同をしておりまして、私も同様にその趣旨に賛同をしております。私は当該会議の趣旨に賛同し参加費を払つて、第九回の会議に出席し、基調講演を行つたところであります。

会議には民間企業の方も参加されておりました

が、私は当該会議の趣旨に賛同し参加費を払つて参加する一参加者の立場であつたために、個別の会議にどなたが参加されていたかといったことや、その費用負担について知つてゐるわけではありません。

会議におきましては、日米の安全保障などに関する観点からも、こうした取組を通じて引き続き随意契約の適正化、透明化を行い、骨抜きにならぬよう努めてまいる所存であります。

年金記録問題の解決に向けたりーダーシップについてのお尋ねがございました。

年金記録問題に対する国民の不安を解消していくことが重要でありまして、これまでも内閣の最も重要な課題の一つとして、年金記録問題に関する閣僚会議を設け、文民統制の徹底、厳格な情報保全体制の確立、防衛調達の透明性等について検討する

こといたしました。ここでの議論も踏まえ、現職の長官時代の懇談についてお尋ねがありま

私が防衛庁長官をしておりました際に、例えば経団連等の新年会パーティーなどの場において民間企業の方とお話ししたことはありますけれども、便宜供与を図つたことは一切ございません。以上です。(拍手)

(号外)〔國務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(石破茂君) 直嶋議員にお答えをいたします。

まず、チャフ・フレア射出装置の契約についてのお尋ねをいただきました。

御指摘の契約につきましては、約八億一千万円の当初契約を、平成十四年に約六億二千万円に減額する契約変更を行つたものであります。

山田洋行につきましては、去る十一月二十二日、ほかの契約案件におきまして、製造メーカーが提出した見積書を改ざんする手法により過大請求を行つた事実が明らかになりましたことから、

取引停止の処分を行うとともに、同社との過去の契約のすべてについて徹底的に調査をいたすことといたしております。御指摘の契約につきましては、白紙的に当時の調査の過程を洗い直し、事実関係の解明を行い、具体的な犯罪事実を把握し、刑事事件になるとの確証を得ました場合には、関係当局に対し刑事告発等を行うことも含め、厳正に対処をいたしております。

次に、水増し請求にかかわった防衛省職員に対する対応についてのお尋ねをちようだいいたしました。

チャフ・フレア射出装置の変更契約については、現在、白紙的に当時の防衛庁における調査の過程などを調査しており、また、山田洋行とのほかの契約案件すべてにつきましても徹底的に調査

をいたすことといたしております。これによつて明らかになりました事実関係を踏まえまして、厳正に対処をいたしてまいります。

次に、生物偵察車の水増し請求に関する報道につきましての事実関係と、水増し請求があしき慣行として横行していないと断言できるかにつきましてお尋ねをいたしました。

生物偵察車につきましては、山田洋行の子会社であります日本ユ・アイ・シがその使用機材の輸入を行つており、現在、事実関係の調査を実施いたしております。現時点で同社が水増しを請求したものとの事実は確認できておりません。

また、防衛省の契約企業において過大請求がありまして、政府・与党で決定しました方針に基づいておりません。現時点では、本年五千万件の記録への取組につきましては、本年年金記録問題への対応についてお尋ねがございました。

五千万件の記録への取組につきましては、本年七月五日に政府・与党で決定しました方針に基づいておりません。現時点では、先日、十一月二十二日でございましたが、二件の過大請求事案が判明したところであります。

また、防衛省の契約企業において過大請求がありました。現時点では、先日、十一月二十二日でございましたが、二件の過大請求事案が判明したところであります。

また、防衛省と同社の全契約について過大請求などの問題がないかどうか徹底的な調査を行いますとともに、一般輸入に係る契約を締結しておりますほかの企業に関しましても調査を実施いたします。

最後に、私は秋山直紀氏について、秋山直紀氏についての印象などに関しましてお尋ねをちようだいいたしました。

私は秋山氏のことは存じております。ただ、何をもつて大変懇意にしているとされるのか、あるいはどなたがそれをおつしやつておられるのか、判然しません今までお答えすることも失礼かとは

存じますが、特定の民間人について防衛大臣たる私が有している印象を述べることは適切ではないと考えておりますので、コメントは差し控えさせ

ていただきます。

なお、私は、防衛大臣に就任する半年以上前から秋山氏とお話をしたこともございません。秋山氏個人とも特段のお付き合いはございません。

以上であります。(拍手)

(号外)〔國務大臣舛添要一君登壇、拍手〕

○國務大臣(舛添要一君) 直嶋議員より五千万件の年金記録問題への対応についてお尋ねがございました。

五千万件の記録への取組につきましては、本年七月五日に政府・与党で決定しました方針に基づいておりません。現時点では、先日、十一月二十二日でございましたが、二件の過大請求事案が判明したところであります。

また、防衛省の契約企業において過大請求がありました。現時点では、先日、十一月二十二日でございましたが、二件の過大請求事案が判明したところであります。

また、防衛省と同社の全契約について過大請求などの問題がないかどうか徹底的な調査を行いますとともに、一般輸入に係る契約を締結しておりますほかの企業に関しましても調査を実施いたします。

また、婚姻により姓が変わったなどの理由により名寄せだけでは結び付かない記録が出てくることも想定されますが、こうしたケースにつきましては、来年四月以降も記録に結び付けるための取組を進めていくことといたします。

このため、すべての記録が統合される時期をおさえる限りの努力を続けてまいります。(拍手)

次に、年金記録の統合や内容の解明に向けて今後ともできる限りの努力を続けてまいります。(拍手)

次に、年金記録の統合や内容の解明に向けて今後ともできる限りの努力を続けてまいります。(拍手)

次に、年金記録の統合や内容の解明に向けて今後ともできる限りの努力を続けてまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 深野勝人君。

(浅野勝人君登壇、拍手)

○議長(江田五月君) 深野勝人君。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、十八年度決算と内外の重要な課題について総理の見解を伺います。

総理は、ワシントン訪問に次いで間髪を入れず

東アジア・サミットに出席されました。矢継ぎ早の日米・日中の首脳会談は、右手に日米、左手で中国を中心とするアジア重視の姿勢を示す巧みな機会となりました。まずは順調な福田外交の滑り出しと見受けます。

双方で共通のテーマとなつた拉致問題は、圧力と対話から対話と圧力に微妙に変化させた福田総理の思いが、とりわけ、温家宝国務院総理と盧武鉉大統領に届いた手ごたえをお感じになりました。

また、拉致問題と関連して、アメリカ政府は北朝鮮に対しテロ支援国家の指定を解除するのではなく、テロ支援国家の指定を解除するのではありません。この五月、外務副大臣の職にあつた折、パリのOECド閣僚理事会に出席した際、アメリカのネグロポンテ国務副長官と会談する機会がありました。拉致問題が進展しない限り、テロ支援国家の指定を一方的に解除するようなことがあつたら日米同盟にひびが入りかねないと申しましたら、日本との協議なしにそんなどはあり得ないと当時は明言をいたしましたが、核のディスエイブルメントの進展をめぐるその後の米朝関係の変化が、ブッシュ政権の方針に何らかの影響を与えていた節があるのでしょうか。

日米首脳会談で指定解除を牽制する福田総理の要請にブッシュ大統領がどんな反応を示しましたか、おつしやることのできるぎりぎりの範囲で重ねてお聞かせいただきたいと存じます。

ブッシュ大統領からは、インド洋での給油活動ができるだけ早く再開してほしいという要請があつたと承知しています。補給艦の帰国が世界の

官報(号外)

国々に、日本がテロとの戦いから退いたと誤ったメッセージに受け取られることは避けなければなりません。そのためには、新しいテロ特措法を国民の皆様と野党各党の御理解を得て、この国会で成立をさせていただくことに尽きます。そのための総理の決意を、党首会談とは別に、国会の場で改めてお伺いいたします。

少しく指摘しておきたいと存じます。

これほどまでに我が国の外交並びに安全保障政策にとって重要な時期に、防衛省と納入商社との不祥事が表面化して、国会運営を一層困難にする要因となつてはいることは迷惑至極です。山田洋行は、二十二日、外国のメーカーが提出した見積りを改ざんする手法で過大請求をしていたことを認め、防衛省は取引停止の処分をしました。

委員会の参考人質疑で指摘したとおり、外国のメーカーの請求書を偽造し、サインを偽装し、防衛省に水増し請求をして得た資金で過剰接待を繰り返していた疑惑が事実だったことになります。官民一緒になって税金を詐取していたと言わざるも反論できません。

政府税調は、社会保障を継続する立場から消費税を引き上げる必要性を求めていますが、将来はともかく、今増税をお願いできる環境にはありません。李下に冠とか、襟を正すなどという言葉を超えて、人の道から出直す必要を自らへの戒めを含めて痛感いたします。総理も同じ思いでいらっしゃるのではないかと想うが、

参議院での決算の審査は、改革協議会の合意以来、審議を充実してまいりました。会計検査院に對しても検査の請求を積極的に行って、その結果、

随意契約やODA、NHKの問題点が明らかにされました。予算が適正に執行されているか、透明性は確保されているか、引き続き厳格な調査とそれに伴う審議を尽くしてまいります。

参議院の決算改革の取組について、総理の御意見を承りたいと存じます。

十八年度の予算は、歳出を厳しく見直す一方、

重点配分を徹底することによって効率を高める努力が成果を上げております。その結果、一般歳出は五年連続で前の年以下に抑えられ、収支も好調だつたため、公債の発行は二十七兆五千億円にとどめることができました。

十八年度の経済財政運営と、その結果である決算について、総理の総括的な所見を伺います。

決算と同時に提出された決算検査報告によりますと、去年も保険料の徴収不足や過大な支払などにより、国が損害を被つた例や、行政による無駄遣いが後を絶たず、四百五十一件、三百十億六千四百二十万円指摘されています。

指摘金額が一番多かった役所は、十八年度も厚生労働省でした。年金保険料の徴収不足など数々の問題がありますが、不適正な旅費の支出や超過勤務の手当の支給をめぐって、参議院本会議で三年続けて警告決議を受けている労働局の在り方がとりわけ課題のようあります。例えば、ある県の労働局長が、会計検査院の実地検査を受けていましたが、警告決議を徹底する役割を怠つてしまつたら存在意義を失います。国民に対する参議院の責任について、党派を超えて胸に手を当ててみたいと自らに問い合わせております。残る会期のなかで、精力的に審議が促進されることを願つて、私の質問を終わります。

私は、この際、裏金づくりをしたり、それを指

示した者は懲戒免職を原則とする従来の内規に加え、検査院の調査を妨害するような、社会通念か

ら判断して不適正な行為は懲戒免職とするなど懲罰の対象を広げ、仕事は厳しく、されど日々働きがいのある楽しい職場に変身させる必要を常々感じています。

隨意契約やODA、NHKの問題点が明らかにされました。予算が適正に執行されているか、透明性は確保されているか、引き続き厳格な調査とそれ

れに伴う審議を尽くしてまいります。毎年繰り返されているこれらのことについて、総理の適切な指導を要請しておきます。

随意契約についてですが、去年は四月から年内一杯の九か月間に全省庁でおよそ八万件、一兆三千七百七十億円あつて、契約全体の六割を占めています。予測どおり平均落札率は九七%余りで、競争契約と比べて一ポイントの開きがあります。

せめて随意契約の妥当性に検討の余地があると指摘された百五十一億円については、競争を原則とする契約に切り替えるべきだと考えます。

総理は、この実態をどのように認識しておいでなか、独立行政法人を含め、随意契約の適正化に向けた取組の方針についてお聞かせいただきたいと存じます。

参議院決算委員会は、既に十時間充実した質疑をしてまいりました。予算の衆議院に対して決算の参議院をいささか意識したことではあります。が、もし、法案が付託されていない委員会だからだとしたら、今国会を象徴する姿の一つです。参議院が党利を離れ、審議を徹底する役割を怠つてしまつたら存在意義を失います。國民に対する参議院の責任について、党派を超えて胸に手を当ててみたいと自らに問い合わせております。残る会期の中でも、精力的に審議が促進されることを願つて、私の質問を終わります。

北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除についてのお尋ねがございました。

十六日の日米首脳会談では、私はこの問題をブッシュ大統領との間でしつかり話し合いました。詳細を申し上げるわけにいきませんけれども、ブッシュ大統領からは、拉致問題の日本における重要性は理解している、日本政府と日本国民の間には米国が拉致問題を置き去りにして北朝鮮との関係を進めるのではないかとの心配があると理解しているが、拉致問題を決して忘れることがない、北朝鮮は完全かつ正確な申告を含め非核化措置をきちんと実施しなければならない、日朝関係の改善も核問題と並行して進めていく必要があ

をいたします。

拉致問題への取組と日中韓の協力についてのお尋ねがございました。

政府として、日朝平壤宣言にのつとて拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を実現するとの立場は從来から一貫しております。今後とも、対話と圧力の間の適切なバランスに意を用いつつ、態を改善させるため、各省に対し、総理の適切な指導を要請しておきます。

先般の日中韓首脳会談では、私より、我が国と北朝鮮に対し、拉致問題を含む諸懸案の解決に向けて具体的な行動を求めていく考えであります。立場は從来から一貫しております。今後とも、対話と圧力の間の適切なバランスに意を用いつつ、態を改善させるため、各省に対し、総理の適切な指導を要請しておきます。

北朝鮮に対し、拉致問題を含む諸懸案の解決に向けて具体的な行動を求めていく考えであります。立場は從来から一貫しております。今後とも、対話と圧力の間の適切なバランスに意を用いつつ、態を改善させるため、各省に対し、総理の適切な指導を要請しておきます。

北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除についてのお尋ねがございました。

十六日の日米首脳会談では、私はこの問題をブッシュ大統領との間でしつかり話し合いました。詳細を申し上げるわけにいきませんけれども、ブッシュ大統領からは、拉致問題の日本における重要性は理解している、日本政府と日本国民の間には米国が拉致問題を置き去りにして北朝鮮との関係を進めるのではないかとの心配があると理解しているが、拉致問題を決して忘れることがない、北朝鮮は完全かつ正確な申告を含め非核化措置をきちんと実施しなければならない、日朝関係の改善も核問題と並行して進めていく必要があ

る等の発言があり、日米間で今後緊密に連携していくことで一致いたしました。

政府としては、引き続き、テロ支援国家指定解除の問題を含め、米国と緊密に連携していく考えであります。

補給支援特措法案成立に向けての決意についてお尋ねがございました。

インド洋における海上阻止活動は、多くの国が各々の力を持ち寄り、協力して実施しております。我が国も、その持てる能力と憲法の範囲内で何ができるかを真剣に検討した結果、これまで補給活動を実施してまいりました。テロとの戦いが道半ばである現在、他の国が忍耐強く協力している中で、我が国だけが補給活動から脱落することはできません。

また、我が国は資源や食料の多くを輸入し、また、国内で加工したものを見外に輸出することによる利益によって経済が成り立っています。このことを考えると、我が国は国際社会の一員としての務めを果たさなければならぬという自覚を強く持たなければなりません。

そのような観点からも、国際社会が取り組んでいる本活動に我が国が引き続き参加するべきと考え、本法案を今国会に提出したところであり、その速やかな可決、成立に全力を尽くしてまいります。

防衛省改革についてのお尋ねがございました。防衛装備品の調達の公正性、透明性に疑惑を感じさせる事案が発生していることは、防衛行政に対する国民の信頼を損ねるものであり、極めて憂慮すべき事態と考えております。

これらの問題を踏まえ、今般、政府において防

衛省改革に関する有識者会議を設け、文民統制の徹底、厳格な情報保全体制の確立、防衛調達の透明性等について検討することといたしました。ここでの議論を踏まえ、国民の信頼に堪える防衛省の在り方について、基本に立ち返り検討してまいります。

参議院の決算改革の取組についてのお尋ねがございました。

国民的な視点に立って審査を行う国会の決算審査や内閣から独立した機関として会計検査院が行う検査の重要性については、政府としても十分認識しているところであります。参議院においてこれまで特に決算審査を重視され、会計検査院への検査要請の積極的な活用や決算の早期提出など、種々の改革を進められてきたことに対し、参議院の決算重視の姿勢につき、改めて敬意を表します。

政府としては、今回の決算及び決算検査報告に

ついても、十分な審議をお願いする観点から早期に国会提出したところであり、その結果を予算編成的に反映させてまいります。

平成十八年度の経済財政運営と決算についてのお尋ねがございました。

平成十八年度におきましては、規制、金融、歳

正予算における過去最大の公債発行減額を経てようやく三十兆円を下回ったほか、税外収入の増加と歳出の不用から、なお剩余金が生じることとなつたところであります。

決算検査報告の内容、改善への取組についてのお尋ねがございました。

今般の決算検査報告では、会計経理が適正かどうかに加え、契約の競争性や透明性が十分に確保されているかといった観点などから種々の指摘や問題提起がなされています。行政に対する国民の信頼を取り戻すためには、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要があります。このため、先般、各閣僚に対し、決算検査事項について確實に改善することはもとより、随意契約の見直しや入札制度の改善を着実に実施するよう指示したところであります。

なお、御指摘の会計検査に際しての隠ぺい行為等は許されないことであります。このような行為に対しては厳正な処分が行われる必要があります。今後とも、綱紀の肅正等に万全を期すとともに、予算の質の向上に向けて政府一体となつて取り組んでまいります。

○議長(江田五月君) 遠山清彦君。

(遠山清彦君登壇、拍手)

○遠山清彦君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました平成十八年度決算検査報告について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

政府としては、無駄を排除する観点からも、引き続き、こうした取組を通じて随意契約の適正化、透明化に努めてまいる所存であります。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) 遠山清彦君。

(遠山清彦君登壇、拍手)

○遠山清彦君 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました平成十八年度決算検査報告について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

決算の質疑の前に、いわゆるねじれ国会状況下における国会運営の在り方に関連し、福田総理大臣の御所見と御決意を伺いたいと思います。

私は、ねじれ国会を選挙結果を経た民意の表れであると厳粛に受け止めております。他方で、憲法により唯一の立法機関であると定められている国会が立法府本来の機能を十全に果たすことができなければ、国民の更なる政治不信を招くばかりか、行く行くは国民生活に深刻な悪影響を及ぼしかしながら、見直しの趣旨に照らして不適切という指摘もあつたことなどから、先般の閣僚懇談会において各閣僚に指示をいたしまして、各府省において各閣僚に指示をいたしまして、各府省が策定した随意契約見直し計画を適切に点検し、より競争性の高い契約方式へ移行するなど、必要

な措置を講じることによる厳正な実施の徹底、第三者機関又は独立行政法人評議委員会等による監視体制の充実強化、同連絡会議の対象を国の随意契約に加え独立行政法人の締結する随意契約に拡大し、随意契約の適正化のための政府のフォロー

アップ体制を強化するなどの措置を行うこととしたところであります。

政府としては、無駄を排除する観点からも、引き続き、こうした取組を通じて随意契約の適正化、透明化に努めてまいる所存であります。

以上であります。(拍手)

官報 (号外)

合つていくことが重要であると考えます。例えば、今日余り機能していない小委員会を活用し、事前の党議拘束も外し、国民から見える場所で政府案と野党の対案を毎日でも審議し、法案の成立を図っていくよう努力が不可欠であると考えます。このような取組について、与党自民党的総裁であります福田総理のリーダーシップを期待しておりますが、率直な御見解と御決意を賜りたいと思います。

さて、平成十八年度決算報告では、四百五十一件もの不当・不適正処理が指摘され、その総額は約三百十億円に上ります。会計検査院は、政府並びに政府関連機関の活動全般を検査対象としているとはいえ、経費、人員の制約等から、例えば実地検査などは対象機関事務所等三万二千六百か所余りのうち、その一割に満たない二千七百か所について実施されているのみであります。にもかかわらず、今般の報告にあるような巨額の税金の無駄遣いが毎年指摘されるという事態は極めて深刻であり、遺憾であります。

国民の多くの声は、財政難を嘆く暇があつたら、まず無駄遣いをなくせというものであります。公明党は、最近新たな対策検討プロジェクトを立ち上げましたが、この国民の声にこたえるべく、必要ならば会計検査院の機能強化のための法改正等も行い、税金の無駄遣いを徹底していく決意であります。

以下、何点か具体的に伺います。

不当、不適切な経理処理がなくならない背景には、まず会計関係書類の保存義務等を定めた法律がないという問題があります。現状では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく政

令で定めているだけで、極めて緩い行政文書管理体制と言わざるを得ません。その結果、関係書類が不適に廃棄され、会計検査が阻害されるという事例が今日まで続いています。これはもはや看過できませんが、重大な法制度上の欠陥と考えますが、総理大臣の所見を求めます。

今回の決算報告では、超過勤務手当の不適正支給の指摘を受けた長野県の労働局の局長が、実地検査直後に関係書類の廃棄を指示するという不正

が内部通報により発覚し、報告されております。これは、検査妨害行為であるだけでなく、刑法第二百五十八条規定の公用文書等毀棄罪に該当する可能性もある犯罪性の高い行為であり、厳正な処分が必要な事案です。結局、この局長は減給処分となつておりますが、官に甘く民に厳しい処分の典型ではないのか、厚生労働大臣の所見を求めます。

また、会計検査院においては、本来ならば、本件については、会計検査院法第三十三条に基づき検察当局に通告することが妥当だったのではないかと考へますが、通告いたしておりません。そもそも、問題を起こした職員が所属する省庁に懲戒処分などを任せてしまい、結局身内に甘い処分が下されるという現在の政府の問題処理構造そのものに国民は納得していないのではないかでしよう

か。会計検査院や検察庁、そして人事院など関係機関が連携し、公務員の不正・不当行為により厳しく対処する体制を構築すべきと考えますが、総理大臣の見解をお伺いいたします。

同時に、再発防止の観点から、同じ省庁や機関について同種の不正・不適切行為が決算検査報告で指摘された場合、その省庁、機関の次年度予

算を自動的にマイナス査定にするなどのペナルティーを科すことも検討すべきではないかと考えますが、総理大臣の御答弁を求めます。

会計検査院は、毎年度の決算報告で、問題に関与した公務員のモラルの低下と綱紀の緩みについて指摘しております。再発防止策として、人事院による公務員倫理研修の強化、特に過去の不正経理事例等に焦点を当てた集中研修の導入などが考えられます、その根拠となる規定が国家公務員法にはありません。公務員倫理研修の強化について、総理大臣の御決意をお伺いします。

政府は現在、三十一ある特別会計を平成二十二年度末までに十七に統廃合するとともに、同会計の剩余金や積立金等を一般会計に繰り入れ、二兆円程度を目標に財政健全化に役立てる方針を示しております。既に平成十八年度予算には十三・八兆円、十九年度予算には一・八兆円の繰入れが行われ、二十兆円目標達成まで四兆円強となりました。しかしながら、国の長期債務残高は六百兆円を超えて、国債利払いも毎年二十兆円前後とい

中で、特別会計からの財政健全化への貢献は二十兆円を超過しても継続すべきではないかと考えますが、総理大臣の御見解を伺います。

またあわせて、従業員三百人以上の企業でトライアル雇用を利用している人の割合は全体の一・八%にすぎない状況にかんがみ、政府として経済などに大企業の積極的な参加を呼び掛けて制度の実効性を更に強化すべきと考えます。

以上二点につきまして、厚生労働大臣の明快な御答弁を求め、私の質疑を終わらせていただきま

す。

最後に、若年者雇用支援について伺います。

私は、平成十六年三月に若年者雇用促進策の柱の一つである若年者トライアル雇用制度の利用年齢上限を三十歳未満から三十五歳未満へ引き上げることを政府に提案し、すぐに運用の改善を行つていただきました。年長フリーターのまま三十代後半へ移行している人も多いことから、可能な限り若年者雇用施策の三十五歳未満とされる利用年齢上限を弾力的に取り扱つていただきたいと思いますが、いかがでしようか。

また天下り問題や外部監視が甘い、巨額の隠れ損失があるとの指摘もある独立行政法人の改革も喫緊の課題と考えます。今回の決算報告には、十五の法人が独法移行の際、それらの繰越欠損金解消のために計五兆四千六百億円余りの政府出資金が充てられたことが記載されております。現在、百一ある独立行政法人の事業の多くは、公益性は高いが採算性が低いとされ、巨額の運営費や補助金が政府から交付されております。他方、効

果に疑問のある事業や公益性が減じている業務もあり、また対国家公務員指数、いわゆるラスパイレス指数の平均が一〇七・四と、役職員の給与水準が高いなどの問題もあります。

政府としては、公明党が從来からマニフェスト等で主張している事業仕分方式を更に厳格に適用し、独立行政法人業務のスリム化を図るべきと考えますが、行政改革担当大臣の御決意を伺います。

（内閣総理大臣福田康夫君）遠山議員からお尋ねの件につきまして、お答え申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

（内閣総理大臣福田康夫君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（福田康夫君）遠山議員からお尋ねの件につきまして、お答え申し上げます。

まず、国会の審議における小委員会の活用についてのお尋ねでございますが、現在、いわゆるねじれ国会の下で、多くの法案の成立が困難な状況にあります。こうした状況が長引けば国民生活に悪い影響が生じる可能性もあり、深刻に受け止めております。

こうした状況を打開し、国家国民のための政策を一つ一つ実現していくことは、与野党の立場を超えた、政治に携わる者の責任であります。御指摘の小委員会の活用も含め、政策実現のため何らかの枠組みをつくり上げていかなければなりませんと考えております。

会計関係書類の管理についてのお尋ねがございました。

御指摘のような不当・不適切な経理が発生することはあつてはならず、再発防止に努めるることは大変重要なことと認識しております。また、会計関係書類を含め、政府の保有する行政文書の管理は、行政に対する国民の信頼を確保するという観点から不可欠の前提であり、関係書類が不当に廃棄されるような事態はあつてはなりません。行政文書について、現行の法令や規則に基づき一層適切に管理するとともに、その管理を一層充実するための法制度の在り方についても検討を進めてまいります。

公務員の不正・不当行為への対処についてのお尋ねがございました。

懲戒処分は任命権者が行うこととされており、各府省において問題を起こした職員に対し厳正な対応を取る必要があります。行政に対する国民の信頼を取り戻すことは喫緊の課題であり、公務員の不正・不当行為に対しては、関係機関が十分連

携を図つて、いやしくも身内に甘いといった批判を受けぬよう厳正に対処すべきものと考えます。

不正・不適切行為に対する次年度予算における対応についてお尋ねがございました。

各年度の予算において、不正・不適切行為が行

われることのないよう、無駄を徹底して排除することが重要です。政府としては、施策ごとの必要性や効率性の洗い直しを行い、各省庁において不正・不適切な予算執行が指摘された予算についてゼロベースで査定することとし、再び同様の問題が生じることのないよう厳正に予算を見直してまいります。

倫理研修の強化についてお尋ねがございました。

最近、公務員の不祥事が相次ぎ、そのモラルの低下と綱紀の緩みが指摘されることにつきましては、国民に対し申し訳なく思っております。公務員が公の立場にあることを常に自覚し、職務を忠実に遂行し、自己に恥じることのないようにしなければなりません。行政に対する国民の不信を率直に受け止め、国民の信頼の回復を図るため、各府省の幹部職員が公務員の使命、原点に立ち返つて綱紀の厳正な保持と倫理の向上に全力を尽くすよう指示したところでありますが、さらに御指摘の公務員倫理研修について、その充実と倫理保持の再点検を徹底してまいります。

特別会計の剩余金等の活用についてのお尋ねがございました。

政府としては、行革推進法において、特別会計の剩余金の縮減等により、平成二十二年度までの五年間で総額二十兆円程度を財政健全化に役立てることを目指しております。平成十九年度予算のまま三十五歳を超えていく方に対する支援も必

においても、特別会計に関する法律に基づき、七

つの特別会計から合計一・八兆円の一般会計への繰入れを行うこととしており、平成十八年度予算における十三・八兆円と合わせて合計十五・六兆円の活用を実施したところであります。

今後とも、政府としては、行革推進法や特別会計に関する法律に定められた方針に沿って、毎年度の予算編成において最大限財政健全化に活用するため、剩余金等を厳格に精査してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣舛添要一君登壇、拍手〕

○國務大臣(舛添要一君) 遠山清彦議員にお答えいたします。

〔國務大臣舛添要一君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺喜美君) 独立行政法人についてのお尋ねでございます。

独立行政法人の見直しにおいては、百一の独法事務事業の必要性や組織の在り方について、本年八月十日に閣議決定した基本方針に基づき、原点に立ち返つて徹底的に見直しを行い、本年内に整理合理化計画を策定することとしたしております。

九月以降、各法人の整理合理化案について、内容が不十分なものについては随時再検討を求めております。また、行政減量・効率化有識者会議において個別法人に関するヒアリングを集中的に行なうとして、各法人が実施する個別の事務事業とともに、各法人が実施する個別の事務事業とともに真に不可欠なものかどうかといった観点から議論を行つてまいりました。

今後、国民の立場に立つた整理合理化計画の策定に向け精力的に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 山下芳生君
〔山下芳生君登壇、拍手〕

○山下芳生君 日本共産党を代表して、二〇〇六

要となつてゐると考えております。各種の若年者雇用施策のうち可能なものにつきましては、個々の対象者の置かれた状況等に応じて支援の対象とすることができることとなつてますが、引き続ぎ適切に対応してまいります。

また、御指摘いただきました経済団体への働き掛けにつきましては、若年者トライアル雇用制度が大企業も含めて積極的に活用されるよう、利用状況等を踏まえつつ要請を行うことを検討してまいります。(拍手)

官 報 (号 外)

年度の決算について、福田総理に質問します。この決算は、貧困と格差が広がる中、弱い立場の人々を更に容赦なく切り捨てる小泉構造改革の総仕上げともいべきものでした。その下で国民がどれほど苦汁を味わってきたか、私は六年間、人々の声をじかに聞き、一つ一つ胸に刻んできました。

わずかな年金でおかずのない御飯を何回も食べています、年配の女性がうつむいたまま話してくれました。こういう方の住民税まで三倍、四倍に引き上げたことに怒りを覚えます。

昨年末、滋賀県で、四十三歳の父親と障害を持つ二人の娘さんが無理心中する事件がありました。新聞には、障害者自立支援法による負担が重くのし掛かつたとありました。娘の通う養護学校の体育祭に手作りのお弁当を持っていく優しいお父さんだったといいます。一体どんな気持ちでと思うと、胸が詰りました。

総理、さきの参議院選挙で与党が大敗した根底には、二〇〇六年度決算でも明らかに、こうした政治の冷たさ、負担の重さにあえぐ無数の民の怒りがあることを肝に銘じるべきではありませんか。そして、参議院での決算審議を生かし、これまでの政策を転換する決意はありませんか。

そこで、具体的に聞きます。まず、高齢者医療についてです。

政府は、来年四月から、七十五歳以上の人を後期高齢者医療制度という新たな制度に移し、年金から高い保険料を天引きしようとしています。診療報酬も別建てとなり、必要な医療さえ受けられなくなるのではと心配されています。とんでもありません。ヨーロッパ諸国など国民皆保険制度を

持つ国の中で、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療の内容に格差を付けている国などどこにありません。こんなやり方は絶対にやめるべきです。

自民、公明が合意した負担増の一歩凍結では解決になりません。総選挙が終われば負担増というこそくなやり方ではなく、後期高齢者医療制度そのものを中止すべきではありませんか。

与党は、参議院選挙後、障害者自立支援法の抜本的見直しを検討すると言いました。しかし、いまだに具体的な進展はありません。部分的な手直しで済ませるのでなく、障害が重い人ほど負担が重くなる応益負担の撤回という障害者と家族の根本要求に正面からこたえるべきではありませんか。

奈良県では、昨年の産婦死亡に続き、今年もまた妊婦の搬送先が見付からずに死産するという不幸な出来事が起こりました。深刻な医師不足の下、全国各地で産科、小児科など診療科の廃止や公立病院の縮小が現在進行形で広がっています。

世界第二の経済大国で、安心して赤ちゃんを産むことすらできない、命の重さに地域格差がある、こんなことは絶対にあってはならないことです。

こうした事態を招いた根本には、二〇〇六年度決算で示されている政府の医療費抑制、医師抑制政策があります。医師は不足でなく偏在などといなっている軍事利権疑惑について聞きます。

国民には増税や社会保障の負担増を押し付けながら、軍事費に年間五兆円もの税金をつき込む。米の軍需企業、政治家、官僚の食い物にされないのでないか、国民はそこに憤慨しているのであります。国民の税金が浪費や腐敗の対象となつていることの真相解明なしに政治の信頼回復はありません。

後期高齢者医療制度についてのお尋ねがございました。

七十五歳以上を対象とする後期高齢者医療制度は、今後、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者の負担の公平化を図るとともに、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供することを目的として、昨年の医療制度改革において創設することとされたものであります。本制度の理念や方向性については適切なも

げながら、国に納める税金を減らしている大企業、大資産家に対する行き過ぎた減税を是正しありません。こんなやり方は絶対にやめるべきです。

総理は、先日、我が党の志位委員長との党首会談で、政府税制調査会が社会保障の財源として消費税率の引上げを選択肢の一つとしていることにについて、同じ考え方だ、そうせざるを得ないと言いました。これは重大な発言です。

そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重くなるという逆進性を持った弱い者いじめの税金です。立場の弱い人々を社会全体で支えるのが社会保障の基本理念です。その財源に弱い者いじめの消費税を充てることほど本末転倒はありません。断じて認められません。

消費税はこれまで、導入のときも、税率を上げるときも、一度も国民の審判を受けずに強行されました。私たちは反対ですが、総理が消費税率の引上げがどうしても必要だと考えているなら、選挙の争点になることを避けるのではなく、次の総選挙できちんと国民の判断を仰ぐべきではありませんか。

最後に、二〇〇六年度決算審議の重大な問題となつてゐる軍事利権疑惑について聞きます。

国民には増税や社会保障の負担増を押し付けながら、軍事費に年間五兆円もの税金をつき込む。しかもそれが、水増し、口利き、天下りなどで日本の軍需企業、政治家、官僚の食い物にされないのでないか、国民はそこに憤慨しているのであります。国民の税金が浪費や腐敗の対象となつていることの真相解明なしに政治の信頼回復はありません。

国民生活と社会保障の充実を図るために財源が必要です。日本共産党は、史上空前の利益を上り得ません。

我が党は、関係者の証人喚問で真相を徹底解明することを強く求めます。同時に、総理こそ予算編成の責任者であり、自衛隊の最高指揮官、そして自ら任命した大臣が疑惑の渦中にある問題なのです。人任せにせず、自ら真相解明の先頭に立ち、国民への説明責任を果たすのが当然ではあります。

総理は、先日、我が党の志位委員長との党首会談で、政府税制調査会が社会保障の財源として消費税率の引上げを選択肢の一つとしていることに

巨額の軍事費にメスを入れることによって賄うべきだと考えます。

総理は、先日、我が党の志位委員長との党首会談で、政府税制調査会が社会保障の財源として消費税率の引上げを選択肢の一つとしていることに

巨額の軍事費にメスを入れることによって賄うべきだと考えます。

総理は、先日、我が党の志位委員長との党首会談で、政府税制調査会が社会保障の財源として消費税率の引上げを選択肢の一つとしていることに

状況に十分配慮する観点から、きめ細かな対応に努める必要があると考えております。

こうした考え方の下に、先般、与党において激変緩和措置について取りまとめが行われたものであり、政府としてもこれを適切に実施したいと考えております。

障害者自立支援法についてのお尋ねがございました。

障害者自立支援法の目的にも定められているように、障害の有無にかかわらず、すべての人々が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことが重要であると考えており、御指摘のように痛ましい事件が生じることのないよう、障害者の方々にとって必要とされる様々なサービスや支援が適切に提供されていくことが大切であると考えております。

利用者負担につきましては、利用者の方に最大一割の負担をお願いしていますが、障害が重い方の負担が過大なものとならないよう、所得に応じた負担上限の設定など細やかな軽減措置を講じているほか、本年四月からは特別対策により、更なる負担軽減措置を講じております。

今後は、与党のプロジェクトチームにおける議論や、法律の施行後三年を目途とした見直し規定、特別対策の政策効果も見定めながら、抜本的な見直しに向けて制度全体にわたる検討を行ってまいります。

医師数についてお尋ねがございました。

今日、全国各地で医師が不足しているとの声が高まっていることを受け、地域にお住まいの方が必要な医療を受けられるよう、医師を確保していくことは喫緊の課題であります。本年五月末には

政府・与党が一体となつて緊急医師確保対策を取りまとめ、緊急に講すべき措置から中長期的な対策まで各般の対策を盛り込んだところであります。これを受け、医学部の定員増等の様々な対策あり、政府としてもこれを適切に実施したいと考えております。

障害者自立支援法についてのお尋ねがございました。

政府としては、歳出改革に徹底して取り組むとともに、それでも対応し切れない社会保障などに伴う負担増に対しても、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないという方針の下、社会保障及びそれを支える税制改革の在り方について本格的な議論を進めているところであります。その際、まずは社会保障などについて将来のあるべき姿を描くことが必要であり、直ちに消費税について云々という話ではないと考えております。

誠に遺憾であります。

報道等により指摘がなされた場合には、仮にも国民に疑惑を招くことのないよう、自らの判断で事実関係について説明する努力をすべきものと考えますが、政府としては、国民の信頼を回復するため、防衛省が抱える問題について、基本に立ち返り、検討を行つてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) 又市征治君。

(又市征治君登壇、拍手)

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、二〇〇六年度決算審査の開始に当たり、福田總理に財政運営の基本姿勢を伺います。

まず、参議院は五年前から、全会派一致して決算審査の充実に努め、その結果を翌年度予算に反映するため、政府に対して措置要求や警告決議などを発してまいりました。改めて總理に、決算審査を重く受け止め、翌年度の政策に生かす決意を伺いたいと思います。

さて、今、政府に対する国民の最大の願いは、格差社会が広がった現実を直視をし、切り下げるためには、社会保障の財源として消費税をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。社会保障の財源として消費税をどのように考えるかについても、こうした議論の中で幅広く検討してまいりたいと考えております。

安心にとって何が必要なのか、その財源をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。このため、国民生活の安心にとって何が必要なのか、その財源をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。このため、国民生活の安心にとって何が必要なのか、その財源をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。このため、国民生活の

安心にとって何が必要なのか、その財源をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。このため、国民生活の安心にとって何が必要なのか、その財源をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。このため、国民生活の安心にとって何が必要なのか、その財源をどうするのかということを与野党で真剣に議論していくことが重要であります。このため、国民生活の

決算の具体問題に入ります。

消費税率引上げが盛んに喧伝されていますが、国民のために今すぐ活用できる財源は、増税ではなく、政府財政の中にはあります。すなわち、我が党が決算審議の中で一貫して提案をしてきた特別会計の余剰資金の活用であります。小泉改革は国民生活に多くの改悪をもたらしましたが、一つ評価できる点は、この特別会計の活用に初めて手を付け、五か年で二十兆円を一般会計などへ繰り出すと決めたことであります。

しかし、今回の決算でも積立金や剩余额は、外國為替特別会計で約二十兆円、財政融資資金特別会計で約二十一兆円、電源開発及び石油特別会計で四千五百億円など、依然巨額であります。これを、国民には何の犠牲も伴わずに国民生活の改善に活用が可能であり、福田内閣として、この特別会計の余剰資金の活用について新たな目標を設定するよう求めます。總理、いかがでしようか。

私たち社民党がなくせ格差と呼び続けて数年、ようやく政府も認めるようになりました。福田總理は、總理就任直前のインタビューで、規制改革の経済合理主義的な部分が強くなり、正規職員を非正規職員にするなど企業本位の雇用関係をつくった、その結果、賃金が下がったと反省の弁を述べられております。正に今、全勤労者の三分の一に当たる一千七百万人が非正規労働者であり、年収二百万円未満の勤労者が一千万人を超える異常ぶりであります。これでは健全な社会の持続的発展を期すことはできません。

総理自身がそこまで認識されているのですから、憲法二十七條の勤労の権利を保障する立場から、抜け穴の方が大きくなつた派遣労働制度の規

責任についてお尋ねがございました。

國の防衛は、國民の信頼がなくしてはなし得ないものであります。前防衛事務次官による倫理規程違反行為等をめぐり、防衛行政に対する國民の信頼を失わせるような事態が生じていることは

官 報 (号外)

制や、生活保護基準にも満たない年収二百万円未満の世帯をなくすために最低賃金を時給千円に引き上げることなど、格差是正策を提示をすべきではありませんか。見解を伺います。

さらに、格差是正の具体策を幾つか伺います。いわゆる今日、限界集落が七千八百に及び、加えて郵政民営化が日常の金融窓口も奪い、新聞も届かない地域を生んでいます。また、地方の医療格差は産科や小児科、高齢者などに深刻です。

こうした地方格差に対処すべき地方交付税は五兆円も削減され、地方の小さな自治体では義務教育すら隣の市に依存しようかと言い出す状況であります。大都市でも就学援助を受ける児童が四割という教育格差が生まれています。これらは憲法二十五条の生存権や二十六条の教育権の空文化を表しています。総理は、これら格差のは正にどのような方針で臨まれるおつもりか、見解を伺います。

さて、総理は先週、各党の党首らを招かれ、石油新法の成立に協力を等々と要請をされました。しかし一方で、在日米軍の再編が進められ、日本側負担は約三兆円、グアム移転だけで七千億円と言われ、その建設権にも守屋前次官や元防衛省長官の名が絡んでいると報道されています。

そして今、あなたの下で来年度予算編成に当たる額賀財務大臣は、山田洋行や宮崎氏、日本産業、守屋氏との深い関係、いわゆる疑惑が各委員会で指摘をされています。来年度予算ではグアム移転やミサイル防衛を始め五兆円近い防衛予算の査定を始めとして一般会計、特別会計合せて約四百数十兆円が査定されるわけですから、だから新聞の社説でも額賀財務相、予算編成を任せら

れるかと書かれる事態であります。

こうした財務大臣と予算編成をめぐる国民の疑念に総理としてどうおこたえになるのか、明確にすべきではありませんか。

以上、二〇〇六年度決算審査の皮切りの代表質問をいたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(福田康夫君) 又市議員にお答えを申し上げます。

決算審議を翌年度の政策に生かす決意についてのお尋ねがございました。

政府としては、従来より、決算にかかる国会

での審議や警告決議などの指摘内容を予算に的確に反映させることとしているところであります。

行政に対する国民の信頼を取り戻すために、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要があります。このため、先般、各閣僚に対して、国会での審議内容を踏まえた改

革に自ら率先して取り組み、二十年度予算に的確に反映させるよう指示したところでございます。

今後とも、予算の質の向上に向けて、参議院における決算審議の内容を参考にさせていただきな

がら、政府一丸となつて取り組んでまいります。

格差が広がった現実を直視し、政府の財政政策を見直すべきではないかとのお尋ねがございました。

今後、地方格差の是正策を実現するため、各

問題が生じております。自立と共生を基本に、老

いも若きも、大企業も中小企業も、そして都市も

地方も、自助努力を基本としながらも、お互いに尊重し合い、支え、助け合うことが必要であると

の考え方の下、一つ一つきちんと処方せんを講じて

いくことに全力を注いでいるところであります。

財政運営につきましては、歳出改革に徹底して

取り組んでまいりますが、必要な歳出までもが削

られ、国民生活に影響が生じる事態は避けなけれ

ばなりません。このため、国民生活に密接にかかわる社会保障などに伴う負担増に対しても、安定

的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わない等の方針に沿って、社会保障制度及びそれを支える税制改革等の在り方について今後とも

議論を重ねてまいります。

特別会計の剩余额等の活用についてお尋ねがございました。

政府としては、行革推進法における特別会計の剩余额の縮減等により、平成二十一年度までの五

年間で総額二十兆円程度を財政健全化に役立てることを目標としております。

平成十九年度予算においても、特別会計に関する法律に基づき、七つの特別会計から合計一・八兆円の一般会計への繰入れを行うこととしており、平成十八年度予算における十三・八兆円と合わせて合計十五・六兆円の活用を実施したところ

であります。

今後とも、政府としては、行革推進法や特別会計に関する法律に定められた方針に沿って、毎年

度の予算編成において最大限財政健全化に活用するため、剩余额等を厳格に精査してまいりたいと

考えております。

構造改革を進める中で、格差と言われる様々な

問題が生じております。自立と共生を基本に、老

いも若きも、大企業も中小企業も、そして都市も

地方も、自助努力を基本としながらも、お互いに尊重し合い、支え、助け合うことが必要であると

構造改革を進める中で、格差と呼ばれる様々な

問題が生じております。自立と共生を基本に、老

いも若きも、大企業も中小企業も、そして都市も

地方も、自助努力を基本としながらも、お互いに

尊重し合い、支え、助け合うことが必要であると

構造改革を進める中で、格差と呼ばれる様々な

問題が生じております。自立と共生を基本に、老

いも若きも、大企業も中小企業も、そして都市も

地方も、自助努力を基本としながらも、お互いに

態から目をそらさず、一つ一つきちんと処方せんを講じていくことが重要であります。私は、十一月二日の閣僚懇談会において、働く人を大切にする雇用という観点も含め、消費者、生活者の視点に立つて、安心で質の高い暮らしに向けて行政の総点検を行うよう各閣僚に指示したところであります。

御指摘の労働者派遣制度については、本年九月から具体的な見直しの検討を開始したほか、最低賃金については、現在御審議いただいている最低賃金改正法案の早期成立を図り、その趣旨に沿つて適切に引き上げるなど、働く人たちの労働条件の改善に向け努力してまいります。

また、地方の格差は正の方針の指示についてお尋ねがございました。

地元の格差の問題についても、先ほど申し上げましたような認識の下で、いわゆる限界集落についてはしっかりと目配りしながら、地域の実情、住民の意向を踏まえ、各省が連携しながらきめ細かな対策を講じていく必要があると考えております。

産科、小児科を中心とした医師不足の問題については、本年五月の緊急医師確保対策を受け、対策の具体化を進めることとしております。

義務教育については、地域の財政力や保護者の所得による格差を生じさせないよう、公教育の再生に取り組んでまいります。

地方税財政については、地方間の税収の偏りの是正に取り組むとともに、地方交付税を含め、所要額を確保してまいります。

地方の格差の是正のためにには、自立と共生の考

え方の下、個々の地域の活性化を図ることが不可

欠であり、十月に地域再生などの実施体制を統合し、地域活性化統合本部を立ち上げ、現在、地方再生のための総合的な戦略を取りまとめしております。その際、地域の創意工夫や発想を後押しすることを中心とした政府を挙げて積極的な取組を進めてまいります。

財務大臣の件についてお尋ねがございました。

額賀財務大臣は、指摘のあった件について、これまで記者会見や委員会等において、調査を行つた上で丁寧に説明されているものと考えております。

○議長(江田五月君) これまでお尋ねがございました。

財務大臣の件についてお尋ねがございました。

額賀財務大臣は、指摘のあった件について、調査を行つた上で丁寧に説明されているものと考えております。

○議長(江田五月君) これまでお尋ねがございました。

財務大臣の件についてお尋ねがございました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松山政司君登壇、拍手〕

投票総数 二百二十九
賛成 二百二十九
反対 ○

○議長(江田五月君) これまでお尋ねがございました。

○議長(江田五月君) 日程第一 温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(江田五月君) 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔投票開始〕

〔投票終了〕

〔投票結果〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

器事犯における暴力団の首領等幹部の責任追及の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

〔投票開始〕

〔投票終了〕

〔投票結果〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本年八月八日の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、人事院勧告制度の意義並びに勧告尊重堅持に対する大臣の決意、指定職員の給与改定を見送る理由、公務の労使関係の見直しに対する政府の姿勢、地方公務員の給与決定における民間準拠重視の妥当性、地域手当支給の根拠とそのアンバランスの是正、公務の民主的、能率的運営に資する人事評価制度の確立等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。(拍手)

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。――これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) これまで、委員長の報告を求めます。議院運営委員長西岡武夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の勤勉手当の支給割合を一般職の例に準じて改定しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出席者は左のとおり。

議長

江田五月君

副議長

山東昭子君

議員

澤雄二君

議員

近藤正道君

議員

谷合正明君

議員

又市征治君

議員

鰐淵洋子君

議員

西田昌司君

議員

渕上貞雄君

議員

加藤修一君

議員

遠山清彦君

議員

浮島とも子君

議員

閑口昌一君

議員

山谷えり子君

議員

渡辺孝男君

議員

吉田博美君

議員

魚住裕一郎君

議員

愛知治郎君

議員

吉川義雄君

議員

浜四津敏子君

議員

荒木清寛君

議員

岩永浩美君

議員

舛添要一君

議員

若林正俊君

議員

小池正勝君

議員

荻原健司君

議員

丸川珠代君

議員

古川俊治君

議員

秋元司君

議員

石井準一君

議員

塚田一郎君

議員

佐藤正久君

議員

儀崎陽輔君

官報(号外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

石井みどり君	山田俊男君
田村耕太郎君	北川イッセイ君
坂本由紀子君	中村博彦君
末松信介君	松村祥史君
椎名一保君	橋本聖子君
加納俊夫君	尾辻矢野君
脇世耕弘成君	佐藤雅史君
橋本時男君	佐藤秀久君
橋本聖子君	佐藤昭郎君
橋本俊夫君	川田龍平君
橋本祥史君	鴻池幹雄君
中村博彦君	青木祥肇君
中村和也君	鴻池幹雄君
坂本常則君	川田龍平君
河合和也君	佐藤秀久君
丸山佐藤君	矢野哲朗君
市川一朗君	佐藤昭郎君
岩本市川君	鴻池幹雄君
市川一郎君	川田龍平君
松井佐藤君	青木祥肇君
佐藤佐藤君	鴻池幹雄君
佐藤佐藤君	鴻池幹雄君

佐藤信秋君	河合常則君
市川一朗君	龟井郁夫君
市川一朗君	龟井郁夫君
岩本市川君	龟井郁夫君
市川一朗君	龟井郁夫君

松井孝治君	岩本松井君
市川鈴木君	岩本松井君

鈴木寛君	谷川松田君
市川内藤君	松田正光君

工藤堅太郎君	吉川吉田君
平田健二君	吉川吉田君
行田邦子君	吉川吉田君
外山斎君	吉川吉田君
大久保潔重君	吉川吉田君
谷岡郁子君	吉川吉田君
武内則男君	吉川吉田君
仁比聰平君	吉川吉田君
富岡由紀夫君	吉川吉田君

友近聰朗君	平田健二君
山下芳生君	平田健二君
米長晴信君	平田健二君
姫井由美子君	平田健二君
紙智子君	平田健二君
田中康夫君	平田健二君
広田一君	平田健二君
藤末健三君	平田健二君

工藤堅太郎君	吉川吉田君
--------	-------

文部科学大臣	厚生労働大臣
農林水産大臣	経済産業大臣
国土交通大臣	防衛大臣
内閣官房長官	環境大臣
内閣官房大臣	国務大臣
内閣官房大臣	防災担当大臣
内閣官房大臣	食品安全担当大臣
内閣官房大臣	国務大臣(委員長)
内閣官房大臣	内閣府特命担当大臣

内閣官房副長官	内閣官房副長官

内閣官房副長官	内閣官房副長官
---------	---------

内閣官房副長官	内閣官房副長官
---------	---------

官 報 (号 外)

議長の報告事項	去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	辞任　外山 斎君　大島九州男君 補欠　大久保 勉君
外交防衛委員	辞任　牧山ひろえ君　大久保 勉君 補欠　大久保 勉君
財政金融委員	辞任　大島九州男君　木俣 佳丈君 補欠　川合 孝典君　木俣 佳丈君
文教科学委員	辞任　大島九州男君　木俣 佳丈君 補欠　川合 孝典君　木俣 佳丈君
経済産業委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員　辞任　岡崎トミ子君　犬塚 直史君 補欠　同日議長は、次の議員提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三号）
同日本院は、国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君を、同委員に北城恪太郎君、草野忠義君及び羽入佐和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（第百六十六回国会閣法第八七号）
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
気象業務法の一部を改正する法律案
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
電気用品安全法の一部を改正する法律案
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

障がい者の所得の確保に関する質問主意書（谷博之君提出）（第五五号）
障害者の権利に関する条約の国内履行に関する質問主意書（谷博之君提出）（第五六号）
同日本院は、国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君を、同委員に北城恪太郎君、草野忠義君及び羽入佐和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、運輸審議会委員に大屋則之君及び廻洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大森淳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、検査官に山浦久司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（衆第三号）
同日本院は、総合科学技術会議議員に本庶佑君、榎原定征君及び栗田洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、地方分権改革推進委員会委員に西尾勝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、国家公安委員会委員に田尾健二郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電気通信事業紛争処理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畠裕君、富沢木実君及び渕上玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に大瀬精一君、井原理代君及び深谷紘一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央更生保護審査会委員に志村洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に庄司洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、運輸審議会委員に大屋則之君及び廻洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大森淳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、検査官に山浦久司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（衆第三号）
同日本院は、総合科学技術会議議員に本庶佑君、榎原定征君及び栗田洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、地方分権改革推進委員会委員に西尾勝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、国家公安委員会委員に田尾健二郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電気通信事業紛争処理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畠裕君、富沢木実君及び渕上玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に大瀬精一君、井原理代君及び深谷紘一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央更生保護審査会委員に志村洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に庄司洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、運輸審議会委員に大屋則之君及び廻洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大森淳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、検査官に山浦久司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（衆第三号）
同日本院は、総合科学技術会議議員に本庶佑君、榎原定征君及び栗田洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、地方分権改革推進委員会委員に西尾勝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、国家公安委員会委員に田尾健二郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電気通信事業紛争処理委員会委員に坂庭好一君、龍岡資晃君、尾畠裕君、富沢木実君及び渕上玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に大瀬精一君、井原理代君及び深谷紘一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央更生保護審査会委員に志村洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

大島九州男君

外山 斎君

外交防衛委員

辞任

大久保 勉君

牧山ひろえ君

財政金融委員

辞任

牧山ひろえ君

大久保 勉君

文教科学委員

辞任

川合 孝典君

大久保 佳丈君

文教科学委員

辞任

川合 孝典君

大島九州男君

経済産業委員

辞任

川合 孝典君

木俣 佳丈君

環境委員

辞任

川合 孝典君

浜四津敏子君

経済産業委員

辞任

川合 孝典君

山谷えり子君

外交防衛委員会

同日議員から次の質問主意書が提出された。

地盤時における原子力空母の安全性に関する質問主意書(福島みすほ君提出)(第五七号)

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員会に付託

クボタ・ショック後のアスベスト対策に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五八号)	同日議長は、八月七日の議長就任に際し、ジャイ・ガマ・ポルトガル共和国議長より祝辞を受けた。
メ・ガマ・ポルトガル共和国議長より祝辞を受領した。	同日議長は、ジャイ・メ・ガマ・ポルトガル共和国議長宛就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。
文教科学委員	同日議長は、ジャイ・メ・ガマ・ポルトガル共和国議長宛就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。
文教科学委員	同日議長は、ジャイ・メ・ガマ・ポルトガル共和国議長宛就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。
文教科学委員	同日議長は、ジャイ・メ・ガマ・ポルトガル共和国議長宛就任に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。	鳩山邦夫法務大臣の「友人の友人はアルカイダ」発言等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第五九号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員福島みすほ君提出配置薬業の改正薬事法上の資格に関する質問に対する答弁書(第四八号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。	参議院議員又市征治君提出難民認定制度に関する質問に対する答弁書(第四九号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。	参議院議員福島みすほ君提出難民認定制度に関する質問に対する答弁書(第四九号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。	参議院議員福島みすほ君提出難民認定制度に関する質問に対する答弁書(第四九号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員

官 報 (号外)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。												
肝炎対策基本法案(川崎二郎君外十五名提出) (衆第八号)	國土交通委員	辞任	平山 幸司君	補欠	平山 幸司君	補欠	行田 邦子君	補欠	金子 恵美君	補欠	谷岡 郁子君	
独立行政法人産業技術総合研究所と特許特別会計に関する再質問主意書(谷博之君提出)(第六〇号)	環境委員	辞任	平山 幸司君	補欠	友近 聰朗君	補欠	喜納 昌吉君	補欠	金子 恵美君	補欠	谷岡 郁子君	
特許微生物寄託制度の在り方に関する質問主意書(谷博之君提出)(第六一号)	予算委員	辞任	仁比 聰平君	補欠	大門 実紀史君	補欠	大久保潔重君	辞任	大久保潔重君	補欠	友近 聰朗君	
就業規則と労働契約等に関する質問主意書(糸數慶子君提出)(第六二号)	決算委員	辞任	仁比 聰平君	補欠	仁比 聰平君	補欠	津田 弥太郎君	辞任	津田 弥太郎君	補欠	蓮 航君	
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日内閣から次の答弁書を受領した。						柳澤 光美君	補欠	柳澤 光美君			
地震時における原子力空母の安全性に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第五七号)	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		同日内閣から次の答弁書を受領した。				谷岡 郁子君	辞任	谷岡 郁子君	補欠	喜納 昌吉君	
クボタ・ショック後のアベスト対策に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五八号)	総務委員	辞任	蓮 航君	補欠	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		金子 恵美君	辞任	金子 恵美君	補欠	行田 邦子君	
去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	文教科学委員	辞任	友近 聰朗君	補欠	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		大久保潔重君	辞任	大久保潔重君	補欠	行田 邦子君	
総務委員	辞任	足立 信也君	補欠	同日内閣から次の議案が提出された。		農林水産委員	辞任	行田 邦子君	辞任	行田 邦子君	補欠	
文教科学委員	辞任	吉川 沙織君	補欠	平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書	同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成十八年度国の債権の現在額総報告を受領した。	環境委員	辞任	谷岡 郁子君	辞任	谷岡 郁子君	補欠	
厚生労働委員	辞任	大久保潔重君	補欠	同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成十八年度物品増減及び現在額総報告を受領した。	同日内閣から、友人の友人はアルカイダ発言等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六三号)	日本放送協会におけるインターネット放送の推進と法整備の在り方等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六三号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	鳩山邦夫法務大臣の「友人の友人はアルカイダ」発言等に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第五九号)	同日議長は、バングラデシュ人民共和国で発生したサイクロンによる被害に対し、ジャミルツディン・ショルカール同国国會議長宛見舞電報を発送した。	同日議長は、バングラデシュ人民共和国で発生したサイクロンによる被害に対し、ジャミルツディン・ショルカール同国国會議長宛見舞電報を発送した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
農林水産委員	辞任	青木 愛君	補欠	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	
森 ゆうこ君	青木 愛君	吉川 沙織君	足立 信也君	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	
山本 孝史君	米長 晴信君			同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	同日議長は、同日これを外交防衛委員会に付託した。	

特許微生物寄託制度の在り方に関する質問主意書(谷博之君提出)(第六一號)
就業規則と労働契約等に関する質問主意書(糸數慶子君提出)(第六二號)
去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 芝 博一君
総務委員 辞任 芝 博一君
外交防衛委員 辞任 金子 恵美君
財政金融委員 辞任 森 まさこ君
文教科学委員 辞任 喜納 昌吉君
厚生労働委員 辞任 森 まさこ君
農林水産委員 辞任 津田弥太郎君
牧野たかお君補欠 高橋 千秋君
行政監視委員 辞任 若林 正俊君
谷岡 郁子君
牧野たかお君
坂本由紀子君
喜納 昌吉君
坂田 一郎君
谷岡 郁子君
喜納 昌吉君
坂田 一郎君
谷岀経済産業委員 辞任 塚田 一郎君
古川 俊治君
森 まさこ君
世耕 弘成君
行政監視委員 辞任 藤木 利治君
津田弥太郎君
補欠 古川 俊治君
吉村剛太郎君
行田 邦子君
吉村剛太郎君
牧野たかお君
理事 大久保 勉君
財政金融委員会 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
同日委員長から次の報告書が提出された。
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書
病腎移植に関する質問主意書(石井一君提出)(第六四號)
来日外国人の指紋採取・顔写真撮影制度に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第六五號)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員福島みづほ君提出地震時における原子力空母の安全性に関する質問に対する答弁書(第五七號)

本日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

書(谷博之君提出)(第六一號)
就業規則と労働契約等に関する質問主意書(糸數慶子君提出)(第六二號)
去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

経済産業委員 辞任 塚田 一郎君
古川 俊治君
森 まさこ君
世耕 弘成君
行政監視委員 辞任 藤木 利治君
津田弥太郎君
補欠 古川 俊治君
吉村剛太郎君
行田 邦子君
吉村剛太郎君
牧野たかお君
理事 大久保 勉君
財政金融委員会 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
同日委員長から次の報告書が提出された。
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書
病腎移植に関する質問主意書(石井一君提出)(第六四號)
来日外国人の指紋採取・顔写真撮影制度に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第六五號)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員福島みづほ君提出地震時における原子力空母の安全性に関する質問に対する答弁書(第五七號)

本日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

本日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

本日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

本日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)
本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

官 報 (号 外)

温泉法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する

參議院議長 江田 五月殿 衆議院議長 河野 洋平

温泉法の一部を改正する法律案

温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の一部を改正する法律

次のように改正する

温泉の保護等(第三条—第十四条)を「第二章 温泉の採取に伴う災害の防止(第十三章)

「四条の一——第十四条の十」に、「第三章」を「第二章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六

第一條中「その」を、「温泉の採取等に伴い発生
章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

る可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温
室の「に改め、「図り、」の下に「もつて」を加え、

「第二章 温泉の保護」を「第一章 温泉の保護 もつて」を削る。

」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中

前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号と
、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　当該申請に係る掘削のための施設の位置、

構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防

止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
第四条第三項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。
第六条第二項中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。
第七条第三項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(掘削のための施設等の変更)
七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするとときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
四条第一項(第二号に係る部分に限る)、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。
都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完

了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

第九条第一項第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第二号中「第四条第一項第3号又は第五号」を「第四条第一項第四号又は第六号」に改め、同項第四号中「第四条第三項」の下に「(第七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(緊急措置命令等)

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出せしる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ぜることができる。

第十一条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第二項中「又は動力の装置」を削り、「者について」の下に「第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について」を加え、「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、「第七条第一項」の下に「第七条の二第一項」を、「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「前条中」を「第九条の二中」掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中」に改め、「若しくは動力の装置及びし、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置」を削り、同条に次の一項を加える。

第三条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えられるものとする。

第三十八条第一項中「第三条第一項又は第十一條第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者

二 第九条の二(第十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者

三 第十二条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者

四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取を業として行つた者

である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続)

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対しても第十四条の二第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみな

である。

す。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めると認めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項第一号に係る部分に限る。)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(確認を受けた者の地位の承継)

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が當

し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものとみな

のを除く。)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継した法人若しくは分割により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

ならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者に対する効力を失う。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(温泉の採取のための施設等の変更)

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項第一号に該当するに至つたときは、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が当条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項(第十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければ

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行なう者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(温泉をゆう出させる目的で行なう土地の掘削等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例によらる。

第二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十二条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者(この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。)については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第七条の二(新法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 許可掘削者等に対する新法第九条(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十二条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十二条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項新法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行なっている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行なうことができる。その者がその

期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行なうとする者は、施行日前においても、新法第十二条第一項及び第二項の規定により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、銃器を使用した犯罪が続発し、けん銃の潜在化傾向が顕著となつてることにより、国民生活に重大な不安と脅威が生じている現状にかんがみ、次の事項について万全を期すべきである。

一、本法における「団体」に係る規定の適用に関しては、厳正な運用を行うとともに、正当な目的を有する団体の正当な活動を阻害することがないよう十分留意すること。

二、けん銃の不法所持等の銃器犯罪を厳格に取り締まるとともに、銃器の国内での密造や海外からの密輸入阻止のため、関係機関の連携を強化し、水際対策の一層の徹底を図るなど、総合的な銃器対策をさらに進める。

三、銃器犯罪の多くが暴力団によって行われている実態にかんがみ、摘発に向けた徹底した突き上げ捜査を実施するとともに、首領等幹部の責任をより実効的に追及することができるよう、法制の在り方を含め検討すること。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情等にかんがみ、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け、銃砲の製造等に関する罰則を強化しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

参議院議長 江田 五月殿

内閣委員長 岡田 広

四、本法の施行状況を踏まえ、罰則の効果等を検証し、必要な場合には見直しを含めた検討を行うこと。

五、今後の治安対策の実施に当たっては、我が国の社会構造の変化に対応し銃器の一般への拡散傾向がみられる等犯罪情勢が変化していることを踏まえ、有効な施策を講ずること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年十一月六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条に次の二項を加える。

2 前項の違反行為が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び

第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるもの)をいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一項の違反行為をした者も、前項と同様とする。

第三十一条の二第二項中「一千万円」を「三千万円」に改める。

第三十一条の七第一項中「二百万円」を「三百萬円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百萬円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第三十一条の八中「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十一条の四第二項中「五百万円」を「一千萬円」に改める。

第三十一条の九第一項中「二百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第三十一条の八中「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十一条の九第一項中「二百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第三十一条の九第一項中「二百万円」を「二百万円」に改める。

第三十一条第二項中「五百円」を「三千万円」に改める。

第三十一条の一中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「銃砲」の下に及び「銃砲弾」を加え、同条を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 第四条の規定に違反して銃砲弾を製造した者は、七年以下の懲役又は三百六十日以下の罰金に処する。

2 嘗ての目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂犯は、罰する。

第三十五条中「第三十一条第二項若しくは第三十一条第一項又は第三十一条の二から前条まで」を「各号に掲げる規定に、罰する外」を「罰するほか」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十一条第一項又は第三項(同条第一項に係る部分に限る) 千万円以下の罰金刑

二 第三十一条第一項若しくは第三項(同条第一項に係る部分に限る)又は第三十一条の二から前条まで 各本条の罰金刑

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日又はこの法律の施行の日いづれか遅

い日から施行する。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に

対応するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日前までの間における組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号別表第二十九号の十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製

造)とあるのは、「第三十一条の二(銃砲の無許可製造)若しくは第三十一条の二第一号(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」とす

る。

第三条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十九年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、平成十九年度において、約百四十九億円である。

第四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

一、費用
(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日又はこの法律の施行の日いづれか遅

砲以外の武器の無許可製造)を「第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造)又は第三十一条の三(銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造)」に改める。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

総務委員長 高嶋 良充

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年十一月二十二日

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十九年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費は、平成十九年度において、約百四十九億円である。

第四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

一、費用
(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日又はこの法律の施行の日いづれか遅

る。

別表第五号中「又は第三十一条の二第一号(銃

であることにかんがみ、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

二、専門スタッフ職俸給表の導入がライン中心の人事管理を見直し、複線型人事管理を実現することに資するものとなるよう、専門スタッフ職員に適用される制度の不断の見直しに努める

こと。また、採用試験の種類にとらわれない人事管理を行うなど、幹部職員の選抜及び育成に係る制度の抜本的な見直しに着手すること。

三、官民給与比較の在り方の検討については、平成十八年度に始まる給与構造改革の実施途中に

あること、及び、人事院が公務員人事管理をつかさどる独立性の強い中立第三者機関・専門機関であること、十分に留意すること。

四、いわゆる常勤的非常勤職員について、勤務実態の調査に基づき、勤務内容、勤務条件等を速やかに検討すること。

五、公務員制度改革の一環として検討が進められている公務の労使関係の見直しに当たっては、職員団体等の十分な意見聴取と理解の下、国民の理解が得られる結論を得ること。

右決議すること。

五、公務員制度改革の一環として検討が進められ

ている公務の労使関係の見直しに当たっては、職員団体等の十分な意見聴取と理解の下、国民の理解が得られる結論を得ること。

右決議すること。

六、公務員制度改

正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十九年十一月八日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

官 報 (号 外)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

第十二条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円(に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては」に改める。」に改める。

第十九条の二第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十九条の七第二項第一号中「百分の七十一・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

別表第一イの表中

1 級	2 級	3 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円
170,200	228,300	268,200
171,900	230,200	270,100
173,600	232,100	272,000
175,300	234,000	273,900
176,800	235,700	275,800
178,600	237,300	277,700
180,400	238,900	279,600
182,200	240,500	281,500
183,800	242,100	283,200
185,300	243,700	285,100
186,800	245,300	287,000
188,300	246,900	288,900
189,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000

153,800	212,600	252,600
155,300	214,600	254,600
156,800	216,600	256,600
158,300	218,600	258,600
159,700	220,400	260,500
162,300	222,400	262,400
164,900	224,400	264,300
167,500	226,400	266,200

平成十九年十一月二十六日

参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

二七

196,900	254,600	297,900	155,700	214,600	252,600	223,000	284,200	332,700	194,900	254,600	297,900
198,200	256,000	299,600	157,200	216,500	254,600	224,100	285,100	333,500	196,200	256,000	299,600
199,500	257,400	301,300	158,700	218,400	256,600	225,200	286,000	334,300	197,500	257,400	301,300
200,800	258,800	303,000	160,200	220,300	258,600	226,300	286,900	335,100	198,800	258,800	303,000
202,000	260,100	304,700	161,600	222,000	260,500	200,000	260,100	304,700	201,300	261,500	306,400
203,300	261,500	306,400	164,300	223,900	262,400	202,600	262,900	308,100	202,900	264,300	309,800
204,600	262,900	308,100	166,900	225,800	264,300	203,900	266,900	310,500	204,200	266,700	311,200
205,900	264,300	309,800	169,500	227,700	266,200	205,200	268,600	312,200	205,500	269,500	313,100
207,100	265,600	311,300	172,200	229,500	268,200	207,100	265,600	311,300	208,400	266,900	312,900
208,200	266,900	312,900	173,900	231,300	270,100	208,700	268,200	314,500	209,600	269,500	315,400
209,300	268,200	314,500	175,600	233,100	272,000	210,500	270,200	316,100	210,400	271,900	317,800
210,400	269,500	316,100	177,300	234,900	273,900	211,300	272,600	318,500	211,200	273,200	319,400
211,600	270,600	317,800	178,800	236,500	275,800	212,200	274,600	319,400	212,100	275,300	320,200
212,600	271,900	319,400	180,600	238,000	277,700	213,500	276,400	321,000	213,400	277,100	321,900
213,600	273,200	321,000	182,400	239,500	279,600	214,800	278,200	322,600	214,700	279,000	323,500
214,600	274,500	322,600	184,200	241,000	281,500	216,100	280,000	324,300	216,000	280,800	325,200
215,600	275,700	324,100	185,800	242,500	283,200	217,400	281,800	325,100	217,300	282,600	326,000
216,600	276,800	325,300	187,300	244,000	285,100	218,700	283,600	326,900	218,600	284,400	327,800
217,600	277,900	326,500	188,800	245,500	287,000	219,500	285,400	327,700	219,400	286,200	328,600
218,600	279,000	327,700	190,300	247,100	288,900	220,800	287,000	328,500	220,700	287,800	329,400
219,600	280,200	328,800	191,600	248,400	290,600	222,100	287,800	329,300	222,000	288,600	330,200
220,600	281,200	329,800	192,900	250,000	292,400	223,400	288,900	330,100	223,300	289,700	331,500
221,600	282,200	330,800	194,200	251,600	294,200	224,700	290,000	331,900	224,600	290,800	332,700
222,600	283,200	331,800	195,500	253,200	296,000	226,000	291,200	332,700	225,900	292,300	333,500

官 報 (号 外)

						表 中					
						1 級	2 級				
						俸給月額	俸給月額				
						円	円				
203,000	253,600	176,600	229,000	140,300	198,300	120,200	171,200	223,400	284,200	332,700	
203,700	254,200	178,000	230,200	141,500	199,600	121,100	172,700	224,400	285,100	333,500	
204,400	254,800	179,400	231,400	142,700	200,900	122,000	174,200	225,400	286,000	334,300	
205,100	255,400	180,800	232,600	143,900	202,200	122,900	175,700	226,500	286,900	335,100	
を						に改め、別表第一イの備考〔中「179,200円」を「181,200円」に改め、別表第一口の					
1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	
俸給月額	俸給月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
121,600	172,600	191,200	242,700	157,000	213,800	127,700	183,100	131,500	188,400	133,100	189,700
122,500	174,100	192,300	243,700	158,800	215,200	128,700	184,400	132,500	189,600	134,100	190,800
123,500	175,600	193,400	244,700	160,600	216,600	129,700	185,700	133,500	190,800	135,100	192,000
124,400	177,100	194,500	245,700	162,400	218,000	130,700	187,000	134,500	192,000	136,100	193,200
125,400	178,500	195,600	246,700	164,200	219,200	131,500	188,400	137,200	194,400		
126,400	180,000	196,600	247,600	165,900	220,500	132,500	189,600	138,400	195,600		
127,400	181,500	197,600	248,500	167,600	221,800	133,500	190,800	139,600	196,700		
128,400	183,000	198,600	249,400	169,300	223,100	134,500	192,000	140,800	197,800		
129,200	184,500	199,400	250,400	170,900	224,200	135,600	193,300	141,900	198,800		
130,200	185,700	200,300	251,200	172,300	225,400	136,800	194,600	143,100	200,000		
131,200	187,000	201,200	252,000	173,700	226,600	138,000	195,900	144,300	201,200		
132,300	188,300	202,100	252,800	175,100	227,800	139,200	197,200	145,500	202,400		
						に改める。					
184,900	262,800	別表第二中		197,200	246,700	165,800	219,200	133,100	189,700		
186,700	265,100	別表第二中		198,100	247,600	167,500	220,500	134,100	190,800		
188,500	267,400	別表第二中		199,000	248,500	169,200	221,800	135,100	192,000		
190,300	269,700	別表第二中		199,900	249,400	170,900	223,100	136,100	193,200		
1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	
俸給月額	俸給月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
191,900	272,100	200,600	250,400	172,500	224,200	137,200	194,400				
193,700	274,400	201,400	251,200	173,900	225,400	138,400	195,600				
195,500	276,700	202,200	252,000	175,300	226,600	139,600	196,700				
197,300	279,000	154,600	225,000	176,700	227,800	140,800	197,800				
199,100	281,100	156,300	227,300	203,800	253,600	178,200	229,000	141,900	198,800		
200,900	283,300	159,700	231,900	204,400	254,200	179,600	230,200	143,100	200,000		
202,700	285,500	205,000	254,800	181,000	231,400	144,300	201,200				
204,500	287,700	161,300	234,300	205,600	255,400	182,400	232,600	145,500	202,400		
206,100	290,000	163,700	236,700	206,300	255,900	183,700	233,800	146,700	203,600		
208,000	292,000	166,100	239,100	207,000	256,400	184,900	235,000	148,200	204,900		
209,900	294,000	168,500	241,500	207,700	256,900	186,100	236,200	149,700	206,200		
211,800	296,000	170,800	244,000	208,500	257,400	187,300	237,400	151,200	207,500		
213,500	298,100	172,500	246,300			188,400	238,600	152,600	208,800		
215,500	299,800	174,200	248,600			189,500	239,600	154,100	210,100		
217,500	301,500	175,900	250,900			190,600	240,600	155,600	211,400		
219,500	303,200					191,700	241,600	157,100	212,700		
221,300	304,800	177,600	253,300			192,800	242,700	158,600	213,800		
223,200	306,400	179,400	255,700			193,900	243,700	160,400	215,200		
225,100	308,000	181,200	258,100			195,000	244,700	162,200	216,600		
227,000	309,600	183,000	260,500			196,100	245,700	164,000	218,000		

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

二九

別表第三中

考(二)中「180,300円」を「182,300円」に改める。

1級	2級	3級
俸給月額	俸給月額	俸給月額
149,700	211,500	250,100
151,200	213,400	252,100
152,700	215,300	254,100
154,200	217,200	256,100
155,800	219,200	258,100
157,600	221,000	260,200
159,400	222,800	262,300
161,200	224,600	264,400
163,000	226,300	266,300
164,900	228,100	268,300
166,800	229,900	270,300
168,700	231,700	272,300
170,400	233,500	274,200
172,200	235,200	276,300
174,000	236,900	278,400
175,800	238,600	280,500

215,500	298,100	172,800	245,200	228,800	311,300
217,400	299,800	174,500	247,400	230,600	312,900
219,300	301,500	176,200	249,600	232,400	314,500
221,200	303,200	177,900	251,800	234,200	316,100
222,900	304,800	179,600	254,100	236,100	317,800
224,700	306,400	181,400	256,300	237,700	319,400
226,500	308,000	183,200	258,500	239,300	321,000
228,300	309,600	185,000	260,700	240,900	322,600
230,000	311,300	186,900	262,800	242,600	324,100
231,700	312,900	188,700	265,100	244,200	325,300
233,400	314,500	190,500	267,400	245,800	326,500
235,100	316,100	192,300	269,700	247,400	327,700
236,900	317,800	193,900	272,100		を
238,400	319,400	195,700	274,400		
239,900	321,000	197,500	276,700		
241,400	322,600	199,300	279,000		
243,000	324,100	201,100	281,100		
244,500	325,300	202,900	283,300		
246,000	326,500	204,700	285,500		
247,600	327,700	206,500	287,700		
208,100	290,000			163,200	235,900
210,000	292,000			165,700	238,200
211,900	294,000			168,100	240,500
213,800	296,000			170,500	242,800

に改め、同表の備

1級	2級
俸給月額	俸給月額
156,500	226,800
158,200	229,100
159,900	231,400
161,600	233,600

1級	2級	3級
俸給月額	俸給月額	俸給月額
195,700	249,400	291,000
197,500	251,000	293,000
199,300	252,700	295,000
201,100	254,400	297,000
203,000	256,200	298,900
204,700	257,600	300,900
206,400	259,000	302,900
208,100	260,400	304,900
209,700	261,700	306,700
211,100	263,000	308,600
212,500	264,300	310,500
213,900	265,600	312,400
215,200	267,000	314,400
216,400	268,300	316,300
217,600	269,600	318,200
218,800	270,800	320,100
219,800	272,000	322,000
221,000	273,400	323,800
222,200	274,800	325,600
223,400	276,200	327,400
224,400	277,500	329,200
225,600	278,800	330,700
226,300	279,500	332,200
227,700	281,400	333,700
228,600	282,600	335,000
229,500	284,900	337,800
230,200	286,900	340,400
231,000	287,900	341,600
231,800	288,900	342,800
232,600	289,900	344,000
233,300	290,700	345,100
234,000	291,600	346,300
234,700	292,500	347,500
235,400	293,400	348,700
236,000	294,200	349,800
236,700	295,000	350,900
237,400	295,800	352,000
238,100	296,600	353,100
238,900	297,500	354,000
239,700	298,000	354,900
239,400	298,500	355,800
240,500	299,000	356,700

を

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

185,300	205,000	228,700	267,000				備考】中「205,900円」を「208,200円」と改める。	229,100	282,600	335,000	
187,700	206,900	230,500	269,000					229,900	283,700	336,400	
190,100	208,800	232,300	271,000					230,700	284,800	337,800	
192,500	210,700	234,100	273,000					231,500	285,900	339,200	
195,000	212,400	235,900	274,900					232,100	286,900	340,400	
196,800	214,200	237,400	277,000					232,700	287,900	341,600	
198,600	216,000	238,900	279,100					233,400	288,900	342,800	
200,400	217,800	240,400	281,200					234,100	289,900	344,000	
202,300	219,500	241,900	283,100	1 級	2 級	3 級	4 級	円	円	円	
204,100	221,200	243,600	285,300	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	円	円	円	
205,900	222,900	245,300	287,500	156,200	171,500	197,900	238,100	234,700	290,700	345,100	
207,700	224,600	247,000	289,700	157,900	173,300	199,900	239,900	235,300	291,600	346,300	
209,600	226,200	248,500	292,000	159,600	175,100	201,900	241,700	235,900	292,500	347,500	
211,400	228,000	250,100	294,000	161,300	176,900	203,900	243,500	236,500	293,400	348,700	
213,200	229,800	251,700	296,000	162,800	178,700	205,900	245,400	237,000	294,200	349,800	
215,000	231,600	253,300	298,000	164,600	181,000	207,900	247,300	237,600	295,000	350,900	
216,700	233,200	254,800	299,900	166,400	183,300	209,900	249,200	238,200	295,800	352,000	
218,400	234,800	256,400	301,800	168,200	185,600	211,900	251,100	238,800	296,600	353,100	
220,100	236,400	258,000	303,700	169,900	187,800	214,000	252,800	239,500	297,500	354,000	
221,800	238,000	259,600	305,600	171,600	190,300	215,800	254,700	240,200	298,000	354,900	
223,400	239,500	261,100	307,600	173,300	192,800	217,600	256,600	240,900	298,500	355,800	
225,200	241,100	262,700	309,500	175,000	195,300	219,400	258,500	241,500	299,000	356,700	
227,000	242,700	264,300	311,400	176,800	197,700	221,300	260,300				
228,800	244,300	265,900	313,300	178,900	199,500	223,200	262,000				
				181,000	201,300	225,100	263,700				
				183,100	203,100	227,000	265,400				
197,200	214,700	238,200	275,700					230,400	245,900	267,400	315,200
199,000	216,500	239,700	277,600	1 級	2 級	3 級	4 級	231,900	247,500	269,200	317,100
200,800	218,300	241,200	279,500	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	233,400	249,100	271,000	319,000
202,600	220,100	242,700	281,400	158,100	173,600	200,200	240,100	234,900	250,700	272,800	320,900
204,500	221,800	244,200	283,100	159,800	175,400	202,200	241,900	236,400	252,200	274,500	322,800
206,300	223,500	245,800	285,300	161,500	177,200	204,200	243,700	237,800	253,800	276,200	324,700
208,100	225,200	247,400	287,500	163,200	179,000	206,200	245,500	239,200	255,400	277,900	326,600
209,900	226,900	249,000	289,700	164,700	180,900	208,200	247,400	240,600	257,000	279,600	328,500
211,800	228,500	250,400	292,000	166,600	183,200	210,200	249,300	241,800	258,500	281,400	330,300
213,600	230,300	251,800	294,000	168,400	185,500	212,200	251,200	243,400	260,100	283,100	332,000
215,400	232,100	253,300	296,000	170,300	187,800	214,200	253,100	245,000	261,700	284,800	333,700
217,200	233,900	254,800	298,000	172,000	190,000	216,300	254,800	246,600	263,300	286,500	335,400
218,900	235,500	256,200	299,900	173,700	192,600	218,100	256,700	248,100	264,700	288,200	337,100
220,600	237,100	257,700	301,800	175,400	195,100	219,900	258,600	249,700	266,500	290,000	338,900
222,300	238,700	259,200	303,700	177,100	197,600	221,700	260,400	251,300	268,300	291,800	340,700
224,000	240,300	260,700	305,600	179,000	200,000	223,600	262,100	252,900	270,100	293,600	342,500
225,600	241,800	262,100	307,600	181,100	201,800	225,500	263,700	254,400	271,700	295,200	344,100
227,400	243,300	263,600	309,500	183,200	203,600	227,400	265,300	255,800	273,400	297,000	345,800
229,200	244,800	265,100	311,400	185,300	205,400	229,300	266,800	257,200	275,100	298,800	347,500
231,000	246,300	266,600	313,300	187,500	207,300	231,000	268,300	258,600	276,800	300,600	349,200
232,600	247,800	268,000	315,200	189,900	209,200	232,800	270,200	260,000	278,400	302,200	350,900
234,100	249,200	269,700	317,100	192,300	211,100	234,600	272,100	261,500	280,000	304,000	352,600
235,600	250,700	271,400	319,000	194,700	213,000	236,400	274,000	263,000	281,600	305,800	354,300
237,100	252,200	273,000	320,900					264,500	283,200	307,600	356,000

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

156,000	219,200	258,100	四イの備考】中「200,800円」を「203,100円」に改め、別表第四口の表中	238,600	253,600	274,500	322,800
157,900	221,000	260,200		239,900	255,100	276,200	324,700
159,800	222,800	262,300		241,200	256,600	277,900	326,600
161,700	224,600	264,400		242,500	258,100	279,600	328,500
163,700	226,300	266,300		243,600	259,500	281,400	330,300
165,700	228,100	268,300		245,000	261,000	283,100	332,000
167,700	229,900	270,300		246,500	262,500	284,800	333,700
169,700	231,700	272,300		248,000	264,000	286,500	335,400
171,500	233,500	274,200		249,400	265,300	288,200	337,100
173,500	235,200	276,300		250,900	267,000	290,000	338,900
175,500	236,900	278,400		252,400	268,700	291,800	340,700
177,500	238,600	280,500		253,900	270,300	293,600	342,500
179,400	240,300	282,600		255,300	271,700	295,200	344,100
182,900	242,100	284,700		256,600	273,400	297,000	345,800
186,400	243,900	286,800		257,900	275,100	298,800	347,500
189,900	245,700	288,900		259,200	276,800	300,600	349,200
193,400	247,500	291,000		260,500	278,400	302,200	350,900
195,200	249,300	293,000		261,900	280,000	304,000	352,600
197,000	251,100	295,000		263,300	281,600	305,800	354,300
198,800	252,900	297,000		264,700	283,200	307,600	356,000
200,700	254,800	298,900	に改め、別表第一の表中	149,700	211,500	250,100	
202,400	256,500	300,900		151,300	213,400	252,100	
204,100	258,200	302,900		152,900	215,300	254,100	
205,800	259,900	304,900		154,500	217,200	256,100	
215,200	268,500	314,400		215,700	228,600	267,600	238,100
216,600	270,000	316,300	を	230,400	269,500	239,300	298,200
218,000	271,500	318,200		169,700	232,200	271,400	240,500
219,400	272,900	320,100		171,800	234,000	273,300	241,700
220,800	274,400	322,000		173,600	235,800	275,000	242,700
222,200	275,900	323,800		175,600	237,500	276,900	243,900
223,600	277,400	325,600		177,600	239,200	278,800	245,100
225,000	278,900	327,400		179,600	240,900	280,700	246,300
226,200	280,500	329,200		181,500	242,600	282,600	247,600
227,400	281,900	330,900		185,100	244,300	284,700	248,900
228,600	283,300	332,600		188,700	246,000	286,800	250,200
229,800	284,700	334,300		192,200	247,700	288,900	251,500
231,100	286,000	335,900		195,700	249,400	291,000	223,900
232,200	287,400	337,600		197,500	251,000	293,000	225,100
233,300	288,800	339,300		199,300	252,700	295,000	226,300
234,400	290,200	341,000		201,100	254,400	297,000	227,500
235,500	291,500	342,500		203,000	256,200	298,900	151,500
236,400	292,800	344,100		204,700	257,800	300,900	153,100
237,400	294,100	345,700		206,400	259,400	302,900	154,700
238,400	295,400	347,300		208,100	261,000	304,900	156,400
239,500	296,800	348,800		209,700	262,600	306,700	157,900
240,600	298,200	350,400		211,100	264,100	308,600	159,800
241,700	299,600	352,000		212,500	265,600	310,500	161,700
242,800	301,000	353,600		213,900	267,100	312,400	163,700

官報(号外)

234,300	287,800	341,600	199,500	245,700	296,200				243,700	302,300	355,100
235,200	289,200	343,100	202,200	247,600	298,900				244,800	303,400	356,400
236,100	290,600	344,600	204,900	249,500	301,600				245,900	304,500	357,700
237,000	292,000	346,100	207,600	251,400	304,300				247,000	305,600	359,000
237,900	293,500	347,700	210,100	253,100	306,900				248,200	306,800	360,400
238,900	294,900	349,100	211,700	254,800	308,800				249,400	307,900	361,500
239,900	296,300	350,500	213,300	256,500	310,700				250,600	309,000	362,600
240,900	297,700	351,900	214,900	258,200	312,600				251,700	310,100	363,700
241,700	299,200	353,200	216,400	260,000	314,400						
242,500	300,300	354,700	217,900	261,900	316,300						
243,300	301,400	356,200	219,400	263,800	318,200						
244,100	302,500	357,700	220,900	265,700	320,100						
244,900	303,700	359,100	222,500	267,600	321,800						
245,700	304,800	360,500	223,600	269,400	323,600						
246,500	305,900	361,900	224,700	271,200	325,400						
247,300	307,000	363,300	225,800	273,000	327,200						
248,100	308,200	364,500	227,000	274,800	328,800						
248,900	309,300	365,800	227,900	276,600	330,400						
249,700	310,400	367,100	228,800	278,400	332,000						
250,500	311,500	368,400	229,700	280,200	333,600						
251,300	312,400	369,600	230,600	281,800	335,300						
252,100	313,200	370,200	231,500	283,300	336,900						
252,900	314,000	370,800	232,400	284,800	338,500						
253,700	314,800	371,400	233,300	286,300	340,100						

に改め、別表第四口の備考〔〕中「205,900円」を「208,200円」に改める。

を

第五 口 の 表 中	1級	2級	240,400	293,500	347,700	212,600	255,600	307,700	1級	2級	3級
	俸給月額	俸給月額	241,300	294,900	349,100	214,200	257,300	309,400	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	242,200	296,300	350,500	215,800	259,000	311,100			
	136,400	179,200	243,100	297,700	351,900	217,400	260,700	312,800			
	137,400	181,400				218,900	262,500	314,400			
	138,400	183,600	244,400	300,300	354,700	220,400	264,300	316,300			
	139,400	185,800	245,100	301,400	356,200	221,900	266,100	318,200			
	140,400	187,900	245,800	302,500	357,700	223,400	267,900	320,100			
	141,700	189,800				225,000	269,600	321,800			
	143,000	191,700	246,400	303,700	359,100	226,100	271,300	323,600			
	144,300	193,600	247,100	304,800	360,500	227,200	273,000	325,400			
	145,400	195,400	247,800	305,900	361,900	228,300	274,700	327,200			
	146,900	197,000	248,500	307,000	363,300						
	148,400	198,600				229,500	276,300	328,800			
	149,900	200,200	249,200	308,200	364,500	230,400	278,000	330,400			
	151,200	201,800	249,900	309,300	365,800	231,300	279,700	332,000			
	152,700	203,400	250,600	310,400	367,100	232,200	281,400	333,600			
	154,200	205,000	251,300	311,500	368,400						
	155,700	206,600	252,000	312,400	369,600						
			252,700	313,200	370,200						
			253,300	314,000	370,800						
			253,900	314,800	371,400						
						236,800	288,500	341,600			
						237,700	289,800	343,100			
						238,600	291,000	344,600			
						239,500	292,200	346,100			
									201,900	248,200	297,400
									204,600	250,100	300,000
									207,300	252,000	302,600
									210,000	253,900	305,200

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号	188,300	233,000	147,100	197,300	231,100	278,000	200,100	243,800	157,100	208,200
	190,200	234,500	148,600	198,900	232,300	279,200	201,700	245,300	158,800	209,600
	192,100	235,900	150,200	200,500	233,500	280,400	203,300	246,800	160,500	211,000
	194,000	237,300	151,700	202,100	234,700	281,600	204,900	248,300	162,200	212,400
	195,800	238,600	153,000	203,700	236,000	282,600	206,400	249,800	163,800	213,600
	197,400	239,900	154,500	205,300	237,000	283,500	207,700	251,300	165,700	215,100
	199,000	241,300	156,000	206,900	238,000	284,400	209,000	252,800	167,600	216,600
	200,600	242,700	157,600	208,500	239,000	285,300	210,300	254,300	169,500	218,100
	202,000	243,800	159,000	210,000	240,100	286,300	211,700	255,900	171,200	219,500
	203,600	245,300	160,700	211,400	240,900	287,000	212,900	257,400	173,000	221,000
一般職の職員の給与に関する法律等の一部をめぐる	205,200	246,800	162,400	212,800	241,700	287,700	214,100	258,900	174,800	222,500
	206,800	248,300	164,100	214,200	242,500	288,400	215,300	260,400	176,600	224,000
	208,300	249,800	165,700	215,400	を		216,600	261,700	178,200	225,500
	209,600	251,300	167,600	216,800	1 級	2 級	217,900	263,100	180,300	227,100
	210,900	252,800	169,500	218,300	俸給月額	俸給月額	219,200	264,500	182,400	228,700
	212,200	254,300	171,400	219,800	円	円	220,500	265,900	184,500	230,300
	213,600	255,900	173,100	221,200	138,000	181,100	221,600	267,200	186,400	231,700
	214,800	257,400	174,900	222,600	139,000	183,300	222,800	268,600	188,300	233,300
	216,000	258,900	176,700	224,100	140,100	185,500	224,000	270,000	190,200	234,900
	217,200	260,400	178,500	225,600	141,100	187,700	225,200	271,400	192,100	236,500
	218,500	261,700	180,100	226,900	142,100	189,800	226,400	272,700	193,900	238,000
	219,800	263,100	182,200	228,500	143,400	191,700	227,600	274,000	195,500	239,500
	221,100	264,500	184,300	230,100	144,700	193,600	228,800	275,300	197,100	241,000
	222,400	265,900	186,400	231,600	146,000	195,500	230,000	276,600	198,700	242,500

止 する 法律 案	309,400	368,800	241,100	310,700	308,600	368,800	238,700	310,700	別表第六イの表中	223,500	267,200	
	310,600	370,700	244,200	313,500	310,000	370,700	241,800	313,500		224,700	268,600	
	311,800	372,600	247,300	316,300	311,400	372,600	244,900	316,300		225,900	270,000	
	313,000	374,500	250,400	319,100	312,800	374,500	248,000	319,100		227,100	271,400	
	を				251,100	321,700				228,300	272,700	
に改 め、別 表第六 口を次 のよう に改 める。	1 級		2 級		254,200	324,500	1 級		2 級		229,400	274,000
	259,700	327,300	俸給月額		257,300	327,300	俸給月額		俸給月額		230,400	275,300
	262,800	330,100	円		260,400	330,100	円		円		231,500	276,600
	265,800	332,700	204,600	265,400	263,400	332,700	202,200	263,500	円		232,500	278,000
	268,800	335,200	206,800	268,500	266,500	335,200	204,400	266,600	円		233,500	279,200
	271,800	337,700	209,000	271,600	269,600	337,700	206,600	269,700	円		234,600	280,400
	274,800	340,200	211,200	274,700	272,700	340,200	208,800	272,800	円		235,700	281,600
	277,800	342,600	213,300	277,800	275,800	342,600	210,900	275,900	円		236,900	282,600
	280,500	344,800	215,500	280,600	278,600	344,800	213,100	278,800	円		237,800	283,500
	283,200	347,000	217,700	283,400	281,400	347,000	215,300	281,700	円		238,700	284,400
	285,900	349,200	219,900	286,100	284,200	349,200	217,500	284,600	円		239,600	285,300
	288,700	351,500	222,200	288,900	287,100	351,500	219,800	287,600	円		240,600	286,300
	291,600	353,800	224,600	291,800	290,100	353,800	222,200	290,600	円		241,300	287,000
	294,500	356,100	227,000	294,700	293,100	356,100	224,600	293,600	円		242,000	287,700
	297,400	358,400	229,400	297,600	296,100	358,400	227,000	296,600	円		242,700	288,400
	300,300	360,500	231,700	300,400	299,100	360,500	229,300	299,600	円		に改 める。	
	302,600	362,600	234,100	303,000	301,500	362,600	231,700	302,400	円			
	304,900	364,700	236,500	305,600	303,900	364,700	234,100	305,200	円			
	307,200	366,800	238,900	308,200	306,300	366,800	236,500	308,000	円			

官 報 (号 外)

□ 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		
		俸	給	月	額	俸	給	月
	1			171,100		205,800		265,400
	2			173,700		207,900		268,500
	3			176,300		210,000		271,600
	4			179,000		212,100		274,700
	5			181,700		214,000		277,800
	6			184,500		216,100		280,700
	7			187,300		218,200		283,600
	8			190,200		220,300		286,400
	9			193,100		222,500		289,100
	10			196,100		224,900		292,000
	11			199,000		227,300		294,900
	12			201,900		229,700		297,800
	13			204,600		231,900		300,400
	14			206,300		234,200		303,000
	15			208,000		236,500		305,600
	16			209,700		238,800		308,200
	17			211,400		241,200		310,900
	18			213,200		244,300		314,200
	19			215,000		247,400		317,500
	20			216,800		250,500		320,800
	21			218,700		253,500		323,900
	22			220,700		256,600		327,000
	23			222,700		259,700		330,100
	24			224,700		262,800		333,200
	25			226,500		265,800		336,400
	26			228,500		268,800		339,400
	27			230,500		271,800		342,400
	28			232,500		274,800		345,400
	29			234,300		277,800		348,300
	30			236,300		280,300		350,900
	31			238,300		282,800		353,500
	32			240,300		285,300		356,100
	33			242,300		287,900		358,700
	34			244,400		290,500		361,000
	35			246,500		293,100		363,300
	36			248,600		295,700		365,600
	37			250,600		298,100		367,900
	38			252,600		300,600		370,200
	39			254,600		303,100		372,500
	40			256,600		305,600		374,800
	41			258,400		308,000		377,100
	42			259,800		310,400		379,200
	43			261,200		312,800		381,300
	44			262,600		315,200		383,400

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

三四

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

	45	264,100	317,400	385,400
	46	265,400	319,900	387,400
	47	266,700	322,400	389,400
	48	268,000	324,900	391,400
	49	269,200	327,400	393,200
	50	270,500	329,800	395,000
	51	271,800	332,200	396,800
	52	273,100	334,600	398,600
	53	274,300	336,900	400,200
	54	275,500	338,900	402,000
	55	276,700	340,900	403,800
	56	277,900	342,900	405,600
	57	279,000	344,900	407,200
	58	280,400	346,900	408,900
	59	281,800	348,900	410,600
	60	283,200	350,900	412,300
	61	284,400	352,800	413,800
	62	285,800	354,700	415,400
	63	287,200	356,600	417,000
	64	288,600	358,500	418,600
	65	289,800	360,500	420,300
	66	291,100	362,400	421,600
	67	292,400	364,300	422,900
	68	293,700	366,200	424,200
再任用職員以外の職員	69	295,100	367,900	425,300
	70	296,200	369,700	426,400
	71	297,300	371,500	427,500
	72	298,400	373,300	428,600
	73	299,600	375,100	429,500
	74	300,700	376,800	430,500
	75	301,800	378,500	431,500
	76	302,900	380,200	432,500
	77	303,800	381,900	433,600
	78	304,800	383,600	434,600
	79	305,800	385,300	435,600
	80	306,800	387,000	436,600
	81	307,600	388,600	437,400
	82	308,500	390,200	438,300
	83	309,400	391,800	439,200
	84	310,300	393,400	440,100
	85	311,300	394,800	441,100
	86	312,200	396,300	442,000
	87	313,100	397,800	442,900
	88	314,000	399,300	443,800
	89	314,900	400,800	444,800
	90	315,700	402,100	445,400
	91	316,500	403,400	446,000
	92	317,300	404,700	446,600
	93	318,000	405,800	447,100
	94	318,700	406,900	447,700
	95	319,400	408,000	448,300
	96	320,100	409,100	448,900

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

三六

	97	320,800	410,000	449,300
	98	321,300	411,000	449,900
	99	321,800	412,000	450,500
	100	322,300	413,000	451,100
	101	322,800	414,100	451,500
	102	323,300	415,100	
	103	323,800	416,100	
	104	324,300	417,100	
	105	324,800	417,900	
	106	325,300	418,800	
	107	325,800	419,700	
	108	326,300	420,600	
	109	326,700	421,600	
	110	327,200	422,500	
	111	327,700	423,400	
	112	328,200	424,300	
	113	328,600	425,300	
	114	329,100	425,900	
	115	329,600	426,500	
	116	330,100	427,100	
	117	330,500	427,600	
	118	331,000	428,200	
	119	331,500	428,800	
	120	332,000	429,400	
	121	332,300	429,800	
	122	332,800	430,400	
	123	333,300	431,000	
	124	333,800	431,600	
	125	334,100	432,000	
	126	334,600		
	127	335,100		
	128	335,600		
	129	335,900		
	130	336,400		
	131	336,900		
	132	337,400		
	133	337,700		
	134	338,200		
	135	338,700		
	136	339,200		
	137	339,500		
	138	339,900		
	139	340,300		
	140	340,700		
	141	341,200		
再任用職員		251,400	298,800	317,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

平成十九年十一月二十六日

								別表第七中	
								1級	2級
								俸給月額	俸給月額
								円	円
159,200	222,400	249,700	312,100	205,400	282,100	157,300	220,300	134,100	183,000
161,300	225,300	251,200	313,200	207,300	283,500	159,400	223,200	135,200	185,400
163,500	228,200	252,700	314,300	209,200	284,900	161,500	226,100	136,300	187,800
165,600	231,100	254,200	315,400	211,100	286,300	163,600	229,000	137,400	190,200
	を								
167,800	233,800	213,000	287,500	165,800	231,700				
170,200	236,600	215,000	288,800	168,100	234,500				
172,500	239,400	217,000	290,100	170,400	237,300				
174,800	242,200	219,000	291,400	172,700	240,100				
176,900	245,100	135,700	185,100	220,800	292,800	174,800	243,000	138,500	192,700
179,000	247,800	136,800	187,500	222,900	294,100	176,900	245,800	139,800	195,000
181,100	250,500	138,000	189,900	225,000	295,400	179,000	248,600	141,100	197,300
183,200	253,200	139,100	192,300	227,100	296,700	181,100	251,400	142,400	199,600
185,200	256,000	140,200	194,800	229,000	297,900	183,100	254,300	143,500	201,700
187,000	258,400	141,500	197,100	231,100	299,200	184,900	256,800	145,100	204,000
188,800	260,800	142,800	199,400	233,200	300,500	186,700	259,300	146,700	206,300
190,600	263,200	144,100	201,700	235,300	301,800	188,500	261,800	148,300	208,600
192,400	265,400	145,200	203,800	237,300	302,900	190,300	264,100	149,800	210,800
194,300	267,900	146,900	206,100	238,900	304,100	192,200	266,700	151,700	213,200
196,200	270,400	148,500	208,400	240,500	305,300	194,100	269,300	153,600	215,600
198,100	272,900	150,100	210,700	242,100	306,500	196,000	271,900	155,500	218,000
199,800	275,200	151,600	212,900	243,600	307,600	197,700	274,300		
201,700	277,100	153,500	215,300	245,100	308,700	199,600	276,300		
203,600	279,000	155,400	217,700	246,600	309,800	201,500	278,300		
205,500	280,900	157,400	220,100	248,100	310,900	203,400	280,300		

法律案

								別表第八イの表中	
								に改める。	
247,600	335,600	291,800	376,000			250,200	312,100	207,500	282,600
251,400	338,900	295,500	378,800			251,600	313,200	209,400	283,900
255,200	342,200	299,200	381,600			253,000	314,300	211,300	285,200
259,000	345,500	302,900	384,400			254,400	315,400	213,200	286,500
262,600	348,600	306,700	387,300					215,100	287,500
266,600	351,800	310,600	389,900					217,100	288,800
270,600	355,000	314,500	392,500					219,100	290,100
274,600	358,200	318,400	395,100					221,100	291,400
278,500	361,300	322,100	397,500					222,900	292,800
282,500	365,000	325,100	399,800					224,900	294,100
286,500	368,700	328,100	402,100					226,900	295,400
290,500	372,400	331,100	404,400					228,900	296,700
294,300	376,000	334,200	406,800			245,100	334,400	230,700	297,900
297,900	378,800	336,800	408,900			248,900	337,800	232,700	299,200
301,500	381,600	339,400	411,000			252,700	341,200	234,700	300,500
305,100	384,400	342,000	413,100			256,500	344,600	236,700	301,800
308,800	387,300					260,100	347,800	238,600	302,900
312,600	389,900	1級	2級			264,100	351,200	240,100	304,100
316,300	392,500	俸給月額	俸給月額			268,100	354,600	241,600	305,300
320,000	395,100					272,100	358,000	243,100	306,500
323,600	397,500	237,700	323,400			276,000	361,300	244,500	307,600
326,500	399,800	240,200	326,500			280,000	365,000	245,900	308,700
329,300	402,100	242,700	329,600			284,000	368,700	247,300	309,800
332,100	404,400	245,200	332,700			288,000	372,400	248,700	310,900

三七

官 報 (号外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

三八

195,500	235,900	273,700	305,700	157,400	195,500	232,300	260,800	335,000	406,800
196,800	237,600	275,400	307,400	159,300	197,100	234,000	262,700	337,400	408,900
198,100	239,300	277,100	309,100	161,200	198,700	235,700	264,600	339,800	411,000
199,400	241,000	278,800	310,800	163,100	200,300	237,400	266,500	342,200	413,100
200,600	242,600	280,500	312,600	165,000	201,900	239,200	268,200	に 改 め、 別 表 第 八 口 の 表 中	
201,800	244,200	282,200	314,300	166,900	203,600	240,900	270,100		
203,000	245,800	283,900	316,000	168,800	205,300	242,600	272,000		
204,200	247,400	285,600	317,700	170,700	207,000	244,300	273,900		
205,500	249,000	287,300	319,200	172,600	208,500	246,000	275,700		
206,700	250,600	289,000	320,800	174,100	210,100	247,700	277,600		
207,900	252,200	290,700	322,400	175,600	211,700	249,400	279,500		
209,100	253,800	292,400	324,000	177,100	213,300	251,100	281,400		
210,300	255,400	293,900	325,500	178,700	214,900	252,800	283,400	1 級	
211,400	256,800	295,500	326,800	180,200	216,600	254,500	285,300	俸給月額	
212,500	258,200	297,100	328,100	181,700	218,300	256,200	287,200	円	
213,600	259,600	298,700	329,400	183,200	220,000	257,900	289,100	138,600	
214,700	260,900	300,100	330,500	184,800	221,700	259,600	291,100	176,100	
215,800	262,300	301,600	331,600	186,100	223,500	261,400	293,000	211,800	
216,900	263,700	303,100	332,700	187,400	225,300	263,200	294,900	240,400	
218,000	265,100	304,600	333,800	188,700	227,100	265,000	296,800	140,000	
219,100	266,300	306,200	334,700	190,100	229,000	266,600	298,600	177,700	
220,100	267,600	307,600	335,700	191,500	230,700	268,400	300,400	213,400	
221,100	268,900	309,000	336,700	192,900	232,400	270,200	302,200	242,100	
222,100	270,200	310,400	337,700	194,300	234,100	272,000	304,000	141,400	
202,600	243,100	280,500	312,600	167,000	204,000	240,300	268,200	179,300	
203,800	244,600	282,200	314,300	168,900	205,700	241,900	270,100	311,700	
205,000	246,100	283,900	316,000	170,800	207,400	243,500	272,000	338,500	
206,200	247,600	285,600	317,700	172,700	209,100	245,100	273,900	339,200	
207,500	249,000	287,300	319,200	174,600	210,600	246,700	275,700	314,300	
208,600	250,600	289,000	320,800	176,100	212,200	248,300	277,600	339,900	
209,700	252,200	290,700	322,400	177,600	213,800	249,800	279,500	315,600	
210,800	253,800	292,400	324,000	179,100	215,400	251,300	281,400	340,600	
211,900	255,400	293,900	325,500	180,700	217,000	252,800	283,400	271,300	
212,900	256,800	295,500	326,800	182,200	218,600	254,500	285,300	213,000	
213,900	258,200	297,100	328,100	183,700	220,200	256,200	287,200	245,100	
214,900	259,600	298,700	329,400	185,200	221,800	257,900	289,100	181,400	
215,900	260,900	300,100	330,500	186,800	223,400	259,600	291,100	216,800	
216,900	262,300	301,600	331,600	188,100	225,100	261,400	293,000	245,100	
217,900	263,700	303,100	332,700	189,400	226,800	263,200	294,900	218,400	
218,900	265,100	304,600	333,800	190,700	228,500	265,000	296,800	246,700	
219,900	266,300	306,200	334,700	192,100	230,300	266,600	298,600	183,000	
220,800	267,600	307,600	335,700	193,500	231,900	268,400	300,400	221,700	
221,700	268,900	309,000	336,700	194,900	233,500	270,200	302,200	223,400	
222,600	270,200	310,400	337,700	196,300	235,100	272,000	304,000	251,500	
223,600	271,300	311,700	338,500	197,500	236,800	273,700	305,700	225,100	
224,600	272,600	313,000	339,200	198,800	238,400	275,400	307,400	253,100	
225,600	273,900	314,300	339,900	200,100	240,000	277,100	309,100	255,100	
226,700	275,200	315,600	340,600	201,400	241,600	278,800	310,800	257,100	

に

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	215,300	244,300	288,900	316,800	177,200	207,500	251,400	278,100	改め、別表第八ハの表中			
	216,700	245,700	290,500	318,300	179,300	209,000	252,900	279,600				
	218,100	247,100	292,100	319,800	181,400	210,500	254,400	281,100				
	219,500	248,500	293,700	321,300	183,500	212,000	255,900	282,600				
	220,900	249,900	295,100	322,800	185,600	213,400	257,400	284,200				
	222,400	251,400	296,600	324,300	187,800	215,100	259,000	285,800				
	223,900	252,900	298,100	325,800	190,000	216,800	260,600	287,400				
	225,400	254,400	299,600	327,300	192,200	218,500	262,200	289,000				
	226,700	255,900	301,000	328,600	194,300	220,000	263,900	290,400				
	228,200	257,500	302,400	330,000	195,600	221,700	265,500	292,200				
	229,700	259,100	303,800	331,400	196,900	223,400	267,100	294,000				
	231,200	260,700	305,200	332,800	198,200	225,100	268,700	295,800				
	232,600	262,400	306,700	334,300	199,400	226,900	270,300	297,400				
	234,000	264,000	308,100	335,700	200,700	228,400	271,900	299,100				
	235,400	265,600	309,500	337,100	202,000	229,900	273,500	300,800				
	236,800	267,200	310,900	338,500	203,300	231,400	275,100	302,500				
	238,300	268,800	312,300	339,700	204,600	232,900	276,700	304,000				
	239,700	270,400	313,700	341,100	205,900	234,400	278,200	305,600				
	241,100	272,000	315,100	342,500	207,200	235,900	279,700	307,200				
	242,500	273,600	316,500	343,900	208,500	237,400	281,200	308,800				
	243,900	275,200	317,700	345,100	209,900	238,800	282,800	310,400				
	245,300	276,700	319,000	346,400	211,300	240,200	284,300	312,000				
	246,700	278,200	320,300	347,700	212,700	241,600	285,800	313,600				
	248,100	279,700	321,600	349,000	214,100	243,000	287,300	315,200				
三九	217,500	245,800	288,900	316,800	179,400	209,800	252,800	278,100	249,400	281,300	322,900	350,200
	218,900	247,100	290,500	318,300	181,500	211,300	254,200	279,600	250,900	282,800	324,200	351,400
	220,300	248,400	292,100	319,800	183,600	212,800	255,600	281,100	252,400	284,300	325,500	352,600
	221,700	249,700	293,700	321,300	185,700	214,300	256,900	282,600	253,900	285,800	326,800	353,800
	223,100	251,000	295,100	322,800	187,800	215,700	258,200	284,200	254,700	286,600	327,500	354,600
	224,600	252,400	296,600	324,300	190,000	217,400	259,600	285,800	256,200	288,100	329,500	356,500
	226,100	253,800	298,100	325,800	192,200	219,100	261,000	287,400	257,600	290,500	331,500	358,500
	227,600	255,200	299,600	327,300	194,400	220,800	262,400	289,000	259,000	293,000	334,000	361,000
	228,900	256,600	301,000	328,600	196,500	222,300	263,900	290,400	261,700	294,600	336,500	363,500
	230,300	258,100	302,400	330,000	197,800	224,000	265,500	292,200	263,200	296,100	338,500	365,500
	231,700	259,500	303,800	331,400	199,100	225,700	267,100	294,000	265,600	298,000	340,500	367,500
	233,100	260,900	305,200	332,800	200,400	227,400	268,700	295,800	268,000	299,300	342,500	369,500
	234,400	262,400	306,700	334,300	201,600	229,200	270,300	297,400	270,500	301,800	344,300	371,500
	235,700	264,000	308,100	335,700	202,900	230,700	271,900	299,100	272,000	303,500	346,300	373,500
	237,000	265,600	309,500	337,100	204,200	232,200	273,500	300,800	273,500	305,200	348,300	375,500
	238,300	267,200	310,900	338,500	205,500	233,700	275,100	302,500	275,000	307,000	350,300	377,500
	239,700	268,800	312,300	339,700	206,800	235,200	276,700	304,000	276,500	308,800	352,300	379,500
	241,000	270,400	313,700	341,100	208,100	236,600	278,200	305,600	277,000	310,500	354,300	381,500
	242,300	272,000	315,100	342,500	209,400	238,000	279,700	307,200	278,500	312,000	356,300	383,500
	243,600	273,600	316,500	343,900	210,700	239,400	281,200	308,800	279,000	313,500	358,300	385,500
	244,900	275,200	317,700	345,100	212,100	240,700	282,800	310,400	280,500	203,900	247,700	271,700
	246,200	276,700	319,000	346,400	213,500	242,000	284,300	312,000	281,000	205,400	249,000	273,300
	247,500	278,200	320,300	347,700	214,900	243,300	285,800	313,600	282,500	206,900	250,300	274,900
	248,800	279,700	321,600	349,000	216,300	244,600	287,300	315,200	283,000	208,400	251,600	276,500

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

四〇

168,700	223,500	276,300						250,000	281,300	322,900	350,200
170,400	225,200	278,200						251,300	282,800	324,200	351,400
172,100	226,900	280,100						252,700	284,300	325,500	352,600
173,800	228,600	282,000						254,100	285,800	326,800	353,800

別表
第九
中

俸給月額	1級	2級	3級
	円	円	円
	146,800	196,600	245,600
175,400	230,100	283,700	
177,100	232,000	285,500	
178,800	233,900	287,300	
180,500	235,800	289,100	
182,100	237,500	291,000	
183,900	239,500	292,800	
185,700	241,500	294,600	
187,500	243,500	296,400	
189,300	245,400	298,100	
190,800	247,300	299,800	
192,300	249,200	301,500	
193,800	251,100	303,200	
195,300	253,000	304,900	
196,600	254,900	306,500	
197,900	256,800	308,100	
199,200	258,700	309,700	
200,600	260,500	311,400	
202,000	262,400	313,000	
203,400	264,300	314,600	
204,800	266,200	316,200	

に
改
め
る。

俸給月額	1級	2級	3級			
	円	円	円	206,000	267,900	317,800
	148,600	198,700	247,100	207,300	269,600	319,400
213,100	274,700	324,100	177,500	232,100	283,700	208,600
214,400	276,400	325,300	179,200	233,900	285,500	271,300
215,700	278,100	326,500	180,900	235,700	287,300	321,000
217,000	279,800	327,700	182,600	237,500	289,100	209,900
218,100	281,400	328,800	184,200	239,100	291,000	211,000
219,400	283,000	329,800	186,000	241,000	292,800	274,700
220,700	284,600	330,800	187,800	242,900	294,600	325,300
222,000	286,200	331,800	189,600	244,800	296,400	212,400
223,100	287,900	332,700	191,400	246,600	298,100	276,400
224,400	289,400	333,500	192,900	248,400	299,800	278,100
225,700	290,900	334,300	194,400	250,200	301,500	326,500
227,000	292,400	335,100	195,900	252,000	303,200	213,800
228,100	294,000	336,000	197,400	253,800	304,900	279,800
229,300	295,500	336,700	198,700	255,500	306,500	281,400
230,500	297,000	337,400	200,000	257,200	308,100	283,000
231,700	298,500	338,100	201,300	258,900	309,700	284,600
232,900	299,800	338,600	202,700	260,500	311,400	290,900
234,100	301,300	339,200	204,100	262,400	313,000	292,400
235,300	302,800	339,800	205,500	264,300	314,600	294,000
236,500	304,300	340,400	206,900	266,200	316,200	295,500
			208,100	267,900	317,800	296,000
			209,400	269,600	319,400	297,500
			210,700	271,300	321,000	300,000
			212,000	273,000	322,600	301,500

を

官 報 (号 外)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条 第一項中「初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

第六条 第一項第十号中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 專門スタッフ職俸給表(別表第十)

第八条第六項中「より職員」の下に「(専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に、「及び同表を並びに同表及び専門スタッフ職俸給表に、「三号俸」を「二号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものにあつては「一号俸」に改め、同条第七項中「及び同表」を「並びに同表及び専門スタッフ職俸給表」に、「三号俸」を「二号俸」に、「二号俸」を「二号俸」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

第八条の二中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

(専門スタッフ職調整手当)

第十条の四 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

3 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

4 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

5 第十一条の三第二項、第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「俸給の特別調整額」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

6 第十九条の三第一項中「管理又は」を「管理若しくは」に改め、「定める職員」の下に「若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの」を加える。

7 第十九条の四第四項中「俸給」の下に「専門スタッフ職調整手当を加え、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する」に改め、同条第五項中「の月額並びにこれを「及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれら」に、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する」に改める。

8 第十九条の七第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同条第三項中の月額並びにこれ」を「及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれら」に、「広域異動手当及び」を「及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する」に改める。

9 第十九条の九第三項中「から第十一条の二まで」を「第十一条、第十一条の二」に改める。

10 別表第十を別表第十一とし、別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

職員区分	職務の級	1 級		2 級		3 級	
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1		円 330,800	円 435,600		円 492,100	
	2		332,900	440,100		497,800	
	3		335,000	444,600		503,500	
	4		337,100	449,100		509,100	
	5		339,200	453,500		514,700	
	6		341,300	457,700		520,100	
	7		343,400	461,700		525,500	
	8		345,500	465,400		530,400	
	9		347,600	469,100		534,400	
	10		349,700	472,500		537,400	
	11		351,800	475,500		540,300	
	12		353,900	478,300		543,000	
	13		356,000	480,900		545,200	
	14		358,000	483,300		547,300	
	15		360,000	485,600		549,200	
	16		362,000	487,400		551,000	
	17		364,000	488,900		552,700	
	18		365,900	490,300		554,300	
	19		367,800	491,700		555,900	
	20		369,700	493,100		557,500	
	21		371,600	494,500		559,100	
	22		373,500	495,800			
	23		375,400	497,100			
	24		377,300				

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

四二一

	25	379,200		
	26	381,000		
	27	382,800		
	28	384,600		
	29	386,400		
	30	388,200		
	31	390,000		
	32	391,800		
	33	393,600		
	34	395,200		
	35	396,800		
	36	398,400		
再任 用職 員以 外の 職員	37	400,000		
	38	401,100		
	39	402,200		
	40	403,300		
	41	404,400		
	42	405,500		
	43	406,600		
	44	407,700		
	45	408,800		
	46	409,400		
	47	410,000		
	48	410,600		
	49	411,200		
	50	411,800		
	51	412,400		
	52	413,000		
	53	413,600		
	54	414,200		
	55	414,800		
	56	415,400		
	57	415,900		
	58	416,400		
	59	416,900		
	60	417,400		
	61	417,900		
	62	418,400		
	63	418,900		
	64	419,400		
	65	419,900		
	66	420,400		
	67	420,900		
	68	421,400		
	69	421,900		
	70	422,400		
	71	422,900		
	72	423,400		
	73	423,900		
	74	424,400		
	75	424,900		
	76	425,400		
	77	425,900		
再任 用職 員		330,800	435,600	492,100

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「試験研究に関する業務に從事する」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員(これに類する職員を含む)又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受けるに改める。」

第五条第三項中「(昭和二十五年法律第九十五号)」を削る。

〔一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正〕

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

〔一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正〕

第五条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

〔施行期日等〕

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十

条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の七第二項第一号の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定及び第四条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。))

第七条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

〔平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸〕

第一条 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受け取る号俸に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、人事院の定めるところによる。

〔施行日から平成二十年三月三十一日までの間ににおける異動者の号俸の調整〕

第三条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間ににおいて、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受け取る号俸を算出率で除して得た額

異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めることにより、必要な調整を行うことができる。

第四条第二項中「初任給調整手当」の下に「専門スタッフ職調整手当」を加える。

〔国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正〕

第八条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第三項、第四項及び第六項の項中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同表第八条第十一項の項中「第八条第十一項」を「第八条第十二項」に改め、同表第十九条の四第四項の項及び第十九条の四第五項及び第十九条の七第三項の項を次のように改める。

〔国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正〕

第六条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改める。

〔俸給の月額を算出率で除して得た額〕

第三項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第十九条の四 第五項及び第 十九条の七第 三項	専門スタッフ職 調整手当	専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
第十九条の四 第五項及び第 十九条の七第 三項	俸給及び専門ス タッフ職調整手 当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額

第二十四条の表第八条第三項、第四項及び第五項の項中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、同表第十九条の九第三項の項中から第十二条の二まで」を「第十二条、第十三条の二」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)
第九条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号力中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ワの次に次のように加える。

力 一般職給与法別表第十専門スタッフ職

俸給表の適用を受ける職員

第一条第三項第一号及び第四項第一号中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

**(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一
部改正)**

**第十条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように
に改正する。**

**第十五条第一項第三号イ中「別表第十」を「別
表第十一」に改める。**

審査報告書

**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案**

**右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。**

平成十九年十一月二十六日

議院運営委員長 西岡 武夫

参議院議長 江田 五月殿

一、委員会の決定の理由	
本法律案は、政府職員の給与改定に伴い、国	会議員の秘書の勤勉手当の支給割合を改定しよ うとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用	
本法施行のため、特に費用を要しない。	
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案	右の本院提出案をここに送付する。
平成十九年十一月八日	平成十九年十一月八日
衆議院議長 河野 洋平	参議院議長 江田 五月殿
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一 部を改正する法律
三、投票者氏名	
足立 信也君	青木 愛君
家西 倭君	石井 一君
犬塚 直史君	植松恵美子君
小川 勝也君	尾立 源幸君
梅村 聰君	大河原雅子君
岩本 司君	大島九州男君
池口 修次君	岡崎トミ子君
一川 保夫君	大久保 勉君
司君	大江 康弘君
羽田雄一郎君	大久保 敏夫君
内藤 正光君	大塚 耕平君
友近 聰朗君	加賀谷 健君
中谷 智司君	加藤 敏幸君
那谷屋正義君	金子 恵美君
直嶋 正行君	亀井亜紀子君
中村 哲治君	川合 孝典君
西岡 武夫君	川崎 稔君
富岡由紀夫君	喜納 昌吉君
長谷川憲正君	木俣 郁夫君
平田 健二君	行田 義博君
平山 幸司君	小林 正夫君
福山 哲郎君	邦子君
藤田 幸久君	東君
藤本 祐司君	水岡 優一君
藤原 良信君	室井 邦彦君
前田 武志君	森 ゆうこ君
前川 清成君	佐藤 泰介君
藤原 正司君	芝 博一君
舟山 康江君	下田 敦子君
藤谷 光信君	高橋 千秋君
牧山ひろえ君	鈴木 陽悦君
前田 武志君	鈴木 寛君
松井 孝治君	高嶋 良充君
松野 信夫君	田中 康夫君
水戸 将史君	島田智哉子君
峰崎 直樹君	主浜 了君

め、同項第四号中「百分の二十三・二五」を「百分の二十二・五」に改める。
この法律は、公布の日から施行する。ただし、 第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行す る。
附 則
第一条の規定は、平成二十年四月一日から施行す る。
投票者氏名
日程第二 温泉法の一部を改正する法律案(内閣 提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二三九名
足立 信也君
青木 愛君
家西 倭君
石井 一君
犬塚 直史君
植松恵美子君
小川 勝也君
尾立 源幸君
梅村 聰君
大河原雅子君
大島九州男君
岡崎トミ子君
大久保 勉君
大塚 耕平君
加賀谷 健君
加藤 敏幸君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
川合 孝典君
川崎 稔君
喜納 昌吉君
木俣 郁夫君
行田 義博君
小林 正夫君
邦子君
東君
水岡 優一君
室井 邦彦君
佐藤 泰介君
自見庄三郎君
芝 博一君
下田 敦子君
高橋 千秋君
鈴木 陽悦君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
田中 康夫君
島田智哉子君
主浜 了君
鈴木 充君
田名部匡省君
鈴木 郁子君
津田弥太郎君
外山 斎君
轟木 利治君
内藤 正光君
中谷 智司君
長浜 博行君
羽田雄一郎君
白 真勲君
姫井由美子君
長谷川憲正君
林 久美子君
平田 健二君
平山 幸司君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
藤本 祐司君
藤原 良信君
前田 武志君
舟山 康江君
藤谷 光信君
牧山ひろえ君
前川 清成君
藤原 正司君
舟山 康江君
藤谷 光信君
前田 武志君
松井 孝治君
松野 信夫君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
森 ゆうこ君

め、同項第四号中「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十二」を「百分の六十」に改め、同項第三号 中「百分の四十六・五」を「百分の四十五」に改
め、同項第四号中「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十二」を「百分の六十」に改め、同項第三号 中「百分の四十六・五」を「百分の四十五」に改

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

木村	小泉	昭男君
北川イツセイ君	佐藤	昭郎君
佐藤	正久君	佐藤
佐藤	一保君	世耕
信介君	末松	弘成君
田中	直紀君	伊達
塚田	忠一君	塚田
伊達	一郎君	田中
一郎君	恭子君	中山
西島	英利君	中川
野村	哲郎君	古川
長谷川	大紋君	舛添
芳正君	要一君	林
俊治君	祥史君	吉村
政司君	和也君	丸山
哲朗君	顯正君	溝手
正俊君	山谷えり子君	矢野
正昭君	山崎	吉村剛太郎君
正俊君	山本	山本
正俊君	順三君	浮島とも子君
正俊君	若林	荒木
正俊君	正俊君	清寛君
正俊君	正俊君	浮島とも子君

澤	加藤	吉田	山内	森	水落	松村	丸川	藤井	西田	中村	坂本由紀子君	島尻安伊子君	鴻池	岸
											信秋君	正勝君	祥肇君	信夫君
											佐藤	佐藤		
											田村耕太郎君	鈴木政二君	田村耕太郎君	坂本由紀子君
											谷川秀善君	閑口昌一君	中川雅治君	島尻安伊子君
											西田昌司君	二之湯智君	中村博彦君	佐藤
											南野知恵子君	橋本聖子君	吉田博美君	吉田
											牧野たかお君	松田岩夫君	山内俊男君	加藤弘介君
											藤井孝男君	丸川珠代君	吉田博美君	義家
											森まさこ君	水落敏栄君	山内俊男君	雄二君

正義國人禁書

賛成者氏名	云議員の秘書の給与等 を9る法律案衆議院提出	反対者氏名
足立 信也		
青木 愛		
家西 悟		
石井 一		
犬塚 直史		
植松恵美子		
小川 勝也		
尾立 源幸		
大河原雅子		
大島九州男		
岡崎トミ子		
遠山 清彦		
浜田 昌良		
弘友 和夫		
山口那津男		
山本 香苗		
渡辺 孝男		
井上 哲士		
紙 智子		
大門実紀史		
山下 芳生		
渕上 貞雄		
山内 德信		
川田 龍平		
松浦 大悟		

谷合	正明君
西田	実仁君
浜四津敏子君	
松	あきら君
山下	栄一君
山本	博司君
鰐淵	洋子君
市田	忠義君
小池	晃君
仁比	聰平君
福島みづほ君	
又市	征治君
糸数	慶子君
山東	昭子君
梅村	
浅尾慶一郎君	
池口	修次君
一川	保夫君
岩本	司君
小川	敏夫君
大江	康弘君
大塚	耕平君
大久保	勉君
加賀谷	健君

右 右 右 右 右 右 右 右 右 改 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右

加藤 金子 亀井亞紀子君 恵美君
川合 喜納 昌吉君 孝典君
川崎 桧君 工藤堅太郎君
小林 輿石 東君 佐藤 公治君
櫻井 芝 博一君 下田 敦子君
鈴木 陽悦君 榛葉賀津也君
田名部 匡省君 千葉 千秋君
高橋 谷 千葉 千葉景子君
外山 斎君 千葉正光君
轟木 利治君 中谷 聰朗君
内藤 正光君 長浜 博行君
姫井由美子君 平野 一君
広田 達男君 健三君
藤末 一君

風間 直樹君 神本美恵子君
 亀井 郁夫君 北澤 俊美君
 川上 義博君 木俣 佳丈君
 郡司 彰君 行田 邦子君
 今野 東君 佐藤 泰介君
 島田智哉子君 自見庄三郎君
 主演 了君 鈴木 寛君
 田中 康夫君 高嶋 良充君
 谷岡 郁子君 武内 則男君
 辻 泰弘君 德永 久志君
 林 久美子君 中村 哲治君
 西岡 武夫君 平田 健二君
 幸久君 幸久君 福山 哲郎君
 藤田 幸久君

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99

藤谷	藤原	正司君	光信君
舟山	前田	武志君	
水岡	室井	邦彦君	輝彦君
吉川	柳澤	高君	光美君
山根	森田	隆治君	
蓮	柳澤	沙織君	
愛知	吉川	舫君	
浅野	吉川	治郎君	
岩城	有村	勝人君	
衛藤	石井	君	
岡田	みどり	陽輔君	
荻原	加納	君	
木村	川口	直樹君	
佐藤	佐藤	時男君	
佐藤	佐藤	健司君	
佐藤	小泉	仁君	
佐藤	昭男君	君	
末松	一保君	正久君	
椎名	信介君	イツセイ君	

藤原前川清成君
牧山ひろえ君
松井信夫君
峰崎直樹君
森ゆうこそ君
築瀬進君
柳田稔君
横峯良郎君
米長晴信君
渡辺秀央君
秋元司君
荒井広幸君
石井準一君
泉信也君
市川一朗君
岩永浩美君
尾辻秀久君
岡田広君
加治屋義人君
岸常則君
河合忍君
神取君
佐藤祥肇君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鴻池正勝君
小池信夫君
岸信夫君
河合常則君
神取忍君
佐藤祥肇君
鴻池正勝君
小池信夫君
岸常則君
河合忍君
神取君

官報(号外)

世耕 弘成君	田中 直紀君	井上 哲士君	市田 忠義君
伊達 忠一君	塚田 一郎君	紙 智子君	小池 晃君
中川 義雄君	中山 恭子君	谷川 秀善君	仁比 聰平君
西島 英利君	野村 哲郎君	中川 雅治君	大門 実紀史君
長谷川 大紋君	林 芳正君	中村 博彦君	山下 芳生君
古川 俊治君	舛添 要一君	二之湯 智君	渕上 貞雄君
松村 祥史君	松山 政司君	西田 昌司君	山東 昭子君
丸山 和也君	溝手 顯正君	南野 知恵子君	橋本 聖子君
矢野 哲朗君	山谷えり子君	牧野たかお君	藤井 孝男君
山崎 正昭君	山本 順三君	松田 岩夫君	松田 龍二君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	森 真代君	丸川 珠代君
荒木 清寛君	風間 祥君	山田 敏栄君	水落 敏栄君
浮島とも子君	白浜 一良君	山内 俊夫君	吉田 一太君
遠山 清彦君	西田 実仁君	加藤 修一君	脇 雅史君
浜田 昌良君	浜下 栄一君	澤 雄二君	魚住裕一郎君
弘友 和夫君	山本 博司君	谷合 正明君	義家 弘介君
山口那津男君	山本 香苗君	西田 四津敏子君	若林 正俊君
渡辺 孝男君		松 あきら君	荒木 清寛君
		鷗淵 洋子君	風間 祥君

反対者氏名

○名

ビルマへのODAと民主化の促進に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月七日

福島みづほ

参議院議長 江田 五月殿

ビルマへのODAと民主化の促進に関する質問主意書

ビルマでは、本年八月に軍事政権が燃料価格を突然大幅に上げ、最大の都市ラングーンなどで市民生活が混乱した。値上げへの抗議として始まったデモ行進が九月に入り次第に軍事政権に対する

大規模な抗議行動に形を変え、全国に広がり、九月下旬に軍政が軍を投入して鎮圧した結果、発砲などにより最低百人が死亡し、数千人が拘束されたと見られている。一九八八年にも今回のように全国規模の民主化蜂起があつた。当時も軍事政権は国軍部隊を動員してデモ参加者への無差別発

砲を行い、数千人が死亡したとされる。二〇〇三年度にも遊説旅行中だったアウンサンスー氏、「MMCWA」という。とミャンマー母子福祉協会(以下「MMCWA」という)は双方とも軍政の翼賛・大衆運動組織であり、特にUSDAは普段から民主化運動家の脅迫や拘束などを行っている。USDAは二〇〇三年のスーザー氏襲撃事件への関与が指摘されているほか、本年九月の抗議であり続けた。日本政府は一九八八年の弾圧以後も既存の貸付案件の支払の実行は継続していたほか、一九九八年にはヤンゴン国際空港改修工事に對し円借款を供与している。無償資金協力も多数行つており、その中には軍政の翼賛組織や、軍政首脳の親族が会長を務める団体への資金供与もあつた。

日本政府は、人権状況を改善せず民主化もなかなか進めないビルマに対し多額のODAを供与してきたこと、そして今年ビルマで一九八八年の悲劇が繰り返され、多数の市民が犠牲となつたことを重く受け止めるべきである。我が国のODA大纲は「民主化の促進は(中略)、国際社会の安定と発展にとつても益々重要な課題」だとし、援助を行う際は相手国の民主化の促進や基本的的人権及び自由の保障状況に十分注意を払うとしている。日本は、国家予算の半分以上を軍事費に充て抑圧政策を行うビルマ軍政に多額の援助を行つてきたが、その援助が民主化を促進したとは言えない。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。
一 日本政府は二〇〇六年十月に「連邦連帯開発協会ヤンゴン管区支部」に三件の草の根・人間の安全保障無償資金協力を供与する約束をし、また二〇〇六年三月には「ミャンマー母子福祉協会」にも草の根・人間の安全保障無償資金協力を供与する約束をしている。連邦連帯開発協

会(連邦團結發展協會とも呼ばれる。以下「USDA」という)とミャンマー母子福祉協会(以下「MMCWA」という)は双方とも軍政の翼賛・大衆運動組織であり、特にUSDAは普段から民主化運動家の脅迫や拘束などを行っている。USDAは二〇〇三年のスーザー氏襲撃事件への関与が指摘されているほか、本年九月の抗議行動に際しても、協会員がデモ参加者を殴打、逮捕しており、MMCWAは最近新たに首相に任命されたティエンセイン将軍の妻キンキンワイン氏が会長を務めている団体である。こうしたUSDAの活動や問題点については数年前から米国国務省や国際人権団体などの報告書が詳述しているが、日本政府はUSDAを「ローカルNGO」と分類して無償資金協力を供与した。1 日本政府はUSDAの団体の性質や活動の実態についてどのような認識を持つて同団体を「ローカルNGO」と分類し、また、無償資金協力供与の決定を下したのか明らかにされたい。

2 日本政府が、軍政にごく近く、民主化運動家の弾圧を積極的に行うような団体を援助することによって、軍政や国際社会に伝えるメッセージについて、政府内でどのような検討がなされたのか明らかにされたい。
一 本年度を含め、二〇〇二年からほぼ毎年「人材育成奨学計画」に対する無償資金協力が供与されている。同計画の下、ビルマから主に行政官を奨学生として日本の大学院に受け入れている。日本政府は来日する奨学生の選考に関与していないようだが、選考がビルマ軍政に一任されていると軍政に近しい人が選ばれる可能性が

高く、逆に民主化運動に携わっている人はもちろん、軍政に少しでも批判的な人などが選ばれる可能性は小さいのではないかと思われる。また、奨学生が自らの研究テーマを選ぶ自由がないことや、帰国後に日本で学んだ分野をいかせないことが多いという情報もある。

本計画の実施をより効果的なものにし、民主的な国造りにつながるような人材育成をしていくためには、同計画の必要性や目的、求められる効果について派遣する側のビルマ軍政と受け入れる側の日本政府とが共通の認識を持ち、共に努力していくことが重要である。日本政府は今後、より多様な奨学生を受け入れるために選考手続に積極的に関与すると同時に、奨学生の帰国後の進路・配属先に配慮するようビルマ軍政に働きかけていくべきである。

1 奨学生の選考が現在どのように行われ、日本政府は選考手続に直接関与しているのか。

2 奨学生の所属する大学院や研究テーマはどうのように決定されるのか。日本政府がこのことについて実情を把握しているかも含めて明らかにされたい。

3 日本国政府は、奨学生の帰国後の進路や、日本で取得した学位をいかせているかを確認する追跡調査を行っているのか、明らかにされたい。

わたり、出資もしている。日石ミャンマー石油開発(日本政府と新日本石油開発が五十分の一)はビルマ沖天然ガス田(イエタグントずつ出資)はビルマ沖天然ガス田(イエタグント)の権益(約十九・三パーセント)を保持している。権益取得や拡大に際しては国際協力銀行や石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が支援してきた。日本企業がガス田権益を保持することはODAではない。しかし、ビルマの経済を支えているとされる天然ガス開発に日本政府がかかわるという実態は、ODA大綱の精神や日本政府のビルマに対する援助方針との整合性が取れていないのではないか。この件について本年十月五日、参議院本会議において、福田内閣総理大臣は政府として「適切な対応を検討」していく旨、答弁しているが、具体的にどのような対策を講じるのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣
町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みづほ君提出ビルマへのODAと民主化の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

壊阻止、国家主権の堅持等を目的としつつも、具体的な活動において、基礎教育、保健、安全な水の確保、村落部の道路建設等経済・社会分野全般を対象とした草の根レベルの住民に対して事業を実施するミャンマー内務省団体設立法にて、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「本無償資金協力」という。)が対象とする被供与団体の基準に該当するとともに、本案件が貧困層児童の小学校教育の環境改善に直接寄与する人道支援であることを踏まえ、実施を決定したものである。

連邦連帯開発協会については、民主化運動家の弾圧を積極的に行う団体であるとは承知していない。

これらの案件を含め、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)に対する本無償資金協力の実施に当たっては、支援案件が貧しいミャンマー国民に直接裨益することを特に勘案しつつ行っているものである。

二の1及び2について

ミャンマー政府に対する無償資金協力「人材育成奨学計画」は、我が国における学位の取得を通じて、将来ミャンマーの社会・経済開発計画政策の企画・立案・実施にかかることが期待される行政官等の人材育成を行うことを目的としている。その実施に当たっては、ミャンマー政府、在ミャンマー日本大使館及び独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)の現地事務所により構成される調整委員会が、同計画の目的にかんがみ、同計画により我が国に留学する者以下「対象者」という。)に学

位を取得させる分野を決定した後、JICAが当該分野について対象者を受入れ可能な我が国の大学を選定し決定する。具体的な対象者については、書類選考や語学試験等を経て、調整委員会が、当人の希望する研究テーマを踏まえた上で、最終的に決定している。

二の3について

対象者が我が国の留学より帰国した後の追跡調査については、JICAがアンケート調査やモニタリング調査を実施しており、同計画の成果を確認している。

三について

現在、政府としては、国際社会の様々な取組とも連携しつつ、ミャンマーにおける民主化の推進及び人権状況の改善を働きかけているところである。国際的にもミャンマーにおける天然ガス生産事業への他国の既存の出資の引揚げは行われていない現状を踏まえると、ミャンマーにおける民主化及び人権の状況や資源開発に関する他の動向を注視しながら、本件事業にかかる既存の政府出資の取扱いについては、慎重に検討していく考えである。なお、政府は、御指摘の日石ミャンマー石油開発株式会社の株主であり、出資基本契約においては、同社の資産又は事業經營に重大な影響を及ぼす事項については政府の事前の同意が必要とされていることから、当面、国際協力銀行又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による新規の支援の求めがあつたとしても、現下の情勢にかんがみ、これに同意しない方針である。

一の1及び2について

政府としては、連邦連帯開発協会が、その綱領において連邦の分裂阻止、国民の間の連帯崩壊

配置薬業の改正薬事法上の資格に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月七日

参議院議長 江田 五月殿 又市 征治

配置薬業の改正薬事法上の資格に関する質問主意書

私は去る九月十四日、「改正薬事法に伴う配置販売員の資質向上と省令に関する質問主意書」(第一六八回国会質問第五号)において、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)(以下「改正薬事法」という。)に伴う配置販売員の資質向上について、省令中に明文化するよう求め、質問したところである。九月二十五日付け政府答弁書の「一について」によれば、配置販売業については店舗販売業などと同様の基準で新制度における登録販売者試験への受験を求めるのみで、資質向上の具体化は、今回省令案の定める受験資格とは直接関連するものではない、と解しているようである。このため「配置」の歴史的特性及び今日的役割を踏まえた、改正薬事法附則第十二条の既存配置従事者の「資質の向上」の具体化に、進展がみられない。

しかしながら、「資質の向上」は、論理的にも歴史的経緯からも、「配置」の「新制度への円滑な移行」の条件であつて、附則は、「配置」従事者が継続的な研修を受け一定の研鑽を積むことにより、受験資格が得られ、登録販売者へ進む道を開いている趣旨だと解される。

そこで、以下の質問をする。

一 「資質の向上」と「新制度への円滑な移行」の密接な関連性について

改正薬事法が附則において特に「配置」について「資質の向上」を求めたのは、薬剤の高度化・多様化、販売方法の大量化・大衆化等により、一般用医薬品においても濫用・誤用、副作用の実例やおそれが拡大したため、すべての医薬品販売従事者に一定の専門知識の習得・資格規定が必要とされるに至つたことのほかに、特に「配置」従事者にあつては、店舗と違い薬剤師等の常時指導監督下で従事するのでなく単独で行商する業態であることから、薬事知識はもとより、特定商取引に関する法律を始め販売モラルの面をも含めて「資質の向上」が求められたことが理由であると思うが、政府の見解を示されたい。

2 「店舗」との業態の相違を反映することについて

「店舗」では、本来不特定多数の消費者を、それも様々な状況の消費者の様々な要求にこたえる必要があり、それに対応するためには「店舗」内に様々な要求にこたえることのできる高度な薬学の専門家(薬剤師、登録販売者が常駐する必要性がある。他方「配置」では、一人一人の従事者が個々の消費者の家庭を、そもそも特定された多数の家庭を訪問し薬品の販売行為を行う以上、全員がそれなりの一定の専門家である必要がある。同時に、特定商取引に関する法律を始め行商としてのルールの徹底を行うことも社会正義の上からも、非常に重要である。ただし、行商としての性格上も、取り扱う薬品の品目は限定されてい

る。だからこそ「配置」については「附則」において既存業者に期限を定めず従前どおりの営業を認めつつ、同時に「資質向上努力義務」を加えることにより、将来、「配置」が業界の自主努力で、現実的に国民生活に寄与する形で新制度へ円滑に移行する方向性を示し、そのための時間的猶予を与えたものと理解しているが、政府の見解を示されたい。

3 薬事法関連で講習を義務付けている類似の例について

講習を義務付けている類似の例として、医療機器の製造業、販売業においては、「薬事法施行規則第九十一条第三項第三号、薬事法施行規則第百八十八条第二号イ、薬事法施行規則第百六十二条第一項第一号、薬事法施行規則第百七十五条第一項第一号、薬事法施行規則第百六十八条及び百七十五条第二項、薬事法施行規則第百九十四条、講習等を行う者の登録等に関する省令」が存在し、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習(基礎講習、資格取得講習、継続研修)が実施されている。「配置」についてもこれらを参考に、省令案の中に明文化することは、附則第十二条の趣旨にかなうと同時に、既存の法令とともに整合し合理的だと考えるが、政府の見解を示されたい。

4 省令案への具体的反映方法について

省令案中、「受験申請・登録販売者試験を受けようとする者」の「6」は、「その他知事が同等と認める者」として「1～5に該当する者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者」を定めている。これはまさに「配置」等の歴史的事情を斟酌し、配置販売業における受験資格を取得するための制度を整備する可能性を想定させる。以上から具体案を示せば、省令案「6」の末尾に、例えば「厚生労働省の指定する講習を受講済の者」を明文化することにより、これに該当する「配置」従事者について、厚生労働省が「資質の向上」を認定し、受験資格に加えることは可能ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員又市征治君提出配置薬業の改正薬事法上の資格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出配置薬業の改正

薬事法上の資格に関する質問に対する答弁書

一の1について

薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第十二条は、改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者について、改正法第一条の規定による改正後の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(以下「新法」という。)第三十一条に規定する配置販売業者(以下「新法配置販売業者」といいう。)と異なり、新法第二十六条第二項に規定する登録販売者を置くことが義務付けられていなこといかんがみ、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、既存配置販売業者に対し、その配置員の資質の向上に努めなければならないことを規定したものである。

平成十八年四月十八日の薬事法の一部を改定する法律案に対する附帯決議において、既存配置販売業者に対して「新制度への移行を促す」ととされたことを踏まえ、配置販売業については、登録販売者を置くことが義務付けられており新法配置販売業者により行われることが望ましいと考えているところ、既存配置販売業者

については、新法配置販売業者への移行の有無にかかわらず、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、改正法附則第十二条に基づきその配置員の資質の向上に努めなければならないものである。

一の3について

御指摘の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の規定は、薬事法の規定に基づき設置が義務付けられている医療機器の製造若しくは修理を実地に管理する責任技術者又は高度管理医療機器等若しくは特定管理医療機器の販売若しくは賃貸を実地に管理する者について資格、基準等を定めるものであるが、改正法附則第十二条は経過措置として既存配置販売業者に対する配置員の資質向上の努力義務を定めるものであり、これらの薬事法施行規則の根拠となつた薬事法の規定とは趣旨が異なるものと考えている。

一の4について

本年九月十三日から十月十二日まで実施した行政手続法(平成五年法律第八十八号)に基づく意見公募手続における薬事法施行規則の一部を改正する省令案の概要(以下「改正規則案」といいう。)において示した新法第三十六条の四第一項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)の受験資格中、御指摘の要件については、

難民認定制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月七日

参議院議長 江田 五月殿

福島みづほ

難民認定制度に関する質問主意書

3 二〇〇六年に異議申立ての結果が出た審査件数と、難民認定申請を行つてからの平均審査期間を示されたい。このうち、認定、不認定別、収容者、被収容者別の平均審査期間についても明らかにされたい。

4 二〇〇六年に仮滞在を許可した人数と、不許可の人数及びその平均審査期間を示されたい。

5 二〇〇六年の我が国の国際空港における難民認定申請の件数を示されたい。このうち、仮滞在を許可した人数と、不許可の人数及び

定法が施行され、新たな難民認定制度が始まつた。この改正案議決にあたり、衆議院、参議院はそれぞれの法務委員会において、附帯決議を付し、手続の「適正性」、「迅速性」、「客觀性」、「透明性」を確保、參與員の人選に当たつて「専門性」を確保し、また民間の難民支援団体からの推薦者を含め適任者を選出するよう難民調査当局に対し

て薬学の正規の課程(六年制課程に限る。)を修めて卒業した者」と同等以上であると認められる者等を想定している。

二について

先の答弁書(平成十九年九月二十五日内閣参考一六八第五号)六についてお答えしたとおり、登録販売者試験の受験資格については、厚生労働省医薬食品局長の私的検討会である「登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会」が

本年六月二十六日に取りまとめた「登録販売者試験実施ガイドライン作成検討会報告書」を踏まえ、原則として実務経験又は学歴を要件として設けることとしており、講習等その他の要件を設ける必要はないと考えている。

1 二〇〇二年から二〇〇六年までの難民申請件数と難民認定件数を示されたい。

2 本年十月一日時点で、難民申請中の人数、異議申立て継続中の人数、同日時点での収容の有無、申請年ごとの内訳及び国籍の内訳をそれぞれ示されたい。また、このうち二〇〇五年十月以前の難民認定申請者については、申請が継続している理由を明らかにされたい。

要請している。

そこで、難民保護という最も重要な国際貢献に寄与する観点から、以下のとおり質問する。

一 難民認定実務の実績について

近年の難民認定申請事案は、申請者の多国籍化、申請件数の増加が顕著になつており、また申請が提出される日本国内の地域も多様化しており、難民認定の実績を明らかにする必要がある。

2000年の難民認定申請事案は、申請者の多国籍化、申請件数の増加が顕著になつており、また申請が提出される日本国内の地域も多様化しており、難民認定の実績を明らかにする必要がある。

1 難民認定実務の実績について

近年の難民認定申請事案は、申請者の多国籍化、申請件数の増加が顕著になつており、また申請が提出される日本国内の地域も多様化しており、難民認定の実績を明らかにする必要がある。

2 本年十月一日時点で、難民申請中の人数、異議申立て継続中の人数、同日時点での収容の有無、申請年ごとの内訳及び国籍の内訳をそれぞれ示されたい。また、このうち二〇〇五年十月以前の難民認定申請者については、申請が継続している理由を明らかにされたい。

3 二〇〇六年に異議申立ての結果が出た審査件数と、難民認定申請を行つてからの平均審査期間を示されたい。このうち、認定、不認定別、収容者、被収容者別の平均審査期間についても明らかにされたい。

4 二〇〇六年に仮滞在を許可した人数と、不許可の人数及びその平均審査期間を示されたい。

5 二〇〇六年の我が国の国際空港における難民認定申請の件数を示されたい。このうち、仮滞在を許可した人数と、不許可の人数及び

定申請書が日本語以外の言葉で書かれていた言語別の件数を示されたい。このうち、入国管理局として翻訳を提供した言語別の件数を示されたい。

二 収容について
難民申請者は難民条約において「難民認定申請中から保護が及ぶ」対象であるうたわれており、現在入国管理局が行っている収容は、難民条約に反していると考えられる。

1 現在入国管理局が行っている収容は、難民条約に反していると考えられる。

2 本年十月一日時点において出入国管理局収容施設に収容されている難民認定申請者の人數(異議申立て中の者、難民認定不認定処分の取消しを求める司法手続が継続中の者をそぞれ含む)を示されたい。このうち、収容期間が半年未満、半年以上一年未満、一年以上一年半未満、一年半以上二年未満、二年以上二年半未満、一年半以上二年未満、二年以

上一年半未満、一年半以上二年未満、二年以

て、政府の見解を明らかにされたい。

3 ビルマ国籍の難民申請者について

1 本年九月五日から十月四日までの間のビルマ国籍の難民認定申請数及び異議申立てに対する結果の内訳を示されたい。このうち退去強制令書が発付された件数と、その後出入国管理局収容施設に収容された人数も明らかにされたい。

2 二〇〇六年の一年間で、ビルマ国籍の難民申請者(異議申立て中の者も含む)に対して不認定処分の後、退去強制令書が発付された人數を示されたい。このうち、実際に執行され退去した人數と、退去強制令書を執行され

ていない人數及びその理由を明らかにされたい。

四 難民審査參與員について
本年五月より難民審査參與員が新任及び再任されているが、二〇〇四年入管法改正時の衆議院及び参議院法務委員会の附帯決議においては、「六 難民審査參與員の人選に当たつては、専門性を十分確保する観点から、日本弁護士連合会、国連難民高等弁務官事務所及びNGO等の民間の難民支援団体からの推薦者を含め適任者を選出するよう留意すること。」とされて

いる。この附帯決議に対する政府の取組姿勢に關して、その見解を明らかにするとともに、国連難民高等弁務官事務所から難民審査參與員に推薦された人數と、難民審査參與員へ採用された人數を示されたい。

五 警察署内の難民認定申請
警察署内で難民認定申請を行うことは可能であるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月十六日
内閣総理大臣臨時代理 参議院議長 江田 五月殿
内閣総理大臣 国務大臣 町村 信孝

参議院議員福島みづほ君提出難民認定制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みづほ君提出難民認定制度に関する質問に対する答弁書
一の1について
難民認定申請をした者の数は、平成十四年が二百五十人、平成十五年が三百三十六人、平成

十六年が四百二十六人、平成十七年が三百八十四人、平成十八年が九百五十四人であり、難民認定を受けた者の数は、平成十四年が十四人、平成十五年が十人、平成十六年が十五人、平成十七年が四十六人、平成十八年が三十四人である。

一の2について

平成十九年十月一日時点における難民認定申請中の者数は千五十八人であり、このうち同日時点で入国管理局の収容施設に収容されている者の数は五十五人である。難民認定申請をし

た年の内訳は、平成十六年が七人、平成十七年が八十三人、平成十八年が五百七人、平成十九年が四百六十一人である。国籍別の内訳は、アフガニスタン、イラク、インド、ウガンダ、ウズベキスタン、エチオピア、カメルーン、ギニア、キューバ、ケニア、コロンビア、コンゴ民主共和国、スーザン、スリランカ、チュニジア、中国、トーゴ、トルコ、トンガ、ナイジリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、シエラレオネ、フィリピン、ブルンジ、ミャンマーである。

一の3について

平成十八年における難民不認定処分等に対する異議申立てに対する決定の数は百三十九件であり、難民認定申請を行つてから当該決定がされるまでの平均期間は約五百四十五日である。

このうち、異議申立てに理由があることから難民と認定するとの決定がされたものの平均期間は約七百四日、異議申立てが棄却されたものの平均期間は約五百二十九日、当該決定時に入国管理局の収容施設に収容されていたものの平均期間は約四百二十二日、当該決定時に入国管理局の収容施設に収容されていなかつたものの平均期間は約五百五十四日である。

一の4について
平成十八年において、仮滞在の許可を受けた者の数は百二十二人であり、難民認定申請をしたが仮滞在の許可を受けなかつた在留資格未取得外国人以下「仮滞在不許可外国人」という。)

官報(号外)

の数は五百九十九人である。

また、難民認定申請を行つてから仮滞在の許否の判断までの平均期間は約八十六日である。の5について

平成十八年における出入国港である空港で難民認定申請をした者の数は百二十人であり、このうち、仮滞在の許可を受けた者の数は四十三人、仮滞在不許可外国人の数は七十六人である。仮滞在不許可外国人について、その許可をしなかつた理由別の内訳は、出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百三十九号)以下「入管法」という。第六十一条の二の四第一項第九号に該当する者が五十五人、同項第六号に該当する者が四人、同項第八号に該当する者が二人、その他の者が十五人である。

一の6について

平成十八年に受理した難民認定申請について、申請書が日本語以外の言語で記載されているものの言語別の内訳は、ミャンマー語五百九十四件、トルコ語三十七件、英語八十四件、ペルシャ語二十件、ベンガル語十三件、フランス語十一件、ウルドゥー語十件、中国語十件、ネパール語九件、シンドヒー語八件、アムハラ語七件、シンハラ語六件、アラビア語五件、スペイン語五件、タミル語五件、シングル語四件、ヒンディー語二件、ラオス語一件、ロシア語一件である。

これらのうち、難民認定申請をした者が申請書について日本語に翻訳したものを作成することが困難であるなどの事情により、入国管理局において申請書の翻訳を行つたものの言語別の内

訳は、ミャンマー語二百八十件、トルコ語百三

十七件、英語二十九件、ペルシャ語十七件、ウルドゥー語十件、ベンガル語十件、ネパール語九件、フランス語九件、アムハラ語五件、スペイン語五件、タミル語五件、シンハラ語四件、中国語四件、アラビア語二件、ヒンディー語二件、韓国語一件、ラオス語一件、ロシア語一件である。

二の1について

難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号)においては、難民認定申請者について、入国管理局の収容施設への収容を行うことと禁ずる規定ではなく、当該収容が同条約に反しているとは考へていない。

なお、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十二号)の施行により、不法滞在者が難民認定申請を行つた場合、その法的地位の安定化を図るため、入管法第六十一条の二の四第一項で定める要件を満たすときには、仮滞在を許可して退去強制手続を停止し、難民認定手続を先行して行つており、仮滞在を許可された者については収容されることはない。

また、仮滞在を許可されなかつた者については、これまでどおり難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、この場合でも、入管法において難民認定申請中及び異議申立手続中は送還を行わないこととされているほか、事案に応じて仮放免制度を弾力的に運用するなど、難民認定申請者に対する配慮を行つてゐる。

二の2について

平成十九年十月一日時点において、入国管理

局の収容施設に収容されている者のうち、難民認定申請中のものは五十五人、難民不認定処分等に対する異議申立手続中のものは六十八人、難民不認定処分取消訴訟が係属中のもの(異議申立手続中のものは除く)は十人である。これら

の收容期間別内の内訳は、半年未満が七十五人、半年以上一年未満が四十六人、一年以上一年半未満が十人、一年半以上二年未満が二人であり、二年以上収容されている者はいない。

三の1について

平成十九年九月五日から同年十月四日までの間において難民認定申請をしたミャンマー国籍の者の数は、三十九人である。このうち、同年十一月一日現在、退去強制令書の発付を受けた者の数は一人、入国管理局の収容施設に収容されている者の数は一人である。

また、平成十九年九月五日から同年十月四日までの間において難民不認定処分等に対する異議申立てに対する決定を受けたミャンマー国籍の者の数は十二人であり、これらの決定はいずれも異議申立てを棄却するものである。このうち、同年十一月一日現在、当該決定を踏まえて退去強制令書の発付を受けた者の数は十人である。退去強制令書の発付を受けた者の数は十人であり、入国管理局の収容施設に収容されている者の数は十人である。

三の2について

平成十八年中に難民不認定処分(難民不認定処分等に対する異議申立てを棄却する決定を含む)を受け、その後に退去強制令書が発付されたミャンマー国籍の者の数は、平成十九年十月一日現在、百六十三人である。このうち退去強制令書を執行されて送還された者の数は十七人

であり、いずれも自費出国をしている。また、この百六十三人のうち退去強制令書が発付されたものの送還されていない者の数は百四十六人

であり、送還されていない理由については、難民不認定処分等に対する異議申立手続中であること、退去強制令書の発付等に係る訴訟が係属中であること、帰國費用、帰國用旅券等が整っていないこと、送還を忌避していること等である。

四について

難民審査参与員は、入管法において、人格が高潔であつて、難民不認定処分等に対する異議申立てに關し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は國際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する旨が規定されているところ、法務省としては、これを満たす者について、御指摘の附帯決議を踏まえ、日本弁護士連合会、国連難民高等弁務官事務所、民間の難民支援団体等から推薦を受けて任命することとしており、平成十九年五月の難民審査參與員の任命に當たつても、同様の方針で任命している。

これまでに国連難民高等弁務官事務所から難民審査参与員に推薦された者の数は八人であり、このうち採用された者の数は四人である。

五について

逮捕又は勾留されている者から、難民認定申請を行う旨の意思表示があつた場合、地方入国管理局の職員が勾留先等に赴き、当該申請の手続きを行うことは可能である。

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月八日

参議院議長 江田 五月殿 系数 康子

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政

府の取組について」に関する質問主意書

政府は、平成十八年五月三十日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」

を閣議決定した。同閣議決定は、「平成十七年十

月二十九日の日米安全保障協議会における勧告を承認し、平成十八年五月一日の日米安全保障協議

会における在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置(以下「再編関連措置」という。)を

含む最終取りまとめを承認する」としている。同取りまとめは、「再編実施のための日米のロードマップ」(仮訳)(以下「最終報告」という。)なるものであり、普天間飛行場代替施設に関し、規模等、実施の詳細について触れている。

日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することとしており、V字型に配置される一本の滑走路はそれぞれ長さ千六百メートル、二つの百メートルのオーバーランを有し、

各滑走路に在る部分の施設の長さは、護岸を除いて千八百メートルとなる。また、この施設は合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものであるとされている。

しかし、普天間飛行場代替施設は、概念図が示されているだけで、施設の位置が明確でなく、そのため沖縄県を始めとする自治体との間で、位置をめぐる移動の修正等、合意に至っていない。

よつて、以下質問する。

一 普天間飛行場代替施設の位置は、どこを起点として計測されているのか。緯度(北緯何度何分)と経度(東經何度何分)でもつて正確に示されたい。

二 普天間飛行場代替施設に関しては、現在、環境アセスメントの段階にあるが、この時点で米国側との協議の中で、環境等の問題において未解決な点があるのかどうか、具体的に明らかにされたい。

三 最終報告では、普天間飛行場代替施設は、キヤンプ・シユワブ区域に設置するため、キヤンプ・シユワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われるべきとしているが、現在においてキヤンプ・シユワブの施設及び隣接する水域の再編成はどこまで進んでいるのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月十六日

内閣总理大臣臨時代理 国務大臣 池田 信孝

参議院議員 系数 康子君提出「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 系数 康子君提出「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に関する質問に対する答弁書

三について
お尋ねの点については、日米間で協議を行つてゐるところであり、現時点においてお答えすることは困難である。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

質問主意書

独占禁止法の改正等の基本的考え方に関する質問主意書

お尋ねの点については、日米間で協議を行つてゐるところであり、現時点においてお答えすることは困難である。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

質問主意書

独占禁止法の改正等の基本的考え方に関する質問主意書

平成十九年十一月八日

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿 藤末 健三

一 課徴金の対象範囲の拡大については、考え方(1)「新規参入排除行為・公正な競争秩序に悪影響を与える行為等に対する課徴金の新設」として、「他の事業者の事業活動を排除すること(例えは、コストを度外視した価格設定)による環境への影響という問題に対処するものとして、米側と合意したものである。

本年十月十六日に、公正取引委員会から公表された「独占禁止法の改正等の基本的考え方」(以下「考え方」という。)について、以下質問する。

一 課徴金の対象範囲の拡大については、考え方(1)「新規参入排除行為・公正な競争秩序に悪影響を与える行為等に対する課徴金の新設」として、「他の事業者の事業活動を排除すること(例えは、コストを度外視した価格設定)による環境への影響という問題に対処するものとして、米側と合意したものである。

お尋ねの点については、現在進めている環境影響評価の結果次第では、改めて米側との協議

を行つた事業者に対する課徴金を導入する。」と記載されているが、他の事業者の事業活動を排除する私的独占に至る前でも、企業体力に劣る中小企業は早期に市場から撤退に追い込まれるので、このような状況に追い込まれる前にも課徴金を科することを検討すべきではないか。政府の認識を示されたい。また、優越的地位の濫用、不当廉売、差別的対価についても課徴金の対象とすべきと考えるが政府の認識を示されたい。

二 審議制度の在り方について

考え方2(2)「審判手続の公正さ及び透明性の確保」として、「審判官の合議体には、法曹資格者を含むものとする。審判官作成の審決案と実質的に異なる審決を行うときには、その理由を審決に記載する旨明確にする。被審人と利害関係を有する者などを当該事件の審判官指定から除外する旨等を明確にする。」と記載されている。

しかし、①課徴金が引き上げられ、刑罰的要素が強まる中、処分の公平性をチェックするためには、同じ組織内での不服審判ではなく裁判所の判断にゆだねることが適切ではないか。②現在のように、公正取引委員会内で不服審判を行なうことは、公正取引委員会の審判結果を公正取引委員会で不服審判することとなり、処分権者と審判権者が同一なため、中立性・公平性を欠いており問題ではないか。③不服審判についてはガイドラインが明確化されており、技術的

判断の余地はないことから、裁判所の判断にゆだねても問題はなく、現在、不服審判は年間二十件以下であることからも、十分に裁判所で対応できると考える。

前記の①から③を踏まえ、また諸外国には公正取引委員会が不服審判を行つている国はないことから、国際的な制度の調和という観点からも、公正取引委員会が不服審判を行うことはやめるべきだと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣
町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出独占禁止法の改正等

の基本的考え方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出独占禁止法の改正等の基本的考え方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

附則第十三条の規定にかんがみ、内閣官房長官の下で開催された「独占禁止法基本問題懇談会」により取りまとめられた「独占禁止法基本問題懇談会報告書」(平成十九年六月二十六日公表)以下「報告書」という。を踏まえて、現在、公正取引委員会において検討を行つてあるところであり、御指摘の「独占禁止法の改正等の基本的考え方」(平成十九年十月十六日公表)は、同委員会の現時点における考え方を示したものである。

御指摘の課徴金の対象範囲の拡大については、報告書において、「私的独占(排除型)については、違反金の対象とすることが適當である。不公正な取引方法については、違反金の対象することは不適當であるという立場と、違反金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては違反金の対象とすべきであるという立場に分かれた。」「不公正な取引方法については、仮に違反金の対象とすることを検討する場合でも、(不当廉売、差別取扱い、再販売価格の拘束といった私的独占の予防的規制と位置づけられる行為類型を含む)不公平な取引方法全体を違反金の対象とすることよりも、私的独占の予防的規制とされていない行為類型のうち、違反金を賦課することによる抑止の必要性が高いと考えられるものに限定して違反金の対象とすることのはずを検討することが考えられる。この観点からは、ぎまん的顧客誘引、優越的地位の濫用については、私的独

占の予防的規制とは位置づけられず、また、違反行為者に不当な利得が生じる蓋然性が高く、特に、優越的地位の濫用については違反行為も多くみられることから、排除措置令に加えて、違反金を賦課することによる抑止の必要性を検討すべきであると考えられる。」とされていことを踏まえ、公正取引委員会としては、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占、一定の不当表示及び一定の優越的地位の濫用を行つた事業者に対する課徴金を導入することが適當としたものである。

また、御指摘の審判制度の在り方については、報告書において、「独占禁止法については、高度な専門性に基づく執行・判断が求められる。いわゆる実質的証拠法則を伴う審判制度は、準司法機関としての公正取引委員会による事実認定を尊重することを通じて、高度な専門性に基づく執行・判断を担保するとともに、早期の紛争解決を図ることができる。」等の理由から「審判制度を設けることが適當」、「現行法で採用されている不服審査型審判方式は、旧法下での事前審査型審判方式において、処分の遅延や制度の趣旨に沿わない審判の生じる誘因があり、審判件数の増加により違反行為に対する十分な抑止力の確保に支障を来すことが懸念されたこと、違反行為が後を絶たない中で迅速な処分、実効的な法執行が求められていること、を踏まえて導入されたものであり、導入後、現時点において、早期に処分がなされるとともに

官報(号外)

に、審判の件数は減少していると評価でき、一定の成果を上げていると考えられる」等の理由から「当面は、現行の不服審査型審判方式を維持することが適当」、「審判の迅速化や制度の趣旨に沿わない審判の増加を防止するための措置を講じた上で、独占禁止法違反事件の大部分を占める入札談合事案に関する実効的予防策の実施状況を踏まえつつ、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当」とされていることを踏まえ、公正取引委員会としては、現行の審判制度を当面維持するとともに、審判に対する信赖性を高めるため、所要の措置を講ずることが適當と考えたものである。

政府としては、独占禁止法の見直しについて、課徴金の対象範囲の拡大及び審判制度の在り方を含め、関係各方面の意見も踏まえつつ検討を進め、早急に結論を得るように努めてまいりたい。

沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月八日

藤末 健三

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員 藤末健三君提出沖縄戦における集団自決についての教科書

検定に関する質問主意書

平成二十年度から使用される高等学校歴史教科書の検定結果では、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との検定意見が付され、日本軍による命令・強制・誘導等の表現が削除・修正された。これに対し、主に沖縄県内の市町村議会や県議会において、検定意見を撤回し、記述を元に戻すよう求める意見書が相次いで採択され、これを受けて、文部科学省が書き換えを容認する意向を示しているとの報道がある。

そこで、以下質問する。
一 沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関して、どのような手続で審議を行つたのか明らかにされたい。また、審議を行つた検定委員会関係者がどのような人物であるのかを公表すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 沖縄戦の歴史的な事実関係をどのように検証したのか。その検証方法を明らかにし、またその検証で判明した歴史事実については、公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年十一月八日

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員 藤末健三君提出沖縄戦における集団自決についての教科書

検定に関する質問主意書

平成二十年度から使用される高等学校歴史教科書の検定結果では、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との検定意見が付され、日本軍による命令・強制・誘導等の表現が削除・修正された。これに対し、主に沖縄県内の市町村議会や県議会において、検定意見を撤回し、記述を元に戻すよう求める意見書が相次いで採択され、これを受けて、文部科学省が書き換えを容認する意向を示しているとの報道がある。

そこで、以下質問する。
一 沖縄戦における集団自決についての教科書検定については、教科用図書検定調査審議会(以下「審議会」という)第二部会において、同部会日本史小委員会での専門的な調査審議を経て、沖縄における集団自決に関する記述の一部について「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との検定意見を付すことが適當であるとの議決がなされ、審議会からその旨の報告を受けた文部科学大臣において、当該報告に基づき同内容の検定意見を付したところである。

また、文部科学省としては、審議会の各委員の氏名及び肩書については公表しているが、御指摘の教科書検定に関する審議に携わった審議会の委員の氏名等については、自由な意見交換が制約され、公正、中立な審査が損なわれるおそれがあることから、公表を控えているところである。

二について

参議院議員 藤末健三君提出沖縄戦における集団自決についての教科書

検定に関する質問主意書

平成二十年度から使用される高等学校歴史教科書の検定結果では、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との検定意見が付され、日本軍による命令・強制・誘導等の表現が削除・修正された。これに対し、主に沖縄県内の市町村議会や県議会において、検定意見を撤回し、記述を元に戻すよう求める意見書が相次いで採択され、これを受けて、文部科学省が書き換えを容認する意向を示しているとの報道がある。

そこで、以下質問する。
一について

参議院議員 藤末健三君提出沖縄戦における集団自決についての教科書

検定に関する質問主意書

ヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が一九九七年に制定され、種々の文化振興策がとられているが、今回の一回の国連宣言を受け、我が国でも国際水準に沿つた対応が求められる。

そこで、以下質問する。

一 国連宣言採択と政府の対応について

1 国連宣言が採択された歴史的意義と我が国が賛成した理由及び国連宣言が各国政府、我が国政府に与える効果について、政府の見解を示されたい。

2 政府は賛成の態度を示すに当たり、先住民族をどのように認識して判断したのか明らかにされたい。

二 アイヌ民族が先住民族であることについての政府の認識について

政府はアイヌ民族について、福田内閣総理大臣の衆議院本会議における答弁にみられるように、国連宣言に「先住民族」の定義に関する規定がないことを理由として先住民族とは認めないとの態度をとり続けている。しかし、アイヌ民族の先住性については一九九六年の「ウタリ対策」の方に関する有識者懇談会報告書が明確に言及し、かつ政府も認めていること、また一九九七年の二風谷ダム訴訟札幌地裁判決がアイヌ民族を先住民族と認定しているなど数々の歴史的経過、あるいは国際機関の評価などに照らし、政府の姿勢は明らかに説得力を欠くもの

である。

1 日本が一九一一年に批准した「臍肭獸保護條約」では第四条で「印甸人、アイノ人、アリュート人 其ノ他ノ土人 (other aborigines)」にオットセイ海上獵獲を認め、また第

十三条では「土人 (the natives) の生計ニ必
要な場合にオットセイ獵獲を認めていた。國立国会図書館「先住民族問題の現在」(調査と情報第二〇七号) が「先住民族 (Indigenous People)」と呼ばれる人々は國や地域によつて aboriginal people, native people, tribal peopleなどと呼ばれることがある」と示している

ことをみれば、この条約の規定は、当時の明治政府がアイヌ民族を他の例示された種族とともに aborigines, nativesなど今日の概念でいう「先住民族」と見なしていたことを示すものではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 政府は一九五六年、ILOの「独立国における先住民 (indigenous populations)」についての質問に対し、「アイヌ民族は完全に日本国民に同化しており、言語、習慣、文化、生活状態の特殊性は存在しなくなっている。アイヌ民族は文書8(一)にいう先住民族ではない」等の理由を挙げ「アイヌ民族に関する限り先住民の保護や統合のための国際的文書は必要ない」と表明している。具体的に何を根拠としてこうした回答となつたのか明らかにされたい。

5 我が国が批准している人種差別撤廃条約、市民的・政治的権利に関する条約他の実施状況に関する日本政府報告書に対し、関係する国連諸機関から、アイヌ民族の先住性若しくは先住民族であることを認め、対策を求める勧告が數度にわたり出されているが、この事実と勧告内容について、政府の認識を示されたい。

6 前記の歴史的経緯を踏まえ、政府は先住民族をどのようにとらえているのか明らかにされたい。

三 国連宣言に反対した四箇国の国内法について

今回の宣言には米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの四箇国が反対したが、これらの国々では自国内に多くの先住民族を擁し、それぞれの国内で既に先住民族の財産権の保障、生活保障を含む立法措置がなされている。例を挙げるならば、カナダでは先住民の権

に ILOに報告した文書では、「第二次世界大戦で日本は従属させた領土をすべて失ったため、その領土の先住民に屬すか、或いは同化した労働者も、国内で従属する先住民の労働者ももはや存在しない」とする趣旨的回答をしている。アイヌ民族はこの当時も「北海道土人保護法」の対象であり、かつ「旧土人」の英訳は「Indigenous Persons」であったが、政府が「本土の非自立土民労働者」は存在しないと見なした根拠は何か、明らかにされたい。

4 北海道ウタリ協会の野村義一理事長(当時)が一九九二年の国連総会「世界の先住民の国際年」で記念演説を行つてゐる事実は、国際社会がアイヌ民族を先住民として認めている証左と考えられるが、政府の認識を示されたい。

族の言語、習慣、文化、生活状態の歴史的、社会的背景等からみて先住民族と認めるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

一方、政府がこの条約について一九五三年

官報(号外)

利は憲法上の規定であり、米国ではインディア人権法により自治権限等が認められていること、ニュージーランドではマオリ語は公用語であり、ワイタンギ条約、土地法などにより土地政策が積み上げられていること、オーストラリアではアボリジニ土地法があり、先住権保護の方向で検討が進んでいることなどである。政府はこうした他国の現状を承知しているか明らかにされたい。また宣言採択を受け、今後、各国民の先住民族に関する法制度を更に研究する必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 アイヌ民族の現状について

我が国のアイヌ民族に関する立法は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」のみであり、一九九七年当時、制定の意義は大きかつたが、一方、国連での先住民族に関する議論の動向にからんがみアイヌ民族を明確に先住民族とは認めなかつたこと、また「生活保障」などの各点で限界があつたことも事実であり、立法当初から不十分さが指摘されてきた。北海道が二〇〇六年に実施した「ウタリ生活実態調査」において、アイヌ民族の生活保護率は三八・三パーセントと全国平均より高い全道(二四・六パーセント)と比較しても一・五倍の高率であること、大学進学率は全道三八・五パーセントに対しアイヌ民族は一

七・四パーセントと半分に満たないなど依然として厳しい状況が明らかにされている。また一九七二年の初めての全道調査で、アイヌ民族の人々は現在五十歳代を迎えている。政府はこうした現状についてどのような認識を持っているか。また現在の施策で十分と考えるかそれぞれ明らかにされたい。

北海道ウタリ協会は、政府に対し国連宣言にも盛り込まれている「国内審議機関」設置を求めており、北海道議会も十月五日、全会一致で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書を採択し、アイヌ民族の位置付けや権利を審議する機関を設置するよう要望して下「宣言」という。)について、我が国は、長年にわたる議論を踏まえ、初めて国際連合(以下「国連」という。)が先住民族の権利に関して採択した宣言であるという点で重要な意義を有するものと考えている。我が国は、宣言は人権の保護に資するものと考え、成票を投じたが、各との政府に与える効果について一概にお答えすることとは困難である。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下「宣言」という。)について、我が国は、長年にわたる議論を踏まえ、初めて国際連合(以下「国連」という。)が先住民族の権利に関して採択した宣言であるという点で重要な意義を有するものと考えている。我が国は、宣言は人権の保護に資するものと考え、成票を投じたが、各との政府に与える効果について一概にお答えすることとは困難である。

二の1について
アイヌの人々が御指摘の条約の第二条(四)にいう「本土ノ非自立土民ニ属シ又ハ之ニ類似スル労働者」に該当すると判断されていたのかについては、同条約の締結当時の経緯が明らかではなく、お尋ねにお答えすることは困難である。
二の2について
アイヌの人々が御指摘の条約の第二条(四)に記載があることは承知しているが、明治政府がアイヌの人々は「先住民族」であると考えていたのかに関する資料は確認されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員紙智子君提出「先住民族の権利に関する国連宣言」採択を受けた政府対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出「先住民族の権利に関する国連宣言」採択を受けた政府対応に関する質問に対する答弁書

五 アイヌ民族の位置付け等を審議する機関の設置について

五の1について
会の設置は政府として最低限の責務である。早急に政府内に機関を設置し、先住民族の問題を

抜本的に議論し、新たな対策に向けた対応をとるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一の2について
「先住民族」については、現在のところ国的に確立した定義がなく、宣言においても、「先住民族」の定義についての記述はないことから、我が国として宣言にいう「先住民族」に該当する民族がどの民族を指すのかは明らかではないと認識している。

御指摘の報告書がいかなる経緯によつて作成されたのかについては、当時の報告書作成過程に関する資料が確認されておらず、お答えすることは困難である。

二の3について
御指摘の報告書がいかなる経緯によつて作成されたのかについては、当時の報告書作成過程に関する資料が確認されておらず、お答えすることは困難であるが、政府としてはアイヌの人々が、アイヌ語や独自の風俗習慣を始めとする固有の文化を発展させてきた民族であり、いわゆる和人との関係において、日本列島北部周辺、取り分け北海道に先住していたことについては、歴史的事実として認識している。

なお、「先住民族」の定義をめぐる現状が一つについて述べたような状況にあることか

ら、我が国としてアイヌの人々が「先住民族」に該当するかについて、お答えすることは困難である。

二の4について

国連においては千九百九十二年当時だけではなく、現在においても「先住民族」の確立した定義はなく、国連においていかなる民族が「先住民族」であるかについて決定が行われたことがあるとは承知していない。

二の5について

国連の国際人権条約に関する委員会が我が国の政府報告に対して提示した最終見解において、アイヌの人々への言及があることは承知している。個人資格の専門家によるこうした委員会からの見解はいずれも法的拘束力を有するものではないが、その内容等を十分に検討した上で、政府として適切に対処していきたいと考えている。

二の6について

政府の「先住民族」に対する認識は一の2についてお答えしたとおりである。

三について

御指摘の他国の現状については承知している。政府としては、宣言の採択を受けて、今後各国の法制度を含め、宣言に関する諸外国の動向の把握に努めていく考えである。

四及び五について

アイヌの人々の生活水準は、北海道が実施し

てきた「北海道ウタリ生活実態調査」によれば、着実に向上しつつあるものの、なお一般道民との格差は是正されたとはいえない状況にあると

認識しており、政府は、北海道が進めている「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」とともに、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）に基づき、国土交通省及び文部科学省においてアイヌ文化振興等に関する施策を推進しているところであり、政府としては、このような施策への協力又は施策の推進を着実に実施していくことが肝要と考えている。

また、政府の「先住民族」に対する認識は一の2についてお答えしたとおりである。

こうしたことから、お尋ねの「機関」を設置することは考えていない。

障害者自立支援法の施行状況と特別対策に關する質問主意書

一〇〇六年四月に施行された「障害者自立支援法」（以下「自立支援法」という。）により、負担増の影響でサービス利用の中止や利用制限が起き、障

がい当事者の自立と社会参加が損なわれるという弊害が生じている。また、障がい福祉サービス事業者等は、日割制の導入と報酬単価の引下げにより、急激な収入減を生じ、その結果として人員削減や、給与引下げ、施設閉鎖や新規計画の頓挫を余儀なくされており、障がい福祉サービスが円滑に提供されない事態が危惧される。厚生労働省発表の実態調査によれば、さきに行われた特別対策は一定の効果がみられるとのことだが、その調査結果は現場の実態からかけ離れたものとなっている。特別対策は、重い障がいを抱える者ほど重い負担を求められる「定率負担」、つまり「応益負担」の理念を改めるものではなく、実態としても利用中止や利用制限、事業所の経営難は続いている。それは去る十月三十日、自立支援法の抜本的見直しを求めて日比谷公園に六千五百人もの障がい当事者が集まつたことでも明らかである。

そこで、以下質問する。

一 特別対策に地域移行・就労支援推進強化事業、在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業というものがあり、その目的の一つとして「重度訪問介護事業の人材確保」が挙げられているが、実際にこの特別対策を享受できた重度訪問

介護事業者は少ないとの現場からの情報があるが、実際どれだけの事業所が享受できたのか。またこの事業は前記目的に資するべく、順調に実施されていると政府は認識しているか。それぞれ明らかにされたい。

二 自立支援法施行により、重度訪問介護サービスから撤退した事業者は、全国にいくつあり、従来それを行ってきた事業者のうちどのくらいの割合に達するか明らかにされたい。また、把握していないのであれば、把握すべく調査をするべきではないか。政府の認識を示されたい。

三 移動介護は障がい者の社会参加のかなめであるが、地域生活支援事業の一部となつたため、特別対策で何の処置もされず、今回の調査対象からも外れている。当事者団体のDPI日本会議が行ったアンケートでは、自治体間格差が出ており、自治体によって外出時間に上限を設けたり、外出目的を制限する事態も起きている。移動支援（移動介護）サービスの利用と提供の実態について、自立支援法施行前と後でどう変わったか、政府は調査し、把握する必要がないと考えているのか。政府の認識を明らかにされたい。

四 障がい者が外出する際に、仕事帰り、学校帰り、通院帰りに買い物に寄つてはいけないなど、社会参加を目的とする外出と通年長期に必要な外出などをいちいち分けなければならない事態を、政府は妥当と考えているのか。政

参議院議長 江田 五月殿

谷 博之

平成十九年十一月十二日

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

障害者自立支援法の施行状況と特別対策に関する質問主意書

府の認識を明らかにされたい。

五 移動支援事業においては、市区町村が実際に提供的したサービス費用の半分を確実に国が補填するなど、国の財源確保の仕組みを従来の義務的経費に戻すべきではないか。政府の認識を示されたい。

六 ケアホームでのホームヘルプサービスの利用制限に関しては、特別対策で行動援助対象者等に限定して緩和策がとられたが、対象者の範囲も狭く十分に機能しておらず、経営難に陥つて閉鎖せざるを得ない事業所も散見される。対象者の拡大や小規模事業夜間支援体制加算の恒久化など抜本的に見直していく必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 このように特別対策は様々な不備が明白であるが、ないよりましという考え方で、特別対策を恒久化して欲しいとの声も都道府県の間に多いが、政府は特別対策を依然として経過措置としてとらえ、対策期間の終了後は、本則どおりの負担に戻す考えなのか明らかにされたい。

八 「障害福祉サービス利用の実態について第2回調査」においては、当初本年九月十二日に自治体からの調査票の回収締切りを設定していたが、その後厚生労働省のミスで調査原票に調査項目漏れが発覚し、再調査をかけた結果、最終的な回収締切りが十月二十四日と一箇月以上もずれ込んだと聞いている。このミスさえ厚生労働省が犯さなければ、遅くとも九月中には調査

結果が発表できたはずである。国会審議にも大きな影響を与えるこのミスについて、審議遅延をねらった意図があるのではと邪推できなくもないが、政府はどのように反省し、責任を取るつもりが明らかにされたい。

九 来年度、サービス提供事業者の経営実態調査を行うとのことだが、調査設計に当たっては、前記八のような失敗を繰り返さないためにも、経営の専門家ではない厚生労働省の中だけで設計・実施をせずに、調査の方法、項目、分析、時期等の面で有意義な調査を行ってく、民間経営コンサルタントへの委託ないしアドバイザリー契約を検討してはいかがか。政府の見解を示されたい。

十 福田内閣総理大臣は、自民党総裁選挙で「自立支援法を抜本的に見直す」と公約したが、そのスケジュールは、自立支援法の附則にある三年後の見直し規定を前倒しして実施するということ。あるいは、規定どおりの時期に見直すということか。見直しの時期について明らかにされたい。

十一 福田内閣総理大臣は、去る十月十一日の衆議院予算委員会において、民主党山井和則議員の自立支援法見直しに関する質問に対し、「附則の項目に限らず、制度全般にわたつて見直したと聞いている。今後は、現状の負担軽減措置をいつまで続けるのかという検討を行ふと聞いているが、その検討スケジュールについて、具体的に明らかにされたい。

十二 障がい者の範囲の検討については、自立支援法に対する参議院厚生労働委員会の附帯決議(二〇〇五年十月十三日)(以下「本附帯決議」という)の一項目に盛り込まれている。現在、政府では身体障害者認定基準及び知的障害の定義について、厚生労働科学研究の枠組みでの研究しか行っていない。発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等を障がい者の範囲に加えることについての研究や検討の現状について、明らかにされたい。

十三 福田内閣では、自立支援法を改正せずに、現行法の枠内で検討される政省令の改正や予算措置を、「抜本的見直し」と呼ぶのか。政府の見解を示されたい。

十四 政府は、将来にわたり障がい者の定率負担一割を、二割、三割と上げていく法改正をすることは絶対にないのか明らかにされたい。

十五 自立支援医療については、本附帯決議を踏まえて、厚生労働省に有識者による検討会を立ち上げ、二〇〇六年九月には対象範囲が確定したと聞いている。今後は、現状の負担軽減措置を行ふ旨の答弁をしたが、附則に掲げられた行うつもりなのか。具体的に明らかにされた右質問する。

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出障害者自立支援法の施行状況と特別対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出障害者自立支援法の施行状況と特別対策に関する質問に対するものであり、現時点において当該事業から助成を受けている事業所の数については把握していない。また、当該事業の実施状況については、今後、地方公共団体に対するヒアリング等を通じて把握するよう努めてまいりたい。

一について

御指摘の事業は本年度から本格的に実施されているものであり、現時点において当該事業から助成を受けている事業所の数については把握していない。また、当該事業の実施状況については、今後、地方公共団体に対するヒアリング等を通じて把握するよう努めてまいりたい。

二について

お尋ねの事業者の数及び割合については把握していないが、今後、地方公共団体に対するヒアリング等を通じて把握するよう努めてまいりたい。

三について

移動支援事業については、各地方公共団体の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業展開を可能とする地域生活支援事業として、障害者自立支援法(平成十七年

法律第二百二十三号)に位置付けられているものであり、厚生労働省としては、その実施方法等が個々の地方公共団体により異なることが問題であるとは考えておらず、御指摘のような調査を行なうことは考えていない。

四について

厚生労働省としては、御指摘のような状況は、各地方公共団体がそれぞれの地域の状況等を踏まえ、移動支援事業を実施していることにによるものであると認識している。

五について

移動支援事業を含む地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業展開を可能としているという事業の性格を踏まえ、障害者自立支援法上、国の義務的な負担としていないところであり、御指摘のような国への費用負担の仕組みとすることは考えていません。

六について

御指摘のケアホームにおける訪問介護利用対象者の拡大や小規模事業夜間支援体制加算の恒久化については、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームにおける議論等も踏まえ、今後、事業者に対する報酬の見直しの中で検討してまいりたい。

御指摘の特別対策は、平成二十年度末までの

措置であるが、その後の対応については、現在の特別対策の実施状況や与党の障害者自立支援

に関するプロジェクトチームにおける議論等も踏まえつつ、検討してまいりたい。

十五について

御指摘の再調査については、地方公共団体からの当初の回答を精査している段階で更に調査すべき項目が明らかとなつたため実施したものであるが、これは、御指摘のように国会審議の遅延を意図したものではもちろんなく、厚生労働省としては、国会審議にも資するよう可能な限り速やかに調査結果を取りまとめ、本年十月

お尋ねの「負担軽減措置」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、自立支援医療における負担上限額の設定等に係る経過措置が平成二十一年三月三十一日で終了することとされており、その取扱いについて、今後検討していくこととしているが、その検討スケジュールについては、現時点では未定である。

八について

御指摘のサービス提供事業者の経営実態調査については、専門的な知見を有する民間調査機関に委託して実施することとしている。

九について

障がい者の所得の確保に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月十二日

参議院議長 江田 五月殿

谷 博之

十、十一及び十三について

御指摘の「自立支援法の抜本的見直し」については、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームにおける議論等も踏まえて検討していくこととしており、その時期及び内容は、現時点において未定である。

十二について

厚生労働省としては、これまで発達障害者等について御指摘のような研究や検討は行っていないが、御指摘の附帯決議も踏まえ、障害者の範囲について検討を進めてまいりたい。

一について

障がい者の所得の確保に関する質問主意書

二〇〇六年四月に施行された「障害者自立支援法」(以下「自立支援法」という。)により、政府は障がい者に負担だけ押し付け、所得の確保に関する取組はほとんど進んでいない。

3 厚生年金加入者は被用者であることから、厚生年金加入者が障害者となつた場合、一般的に仕事を辞めねばならず、再就職先もすぐ

見つけるのは困難という考え方によつて障害厚生年金の制度があると聞いている。しか

では、「障害者の所得確保の在り方について速やかに検討し、三年以内に結論を得る」とある

が、これは決議日の二〇〇五年十月十三日から三年、つまり二〇〇八年十月という意味であ

り、自立支援法附則第三条第一項が示す施行後三年という時期とは明らかに異なる。ところが

厚生労働省の障害者の所得の確保に係る施策の検討チームはまだ二回しか会合を開いていない。政府はあと一年間で具体的な結論を得て、附帯決議の期限を守るつもりがあるかないか明らかにされたい。

二 障害年金について何点か質問する。

1 現在の障害基礎年金は、二級で年額七十九万二千三百円と子の加算額、一級で九十九万百

円と子の加算額であるが、現状では、これは非常に低い水準と認識する。諸外国と比較して、政府はこの水準をどのように認識しているか明らかにされたい。

2 障害厚生年金があるにもかかわらず、自営業者の年金の一階建て部分である国民年金基

金に障害年金の制度がない理由を明らかにされたい。

3 厚生年金加入者は被用者であることから、厚生年金加入者が障害者となつた場合、一般的に仕事を辞めねばならず、再就職先もすぐ

見つけるのは困難という考え方によつて障害厚生年金の制度があると聞いている。しか

官 報 (号 外)

し、今や国民年金加入者も、家族の補佐等により商売を続けられ、ある程度の収入を維持できるような自営業者だけではなく、フリー ターや非正規雇用者が増えている。障がい者の所得確保を考える上で、所得比例部分である年金制度の二階建て部分に障害年金の制度がある必然性はないのではないか。むしろ障害基礎年金を充実する方が、多様なライフスタイルと転職が当たり前の時代には、公平なものではないか。政府の認識を明らかにされたい。

三 障がい者の特定求職者雇用開発助成金や法定雇用率、職業能力開発事業において、障害者手帳(以下「手帳」という)がないと制度の適用を受けられないという声を以前から聞いている。つまり手帳のない発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等にとっては使えない制度である。手帳の基準と就労上の制限にギャップがあるにもかかわらず、違う基準で対象者を排除するような運用はあってはならない。本年一月三十一日、私はこの問題を、参議院本会議で難病者の就労支援として取り上げ、安倍内閣総理大臣(当時)は「障害者の就労支援策においては、障害手帳の有無にかかわらず、それぞれの方の障害の状況に応じて様々な支援を実施し、また強化しているところであります。」との答弁をしている。

1 現時点で、全国十九校の障害者職業能力開

発校のうち、手帳を持たない発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等を受け入れた実績のある学校は何校あり、手帳の所持を応募資格から外した学校は何校あるかそれぞれ明らかにされたい。

2 障がい者の特定求職者雇用開発助成金や法定雇用率等の対象に、手帳を所持しない発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等を加えるべきではないか。政府の見解を示されたい。

3 精神障がい者に対して医師の診断書を根拠に対象としているように、社会生活上の制限が同程度認められる場合は、手帳のない発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等においても医師の診断書等により制度を利用できることにするべきではないか。政府の見解を示されたい。

4 障がい者の能力開発の成果を、実際の就労につなげるためには、企業とのつながりを握つている職業安定局、ハローワークがもっと連携する。手帳の基準と就労上の制限にギャップがあるにもかかわらず、違う基準で対象者を排除するような運用はあってはならない。本年一月三十一日、私はこの問題を、参議院本会議で難病者の就労支援として取り上げ、安倍内閣総理大臣(当時)は「障害者の就労支援策においては、障害手帳の有無にかかわらず、それぞれの方の障害の状況に応じて様々な支援を実施し、また強化しているところであります。」との答弁をしている。

五 就労継続支援事業所や授産施設は、自立支援法の枠組みであり、自立支援法が手帳所持者しか対象としていないため、工賃倍増計画の対象施設にも発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等は入所することや通所することはできない。これについても対象者の見直しを行うべきではないか。政府の見解を示されたい。

六 本年十月三十一日に、二〇〇六年度の工賃月額の実績調査結果が発表された。それによると平均は月額一万二千二百二十二円となつていてが、これは二〇〇二年度の民間団体の調査結果と比べて低くなっている。少なくとも自立支援法初年度の実績は、工賃は下がつたと言えるのではないか。政府の見解を示されたい。

七 従来の福祉工場は、五年間のうちに就労継続支援A型事業所に移行することが求められているが、就労継続支援A型事業所に対する報酬単価は、福祉工場に対する単価より下げられている。まだ全国に百の福祉工場があるが、今後スマートにA型に移行するには、報酬単価の引上げが不可欠と考えるが、政府の見解を示されたい。

八 精神障がい者の授産施設はその多くが今後五年以内に就労継続支援事業B型に移行することになると思われるが、現行報酬体系では、精神障がい者特有の「出席率」の低さにより、運営収入の減少を避けられない。B型の単価を引き上げる考えはあるか。あるいは報酬を月払い方式(旧支援費方式)に変更する考えはあるか。それも検討を進めてまいりたい。

九 精神障がい者に対する「一人ひとりへのきめ細かな個別支援」業務を、利用する精神障がい者の再発率予防の生命線と位置づけ、精神保健福祉士加算など専門業務に対する報酬を創設する考えはあるか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣
町村 信孝
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出障がい者の所得の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出障がい者の所得の確保に関する質問に対する答弁書

一について

障害者の所得の確保に係る施策の在り方については、御指摘の附帯決議も踏まえつつ、今後とも検討を進めてまいりたい。

二の1について

障害基礎年金の給付水準については、公的年金の中核である老齢年金とのバランスに配慮し、障害等級が二級の場合には、満額の老齢基礎年金と同額の年金額とし、障害等級が一級の場合には、介護等に必要な経費等に配慮して、満額の老齢基礎年金の一・二五倍の年金額とし

官報(号外)

ているところであり、適切なものであると考えている。

また、お尋ねの諸外国との給付水準の比較については、社会経済状況等の違いからそれぞれの年金制度の仕組みが異なるため、単純に比較することは困難である。

二の2について

国民年金基金制度は、自営業者等の老後生活の多様なニーズに応えるために整備され、加入

員が年金の給付の種類や加入口数を選択できる任意加入で積立方式の制度である。こうした制度に、普遍的に発生する老齢を支給事由とする給付に加え、発生率の低い障害を支給事由とする給付を導入した場合、その導入に伴い掛金の引上げが必要となるが、これについて加入員の理解が得られるのかといった等の問題があり、現在、国民年金基金制度には障害年金の制度が設けられていないところである。

二の3について

厚生年金保険制度は、被用者は、自営業者等と異なり、一般に退職等により職業生活の継続が困難となつた場合には生活基盤を失うものであるという事情を踏まえ、事業主が保険料の半分を負担することにより、従前の賃金に比例した額を支給するなどの手厚い年金給付を行う制度となつてきているが、在職中の障害事故についても、このような手厚い年金給付を行う必要があることから、障害基礎年金に加えて障害厚生年

金の給付が必要であると考えている。

なお、パート労働者等の増加を踏まえ、第六十六回国会に提出した被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案においては、正社員に近いパート労働者に適用拡大をするという考え方の下、パート労働者に対して厚生年金の適用拡大をすることとしている。

三の1について

障害者職業能力開発校における身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の有無別の受講状況は把握しておらず、お尋ねの手帳を持たない発達障害者、高次脳機能障害者、難病者等の受入れ実績のある学校の数についてお答えすることは困難である。

応募資格に係るお尋ねについては、身体障害者及び知的障害者のいずれにおいても手帳の所持者であることを要件としていたものが一校

であったが、平成十九年度にこの要件を廃止したところである。また、身体障害者又は知的障害者のいすれか一方について手帳の所持者であることを要件としていたものが九校あったが、このうち、三校については、平成十九年度にこの要件を廃止し、六校については、同年度に児童相談所等の公的機関の判定や医師の診断等でも応募可能となるよう要件の見直しを行つたところである。

三の2について

障害者雇用率制度は、広く事業主に一定割合の障害者の雇用義務を課すものであり、事業主が障害者を雇用するに当たっては、当該事業主が就労支援や雇用管理を十分に行えること、障害の特性に配慮した職務が開発されていること及び障害者であることの確認が可能であることが必要となるものと考えるが、御指摘の「手帳を所持しない発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病者等」については、現時点においては、このような条件が整っていないことから、障害者雇用率制度の対象とすることは困難であると考える。

また、特定求職者雇用開発助成金制度においては、助成金の支給に当たっては、事業主が雇用した者が障害者であることの確認が必要であるため、原則として障害者雇用率制度の対象となる障害者を対象としているところである。

三の3について

御指摘の「制度」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、仮に障害者職業能力開発校、特定求職者雇用開発助成金及び障害者雇用率制度を指すものであるとすれば、障害者職業能力開発校については、御指摘の障害者はすべて手帳の有無にかかわらず受講対象となつており、また、特定求職者雇用開発助成金及び障害者雇用率制度については、三の2についてでお答えしたとおり、現時点で御指摘の障害者をその対象

四について

厚生労働省としては、できるだけ多くの公共職業安定所に障害者を配置するよう努めてまいりたい。

五について

御指摘の「工賃倍増五か年計画」の対象となる施設は、就労継続支援B型事業所並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)施行前の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設であるが、同法においては、手帳の有無にかかわらず、御指摘の発達障害者等であつても、同法第四条第一項の障害者に該当する場合には、これらの施設を利用することが可能である。

また、障害者自立支援法の対象となる障害者等の範囲については、同法附則第三条第一項などを踏まえ、検討を進めてまいりたい。

六について

御指摘の民間団体の行つた調査結果とは、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会の「平成十五年度社会就労センター実態調査」の結果のことと考えられるが、当該調査については、厚生労働省が平成十九年に実施した調査とは、調査対象事業所の範囲が異なることなどから、これらの調査結果を単純に比較することはできないと考える。

厚生労働省としては、事業者に対する報酬の

支払方式について、障害者自立支援法が施行される前の月額払方式から日々の利用実績に応じた日額払方式に改めるとともに、一定の欠員等があつた場合においても運営に必要な費用が賄えるよう配慮して報酬単価を設定するとともに、一定期間利用を休止している利用者に対する相談援助等を行つた場合の加算措置を講じてあるほか、平成二十年度までの措置として、従前の月額払による報酬額等の九割を保障するなどの対策を講じているところであるが、今後の報酬のあり方については、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームにおける議論等も踏まえ検討してまいりたい。

そこで、以下質問する。

一 「差別の定義」を定めている本条約第二条は、「合理的配慮の否定」を含めるとしているが、現行の障害者基本法上の「差別」に「合理的配慮の否定」は含まれるのか、あるいは含まれないのか。法文上明らかでないと承知しているが、政府の法解釈を明らかにされたい。

二 今後政府は、前記一で述べた「合理的配慮の否定」を国内法上においても「障害に基づく差別」の定義に含めるとともに、「合理的配慮の有無」についての判断基準を政省令で規定していくことが求められている。その前に、既に英米において行われているように、障がい当事者団体と緊密な連携と協議を重ねることで、多様な具体的事例の分析、蓄積を行い、合理的配慮を提供する場合に「過度な負担」があるかどうかの判断に資する指針(ガイドライン)作りに早急に着手するべきではないか。政府の見解を示されたい。

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
町村 信孝

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出障害者の権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出障害者の権利に関する質問に対する質問に対する答弁書

答弁書

官外(号)

障害者の権利に関する条約の国内履行に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月十二日

参議院議長 江田 五月殿

谷 博之

障害者の権利に関する条約の国内履行に関する質問主意書

政府は本年九月二十八日、障害者の権利に関する条約(以下「本条約」という。)に署名し、批准に向け、国内法や制度の見直しと履行が急務となつ

総合的に考慮して判断されなければならないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

一について

政府としては、現時点において御指摘の指針(ガイドライン)作りを行う予定はないが、本条約の締結に向けた今後の作業の過程において、その要否につき検討していくこととした。

二について

御指摘の「過度な負担」の有無については、本条約の規定の趣旨に照らし、「合理的配慮」を提供すべき者における負担の内容・程度等の諸般の事情を総合的に勘案した上で判断されるべきものであると考えている。

現行の障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三条第三項、第四条及び第六条第二項において規定されている「差別」という文言については、同法上特段の定義規定が設けられておらず、これに障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「本条約」という。)第二条に規定する「合理的配慮の否定」が含まれるか否かといふことが法文上明らかでないことは、御指摘のとおりである。

平成十九年十一月十五日

参議院議長 江田 五月殿

福島みづほ

一について

地震時における原子力空母の安全性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月十五日

参議院議長 江田 五月殿

福島みづほ

障害者の権利に関する条約の国内履行に関する質問主意書

政府は本年九月二十八日、障害者の権利に関する条約(以下「本条約」という。)に署名し、批准に向け、国内法や制度の見直しと履行が急務となつ

者的人数、負担すべき費用、被る不利益の内容及び程度その他雇用主・事業主側の事情並びに法律要綱案にあるように、具体的な根拠及び資料に基づき、雇用主や事業主の財務状況、被用

中越沖地震において、柏崎・刈羽原子力発電所では、想定以上の規模の地震が起こり、原子力発

官 報 (号 外)

電所の安全性、耐震性が大きな問題となつた。しかしながら、このような危険は、原子力発電所にとどまらず、配備を予定されている原子力空母についても検討されなくてはならない。ある専門家は、首都圏で、直下型地震が起きた場合、横須賀に入港中の原子力空母の原子炉にメルトダウンが起ければ、首都圏の百万人が死亡する危険性があると指摘している。

地震国・日本にあつて、地震時における原子力空母の安全性を確認するため、以下質問する。

一 原子力空母の安全性について

1 原子力発電所においては、地震の際、引き波による五メートル程度の水位低下や海底地盤の隆起によつて海水の取り入れが困難となり、原子炉の冷却が困難となる事が指摘されている。横須賀に入港する原子力空母の場合、冷却用の海水の取入口はどの位置にあるのか。また、何メートルの水位の低下があつた場合に、海水の取り入れが困難となるかについて、承知していることをそれぞれ示されたい。承知していない場合は、米国より資料入手し、それぞれ明らかにされたい。

2 三浦半島直下型地震が起こつた場合、横須賀市の埋立地は、震度七以上で液状化現象が起ると予測されている。現在、米国軍予算によって、横須賀基地にガス発電所、変電施設、純水工場、ユーティリティ等が建設されているが、震度七以上の地震が起こつた場合

かしながら、このようないいのであれば、配備を予定されている原子力空母についても検討されなくてはならない。ある専門家は、首都圏で、直下型地震が起きた場合、横須賀は、首都圏で、直下型地震が起きた場合、横須賀

の耐震性について、日本の耐震設計基準を満たしていると確認しているか。確認していないのであれば、米国より資料入手し、それぞれについて、具体的なデータを示されたい。

3 前記1及び2のような事態となつた場合、原子炉事故防止のために、原子力空母艦内及び艦外に、どのような非常用設備があると政府は把握しているか。把握していないのであれば、米国より資料入手し、それぞれについて具体的に示されたい。

4 原子力空母艦内及び艦外に設置された原子炉事故防止のための非常用設備が、想定外の地震やトラブルによつて作動しない事があり得るかどうか、政府は米国より資料入手すべきである。原子力空母艦内及び艦外に設置された原子炉事故防止のための非常用設備について、政府は安全性を審査しているか明らかにされたい。審査しているのであれば、早急に確認が必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

三 原子力空母の液体及び固体の放射性廃棄物は、将来にわたつて、横須賀基地において原子空母外に搬出しないことを日米政府間で確認しているか。確認していないのであれば、早急に確認が必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

四 米国、サンディエゴの市民団体が米国海軍に情報公開を求めて得られた公文書によると、一九七三年に原子力潜水艦ガードフイッシュにおいて冷却水漏れが起り、五名の水兵が被曝し、治療を受けたという。政府は、この事実を確認しているか明らかにされたい。また、確認していないのであれば、その詳細な事実関係に

書「海軍空母——通常型空母及び原子力空母の費用対効果」は、横須賀を原子力空母の母港とするためには、以下の三点、(1)放射能作業をする工場の建設、(2)放射性廃棄物の貯蔵施設の設置、(3)原子力空母の修理作業を行うためのドライドックの改良、が必要であると指摘している。しかし、これらの施設は、原子炉の修理をしない、放射性廃棄物は原則として搬出しない、という点について日米間で合意した「エード・メモワール」に抵触する。ゆえに、米国議会会計検査院が指摘する前記三点は、将来にわたり得るかどうか、政府は米国より資料入手すべきだという声が高まっている。米国においては、サンディエゴ基地が原子力空母の母港とされた際に、環境アセスメントが実施され、米国海軍関係者から地元住民に対して公聴会が開かれたという。今後、政府及び米国海軍関係者から、横須賀の地元住民に対して、直接、原子力空母の原子炉に関する、具体的な情報公開及び安全性について説明を行う場を設定する予定はあるのか明らかにされたい。また、設定しないのであれば、その理由を示されたい。

右質問する。

五 本年八月末に、横須賀市は、地元住民に対して、原子力空母の安全対策について説明会を行つた。しかしながら、説明の際に、原子炉についての具体的な情報の提供がなかつたため、地元住民に不安が広がつている。そのため、地元住民からは、政府や米国海軍から、地元住民に対しても、より具体的な情報の提供がなされるべきだという声が高まつてゐる。米国においては、サンディエゴ基地が原子力空母の母港とされた際に、環境アセスメントが実施され、米国海軍関係者から地元住民に対して公聴会が開かれたという。今後、政府及び米国海軍関係者から、横須賀の地元住民に対して、直接、原子力空母の原子炉に関する、具体的な情報公開及び安全性について説明を行う場を設定する予定はあるのか明らかにされたい。また、設定しないのであれば、その理由を示されたい。

六五

二 一九九八年の米国議会会計検査院による報告

参議院議員福島みずほ君提出地震時における原子力空母の安全性に関する質問に対する答弁書

一の1について

米海軍より、原子力推進の空母（以下「原子力空母」という。）が横須賀海軍施設に入港中に大規模地震が発生したとしても、原子力空母の周りの水が緩衝材となり地震の衝撃を吸収するため、原子炉を含む船体にほとんど影響がなく、また、引き波により船体が海底に接触する事態が発生した場合でも、原子炉は船の中でも最も安全である船の中心に置かれているため、原子炉の安全は維持されるとの説明を受けている。

お尋ねの原子力空母の冷却用の海水の取入口の位置等については、米海軍は、軍事上の理由により、それを公開しない方針であり、お尋ねの点については、政府として承知していない。

一の2について

一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、我が国に駐留する米軍についても同様である。したがって、御指摘の建築物の耐震設計基準について、我が国の法令は適用されないが、米海軍からは、御指摘の建築物については日本国内の耐震設計基準に準じた米国の耐震設計基準に基づく厳重な審査が行われているとの説明を受けている。

一の3及び4について

お尋ねの「非常用設備」が具体的に何を意味す

るのか必ずしも明らかではないが、米国政府は、米海軍の原子力推進型の軍艦（以下「原子力軍艦」という。）について、累次にわたる政府声明及び覚書をもってその安全性を保証するとともに、その運航に関連して米国の港においてとられる安全上のすべての予防措置及び手続を我が国のおいても厳格に実施することを保証

してきていること、平成十八年四月十七日にシーファー駐日米国大使から麻生外務大臣（当時）に対して手交された、米海軍の原子力軍艦

の安全性に関する事項が記載された文書（以下「ファクトシート」という。）において、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する方針をすべて堅持し厳密に実施するとの米国政府の従来からの方針が改めて明示的に確認され、また、米海軍の原子力軍艦の設計や構造に関する情報を含め、従来よりも詳細な説明がされていること、並びに我が国寄港時を含め、米海軍の原子力軍艦について、これまで長期間にわたって安全に運航してきた実績があることから、政府としては、確保されることを確信している。

米国政府は、ファクトシートに述べられており、我が国において米海軍の原子力軍艦の原子炉の修理や燃料の交換を行わないことも含め、米海軍の原子力軍艦の安全性に関する從来からの方針を今後とも堅持する旨を明言して

いる。
また、米国政府からは、今後とも我が国における米海軍の使用する施設及び区域において原子炉の修理が行われることなく、そのための施設が整備されることはないとの説明を受けている。

お尋ねについては、現在、米国政府に対して確認を行っている。

お尋ねについては、現在、米国政府に対して確認を行っている。

五について

政府として、本年八月末から九月上旬にかけ、横須賀市が原子力空母への交替に向けた安全・安心に関する市民説明会を主催したことは承知している。政府としては、「米海軍の原子力艦の安全性」についてパンフレットを作成し、関係する地元自治体に対して配付しているところであり、地元の理解を得るべく、努力を行つていく考えである。

二及び三について

米海軍の原子力軍艦の我が国寄港時の安全性が確保されることを確信している。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十一月十五日

川田 龍平

クボタ・ショック後のアスベスト対策に関する質問主意書

株式会社クボタは、二〇〇五年六月二十九日、同社従業員や退職者、関係業者等にアスベストが原因の患者が多発していること、並びに兵庫県尼崎市の旧神崎工場の周辺で中皮腫を発症した一般住民への見舞金の支払を決めたことを発表した。

これを契機として、各地でアスベスト関連企業の従業員や家族、工場周辺の住民における健康被害が次々と表面化した。アスベスト被害がそれまで考えられていた以上に深刻であることが判明し、政府は緊急の対応を迫られるとともに、アスベスト対策の根本的な見直しを余儀なくされた。この問題はクボタ・ショックとも呼ばれ、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿被害救済法」という。）が制定され、被害者救済のほか、アスベストの全面禁止、建築物内のばく露防止対策等、様々な面でのアスベスト対策が進められてきた。

クボタ・ショックでは、環境ばく露による一般市民多数へのアスベスト被害の発生が確認されたが、これは国際的に見ても同種の事例は極めて少なく、日本の行政と企業が百年以上にわたりアスベスト使用を積極的に推進してきた結果である。被害の顕在化は今後も長期にわたつて続くとも言われ、事態は非常に深刻である。だが、被害実態の調査は一部の地域で進められているものの、アスベストを輸入あるいは製造、販売してきた企業

参議院議長 江田 五月殿

川田 龍平

によるアスベストの使用実態に関するデータの公表は非常に不十分であり、アスベスト問題の原因究明には程遠い。さらに、政府が行ったアスベス
ト問題についての検証も、クボタ・ショックの発生後に、各省で取りまとめた調査報告があるのみで、依然として不十分である。アスベスト問題の精密な検証と情報公開は、有害物質による同種の被害発生を繰り返さないために必要であり、一層の取組が求められている。
以上の観点から、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、「項目」ごとに平易な文章で答弁されたい。また、答弁期日を延期しても差し支えないので、正確かつ丁寧な答弁を期したい。
一 アスベスト問題への対策費について
1 二〇〇五年度補正予算並びに二〇〇六年度予算のうち、アスベスト問題への対策に用いられた予算額及びその省庁別・対策別の内訳、内訳との成果をそれぞれ示されたい。
2 二〇〇七年度予算のうち、アスベスト問題への対策に用いられる予算額及びその省庁別・対策別の内訳をそれぞれ示されたい。
3 石綿被害救済法第三十一条第二項に定めた以外に、アスベスト問題の対策として、政府は機構に対して支出しているか。支出しているならば、その額及び目的、使途について、二〇〇五年度分、二〇〇六年度分、二〇〇七年度分をそれぞれ示されたい。
4 機構の二〇〇五年度決算報告書によると、石綿健康被害救済業務勘定のうち「業務経費（石綿健康被害救済業務経費）」は一億五千三百二十四万四千五百六十六円であった。これらの内訳は「広報等に係る経費（印刷、送料等）」、「本部増床及び支部事業所借上のための敷金」、「システム開発等に係る業務委託費」、「事務所執務環境の整備（机、椅子等）に係る経費」、「事務所借上等の賃借料」、「人件費」

平成十九年十一月二十六日 参議院会議録第九号 質問主意書及び答弁書

金」、「地方公共団体から拠出された資金」、「船舶所有者から徴収した一般拠出金」、「厚生労働大臣から交付された金額」、「当該基金の運用によって生じた利子」、「その他の収入金」は、それぞれいくらか。二〇〇五年度分、二〇〇六年度分、二〇〇七年度分をそれぞれ示されたい。
2 基金の業務費用について、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が行う業務の執行に要する費用に相当する金額は、いくらか。二〇〇五年度分、二〇〇六年度分、二〇〇七年度分をそれぞれ示されたい。
3 石綿被害救済法第三十一条第二項に定めた以外に、アスベスト問題の対策として、政府は機構に対して支出しているか。支出しているならば、その額及び目的、使途について、二〇〇五年度分、二〇〇六年度分、二〇〇七年度分をそれぞれ示されたい。
4 私企業である特別事業主の発生させたアスベスト被害の救済に多額の公費を支出するにもかかわらず、「当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれがある」という程度で「特別事業主の名称及び特別拠出金の額」を公開しないことは、合理性を欠くのではないかと考えるが政府の見解を示されたい。

三 基金の事業主負担制度について
1 アスベスト問題について、政府は汚染者負担の原則を重視すべきであると考えるが政府の見解を示されたい。
2 石綿被害救済法第四十七条第一項において定められた特別事業主と特別拠出金について、政府の「石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会」は、「特別事業主の名称及び特別拠出金の額については、公にすることにより、当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から公開しないことが適当」としているが、「特別事業主の名称及び特別拠出金の額」の公開によって「害されるおそれがある」、「当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、具体的にどのようなものか明らかにされたい。
3 「特別事業主の名称及び特別拠出金の額」を公開しないことについて、特別事業主側から求めがあつたのか。求めがあつたとすれば、公開しないことを求める特別事業主側の理由は、具体的にどのようなものであつたか。それはぞれ明らかにされたい。
4 私企業である特別事業主の発生させたアスベスト被害の救済に多額の公費を支出するにもかかわらず、「当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれがある」という程度で「特別事業主の名称及び特別拠出金の額」を公開しないことは、合理性を欠くのではないかと考えるが政府の見解を示されたい。

5 二〇〇六年度の機構の業務経費（石綿健康被害救済業務経費）について、前項と同様に詳細な使途及び金額をそれぞれ示されたい。
6 機構の業務経費について、より効率的かつ効果的な業務へと見直しを行い、業務経費を削減して「救済給付の支給に要する費用」を増やすべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。
7 特別事業主の発生させたアスベスト被害の救済に多額の公費を支出するにもかかわらず、「当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれがある」という程度で「特別事業主の名称及び特別拠出金の額」を公開しないことは、合理性を欠くのではないかと考えるが政府の見解を示されたい。
8 特別事業主の数及び名称、拠出総額、特別事業主との特別拠出金の額をそれぞれ示されたい。
9 政府の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」資料等によると、基金における二〇一〇年までの累計の見込額は約七百五十七億円であり、割合別に見ると、救済基金の負担割合は、国が約五十六パーセント、地方公共団体が約五パーセント、事業主が約三十九パーセントであるという。ところが、特別事業主に限つて見ると、特別拠出金の累計の見込額は約十三・五億円であり、割合では約一・八パーセントにすぎない。よつて、アスベスト被害について直接的な責任を負つてい

る特別事業主の負担が、極端に少ないと思われるが政府の見解を示されたい。

7 汚染者負担の原則からすると、政府は特別事業主に対して一層の負担を求めるべきではないか。政府の見解を示されたい。また、求めないとすれば、なぜ求めないのかその理由を明らかにされたい。

四 アスベストと損害保険の関係について

1 山崎権一金融庁総務企画局参事官は、二〇〇六年二月三日の参議院環境委員会において、損害保険会社のアスベスト免責について、「主要な損害保険会社にヒアリング」したと答弁している。このヒアリングについて、ヒアリング対象の損害保険会社の名称並びに質問事項、回答内容をそれぞれ具体的に示された。

2 日本国で営業している損害保険会社に、現在、アスベストによる損害の引受けを行っているところはあるのか明らかにされたい。仮に、政府がこのことを把握していないならば、把握するべきではないか。政府の見解を示されたい。

5 企業向けの保険契約の特約について、金融庁による認可や届出を受ける必要がないとしたことが、アスベストと損害保険の問題の背景にあるのではないか。政府の見解を示されたい。

6 アスベストによる損害を免責としているかどうか、いつの時点から免責としたか、アスベストに関する賠償の再保険の引受けを行っているかどうか、それにより将来発生する可能性のある損害額、それに対する損害保険会社の対応等、アスベストと損害保険の問題について、損害保険会社は自ら積極的に公表・説明するべきではないか。政府の見解を示されたい。

3 日本国内で営業している損害保険会社に、過去、アスベストによる損害の引受けを行つていて、現在は、アスベストによる損害を不担保特約条項に入れているところはあるのか明らかにされたい。仮に、政府がこのことを把握していないならば、把握するべきではない。

7 前記の損害保険会社について、アスベストによる損害を不担保特約条項を入れた年月日及びその理由を会社ごとにそれぞれ示されたい。仮に、政府がこのことを把握していないならば、把握するべきではないか。政府の見解を示されたい。

いか。政府の見解を示されたい。

4 前記の損害保険会社について、アスベストによる損害を不担保特約条項を入れた年月日及びその理由を会社ごとにそれぞれ示されたい。仮に、政府がこのことを把握していないならば、把握するべきではないか。政府の見解を示されたい。

は、事業場名を公表していない。なぜ、二〇〇四年度までは事業場名を公表しながら、二〇〇五年度以降については公表していないのか。かつて政府が事業場名の公表について「広く国民に提供することが重要」と説明していたことを踏まえた上で、合理的かつ具体的な理由を示されたい。

5 事業場名の公表は、かつて政府が説明していたとおり「対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起」で「周辺住民となるか否かの確認に役立つ」など「今後の被害を未然に防ぐための対応」のために内閣府において一億六千万円、法務省において三億四千万円、外務省において十億七千万円、財務省において十億六千万円、文部科学省において七百四十四億七千万円、厚生労働省において三百九十九億一千万円、農林水産省において十四億三千万円、経済産業省において二十億二千万円、国土交通省において百八十五億八千万円及び旧防衛庁において十六億七千万円の予算を計上している。なお、このほか施設整備費等アスベスト対策に係る経費を事業費の一部として含むものがある。

6 平成十七年度補正予算においては、「隙間のない健康被害者の救済」のため、環境省において三百八十七億六千万円の予算を計上している。また、既存施設におけるアスベストの除去など「今後の被害を未然に防ぐための対応」のため内閣府において一億六千万円、法務省において三億四千万円、外務省において十億七千万円、財務省において十億六千万円、文部科学省において七百四十四億七千万円、厚生労働省において三百九十九億一千万円、農林水産省において十四億三千万円、経済産業省において二十億二千万円、国土交通省において百八十五億八千万円及び旧防衛庁において十六億七千万円の予算を計上している。なお、このほか施設整備費等アスベスト対策に係る経費を事業費の一部として含むものがある。

7 平成十八年度予算においては、「隙間のない健康被害者の救済」のため、環境省において八億円及び厚生労働省において八十四億一千万円の予算を計上している。また、既存施設におけるアスベストの除去など「今後の被害を未然に防ぐための対応」のため、財務省において三億一千円、文部科学省において五千万円、厚生労働省において十四億九千万円、農林水産省において十四億九千万円、農林水産省において

参議院議員川田龍平君提出クボタ・ショックク後のアスベスト対策に関する質問に対する答弁書

において七億円、経済産業省において二億四千万円及び環境省において三億七千五百万円の予算を計上している。さらに、国民への情報提供など「国民の有する不安への対応」のため、厚生労働省において三億二千万円、環境省において一億二千万円及び旧防衛庁において一千万円の予算を計上している。なお、このほか施設整備費等アスベスト対策に係る経費を事業費の一部として含むものがある。

御指摘の成果としては、「隙間のない健康被害者の救済」については、石綿による健康被害に関する法律(平成十八年法律第四号)。以下「石綿健康被害救済法」という。に基づき、平成十八年度末までに、救済給付については二千三百八十九件、特別遺族給付金については八百八十二件の認定を行い、救済給付等の支給を実施した。また、「今後の被害を未然に防ぐための対応」については、関係省庁において実施しているアスベスト使用実態調査において現時点までに把握している状況によると、アスベス

トにばく露するおそれがあつた施設等のうち、延べ二万八百七十九箇所について既に除去等の措置がとられており、延べ一万二百三箇所について立入禁止等の措置、都道府県等への指導の措置等がとられている。さらに、国民への情報提供など「国民の有する不安への対応」については、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく健康管理手帳所持者に対する

おいて七億円、経済産業省において二億四千万円及び環境省において三億七千五百万円の予算を計上している。さらに、国民への情報提供など「国民の有する不安への対応」のため、厚生労働省において三億二千万円、環境省において一億二千万円及び旧防衛庁において一千円の予算を計上している。なお、このほか施設整備費等アスベスト対策に係る経費を事業費の一部として含むものがある。

平成十九年度予算においては、「隙間のない健康被害者の救済」のため、厚生労働省において六十二億六千万円及び環境省において七億四千万円の予算を計上している。また、既存施設におけるアスベストの除去など「今後の被害を未然に防ぐための対応」のため、外務省において四千万円、文部科学省において二千万円、厚生労働省において九億九千万円、農林水産省に

おいて三億五千万円、経済産業省において三億円、環境省において八千円及び防衛省において二億四千万円の予算を計上している。さらに、国民への情報提供など「国民の有する不安への対応」のため、厚生労働省において五億八千円であり、平成十九年度予算では五億八千三百五万八千円が計上されている。石綿健康被害救済法第三十六条の規定に基づき、機構に対し厚生労働大臣から交付された額は、平成十九年度に平成十九年十一月十六日現在で七十億二千六十六万円である。また、機関によると、石綿健康被害救済法第三十二条第二項の規定に基づき、地方公共団体からは平成十九年度に平成十九年十一月十六日現在で四億九千四百万円が拠出されており、石綿健康被害救済法第三十五条第二項の規定に基づき、船舶所有者からは平成十九年度に平成十九年十一月十六日現在で一千三百六十六万七千九百五十一円の一般拠出金が徴収されており、また、石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子は、平成十七年度は実績がなく、平成十八年度は一億二千七百九十一万九千八百十六円、平成十九年度は平成十九年十一月十六日現在で九千四百六十六万二千六百円である。機関によれば、以上の収入以外の収入金はないとのことである。

構によると、機関が行う業務の事務の執行をする費用として、平成十七年度は一億五千三十万一千四百五十六円が支出され、平成十八年度は八億四千八百四万六千三百六十六円が支出され、平成十九年度予算において十一億七千五百七十一万三千円が計上されているとのことである。

無料の健康診断を実施しているとともに、建築

二の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、石綿健康被害救済法第三十二条第一項の規定に基づき独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)に対し政府から交付された額は、平成十七年度に三百八十七億五千九百八十万六千八百六十七円、平成十八年度に一億五百三十九万六千円であり、平成十九年度予算では五億八千三百五万八千円が計上されている。石綿健康被害救済法第三十六条の規定に基づき、機構に対し厚生労働大臣から交付された額は、平成十九年度に平成十九年十一月十六日現在で七十億二千六十六万円である。また、機関によると、石綿健康被害救済法第三十二条第二項の規定に基づき、地方公共団体からは平成十九年度に平成十九年十一月十六日現在で四億九千四百万円が拠出されており、石綿健康被害救済法第三十五条第二項の規定に基づき、船舶所有者からは平成十九年度に平成十九年十一月十六日現在で一千三百六十六万七千九百五十一円の一般拠出金が徴収されており、また、石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子は、平成十七年度は実績がなく、平成十八年度は一億二千七百九十一万九千八百十六円、平成十九年度は平成十九年十一月十六日現在で九千四百六十六万二千六百円である。機関によれば、以上の収入以外の収入金はないとのことである。

構によると、機関が行う業務の事務の執行をする費用として、平成十七年度は一億五千三十万一千四百五十六円が支出され、平成十八年度は八億四千八百四万六千三百六十六円が支出され、平成十九年度予算において十一億七千五百七十一万三千円が計上されているとのことである。

平成十九年度予算においては、「隙間のない健康被害者の救済」のため、厚生労働省において六十二億六千万円及び環境省において七億四千万円の予算を計上している。また、既存施設

におけるアスベストの除去など「今後の被害を未然に防ぐための対応」のため、外務省において四千万円、文部科学省において二千万円、厚生労働省において九億九千万円、農林水産省に

おいて三億五千万円、経済産業省において三億円、環境省において八千円及び防衛省において二億四千万円の予算を計上している。さらに、国民への情報提供など「国民の有する不安への対応」のため、厚生労働省において五億八千円であり、平成十九年度予算では五億八千三百五万八千円が計上されている。石綿健康被害救済制度の被認定者に関する医学的所見等の解析調査のために、平成十九年度予算において千百七十一万八千円が計上されている。

平成十九年度から機関が実施する石綿健康被害救済制度の被認定者に関する医学的所見等の解析調査のために、平成十九年度予算において千百七十一万八千円が計上されている。

構によると、平成十七年度の業務経費のうちの石綿健康被害救済業務経費のうち、広報費等に係る経費は五千三十七万百二十七円、本部増床及び支部事業所借上のための敷金は三千九百三十三万六百九十六円、システム開発費等に係る業務委託費は二百九十四万円、事務所執務環境の整備に係る経費は二千二百三十三万二千一百十円、事務所借上等の賃借料は五百三万六千七百五十六円、人件費等は三百四十三万二千五百十一円、その他出張旅費、ホームページ改修等業務委託費、レントゲンフィルム保管用フォルダーや消耗品費等の経費は二千六百九十万九千六百十六円であるとのことである。

機関によると、平成十八年度の業務経費のう

一の3について
予算を適切に執行することにより、一の1について示したような成果を得ているものである。
り、「十分な成果」を上げているものと考えてい
る。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、機

構によると、平成十八年度の業務経費のう

一の2について
予算を適切に執行することにより、一の1について示したような成果を得ているものである。
り、「十分な成果」を上げているものと考えてい
る。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、機

構によると、平成十八年度の業務経費のう

ちの石綿健康被害救済業務経費のうち、広報費等に係る経費は、申請・給付関係が一億五千七百三十一万一千四百十四円、徴収関係が百十七万八千三百二十六円であり、システム開発費等に係る業務委託費は九千三十三万三千六百円、事務所執務環境の整備に係る経費は千三百九十万四千五百九十三円、事務所借上等の賃借料は九千百八十三万五千九百四円、人件費等は三億三百六十九万六千三百五十円、その他出張旅費、備品費、各種機器リース料・保守料、レンタルゲンフィルム保管用フォルダー等消耗品費等の経費は一億八千九百七十八万六千百七十九円であるとのことである。

二の6について

機構における業務については、環境省独立行政法人評価委員会における評価を通じて、常時、効率的かつ効果的な業務への見直しが図られているものと考えているが、今後とも被災者への救済給付の支給が適切に行われるよう努めてまいりたい。

三の1について

本来、被害者の救済は、その原因者が救済に係る費用を負担することが原則であるが、石綿による健康被害については、発症までの潜伏期間が三十年から四十年と非常に長期にわたること、石綿がその有用性から広範に利用されてきたこと等の事情により、個々の健康被害について原因者を特定することが極めて困難であることが、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事責任又は国家賠償責任と切り離し、国、地方公共団体及び事業主が全体で費用を負担し、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものであり、個々の健康被害の因果関係を明らかにして、その原因者から費用を徴収しようとするものではない。

二の6について

環境省としては、特別事業主の名称及び特別拠出金の額の公開によって害されるおそれがある当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益としては、当該特別事業主に対する正当な社会的評価等を想定している。

三の3について

御指摘の「特別事業主側」の意味するところが必ずしも明らかでないが、石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会(以下「検討会」という。)における審議の結果、「公にすることにより、特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から特別事業主の名称及び特別拠出金の額は公開しない」とされたことを踏まえ、特別事業主の名称及び特別拠出金の額を公開しないこととしているものである。

三の5について

特別事業主の数は四社であり、平成十九年度における特別拠出金の総額は三億三千五百七十五万六千二百三十四円である。特別事業主の名称及び特別事業主ごとの特別拠出金の額については、環境省としては、これを公開することによって特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えており、お答えすることは差し控えたい。

三の4について

環境省としては、特別事業主の名称及び特別拠出金の額を公開することによって特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとの理由で、特別事業主の名称及び特別拠出金の額を公開しないことは、行

いう特殊性が存在しているため、石綿健康被害救済制度においては、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、民事責任又は国家賠償責任と切り離し、国、地方公共団体及び事業主が全体で費用を負担することとしている。

三の2について

環境省としては、個々の健康被害について原因者を特定することが極めて困難であること等の石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事責任又は国家賠償責任と切り離し、国、地方公共団体及び事業者が全体で費用を負担し、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものであり、個々の健康被害の因果関係を明らかにして、その原因者から費用を徴収しようとするものではない。

三の5について

政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の趣旨にのつとったものであると考えており、「合理性を欠く」ものとは考えていない。

三の6について

なお、石綿健康被害救済制度は、個々の健康被害について原因者を特定することが極めて困難であること等の石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事責任又は国家賠償責任と切り離し、国、地方公共団体及び事業者が全体で費用を負担し、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものであり、個々の健康被害の因果関係を明らかにして、その原因者から費用を徴収しようとするものではない。

三の7について

特別事業主の負担については、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して特別拠出金の額の算定方法を定めることとされていることを受けて、検討会及び中央環境審議会における審議の結果を踏まえ、事業場ごとの石綿の使用量及び事業場ごとの労災認定期数などの利用し得る限りの客観的な指標を用いて算定しているところであり、環境省としては、このように算定される特別事業主の負担の程度は適正なものであると考えており、特定事業主に対して一層の負担を求めるることは考えていない。

なお、石綿健康被害救済制度は、個々の健康

被害について原因者を特定することが極めて困難であること等の石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事責任又は国家賠償責任と切り離し、国、地方公共団体及び事業者が全体で費用を負担し、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものであり、個々の健康被害の因果関係を明らかにして、その原因者から費用を徴収しようとするものではない。

四の1について

企業賠償責任保険におけるアスベストによる損害の取扱いについてヒアリングを行った事実はあるが、具体的な損害保険会社の名称や個々のやりとりについて明らかにすることは、金融庁の円滑な業務遂行に支障を来すおそれがあること等から答弁を差し控えた。

四の2について

企業の損害賠償責任をどのように損害保険で担保するかについては、企業と損害保険会社間の私的な契約にゆだねられており、金融庁としては、お尋ねの点については把握していない。

四の3について

企業の損害賠償責任をどのように損害保険で担保するかについては、企業と損害保険会社間の私的な契約にゆだねられており、金融庁としては、お尋ねの点については把握していない。

四の4について

企業の損害賠償責任をどのように損害保険で担保するかについては、企業と損害保険会社間の私的な契約にゆだねられており、金融庁としては、お尋ねの点については把握していない。

の私的な契約にゆだねられており、金融庁としては、お尋ねの点については把握していない。

四の5について

損害保険会社における企業向け商品については、契約者が一般の個人契約者と比較して専門的知見を有している企業であることにかんがみ、原則として、個々の企業の多様なニーズに応じて保険会社と当該企業との私的な契約により柔軟に商品の内容を設計することができるよう、当該保険契約の趣旨、目的等の範囲内で、金融庁の商品審査を受けることなく特約の新設又は変更を行い得るものとしているところである。

るものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に対する方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能

五の3について

五の2について述べたとおり、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことのある方に対し、石綿ばく露作業に従事したことの注意喚起につながるものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組に役立つものであると考えている。

四の6について

御指摘のような情報の開示については、損害保険会社が自ら判断すべきものと考えている。石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の周知の在り方を検討してきたところであり、現時点で公表に至っていないものである。

五の1について

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表を含め、石綿ばく露作業に関する情報の周知の在り方を検討してきたところであり、現時点で公表に至っていないものである。

五の2について

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意喚起につながるものである。

官 報 (号 外)

平成十九年十一月二十六日 參議院會議錄第九号

第明治
三十五年三月三十日
種郵便物認可

発行所	〒一 二東京一〇五番地 都港区虎ノ門二四五丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 三三四〇円)